

九訂

特別研修資料第4号

事 件 事 務 解 説

法 務 総 合 研 究 所

九訂

特別研修資料第4号

事 件 事 務 解 説

法 務 総 合 研 究 所

九訂版のはしがき

この資料は、平成25年3月19日付け法務省刑総訓第1号をもって事件事務規程の全面改正が行われ、これが同年4月1日から施行されたことに伴い、同17年3月に刊行された八訂特別研修資料第4号を基にして改訂したものである。

改訂に当たっては、藎孝一大臣官房人事課上席補佐官を煩わし、刑事局総務課検務係の協力を得た。

平成 27 年 3 月

法務総合研究所

八訂版のはしがき

この資料は、平成11年3月に刊行された七訂特別研修資料第4号「事件事務解説」を基として、その後の規程の改正、通達等を織り込むとともに、利用者の便を図るため、索引(事項、判例、検務実務家会同、通達等)等を設けたものである。さらに、前回の改訂の際にも増して訴訟書類の作成に当たり記名押印、契印不要等書類例示一覧表を始めとして付録の充実も図った。

今回の改訂に当たっては、富永康雄最高検察庁検務課長補佐に加筆、補筆の労を煩わせた。

平成 17 年 3 月

法務総合研究所

七訂版のはしがき

この資料は、平成6年2月に刊行された六訂特別研修資料第4号「事件事務解説」を基として、その後の規程の改正、通達等を織り込むとともに、①公用文表記に改められていない部分の補正、②表現の平易化、③他の検務関係事務解説との注記表記等の平そく合わせ、④付録として現行事件事務規程の掲載等を行ったものである。改訂に当たっては、富永康雄刑事局総務課補佐官に加筆、補筆の労を煩わした。

平成11年3月

法務総合研究所

六訂版のはしがき

この資料は、平成元年3月に刊行された五訂特別研修資料第4号「事件事務解説」を基として、その後の規程の改正、通達等を織り込んだものである。改訂に当たっては、村山和雄刑事局総務課補佐官に加筆、補筆の労を煩わした。

平成6年2月

法務総合研究所

五訂版のはしがき

この資料は、昭和62年12月25日付け法務省刑総訓第1060号をもって事件事務規程の全面改正が行われ、これが同63年4月1日から施行されたことに伴い、同59年3月24日に刊行された四訂特別研修資料第4号を基にして改訂したものである。改訂に当たっては、最高検察庁会計課長傳法谷弘氏に加筆、補筆の労を煩わした。

平成元年3月

法務総合研究所

四訂版のはしがき

この資料は、昭和53年12月に刊行された三訂特別研修資料第4号「事件事務解説」を基として、その後の規程の改正、通達等を織り込んだものである。改訂に当たっては、武内道明刑事局総務課補佐官に加筆、補筆の労を煩わした。

なお、旧版の紙型を利用した部分があるので、仮名遣いで不統一な箇所があることをお断りしておく。

昭和59年3月

法務総合研究所

三訂版のはしがき

この資料は、昭和51年3月に刊行された再訂特別研修資料第4号「事件事務解説」を基として、その後の規程の改正、通達、質疑回答を織り込むとともに、昭和50年1月以降、支部・区検において全国的に実施されている検務事務処理票による事務処理についての解説を付け加えたものである。改訂に当たっては、長塚亨東京高検会計課長を煩わした。

なお、本書は、予算の都合により、旧版の紙型を利用した部分があるため、現行の当用漢字、仮名遣いでない箇所があることをお断りしておく。

昭和53年12月

法務総合研究所

再訂版のはしがき

この資料は、昭和44年4月に刊行された改訂特別研修資料第4号「事件事務解説」を基として、その後の規程の改正、通達、質疑回答を織り込んだものである。改訂に当たっては、長塚亨刑事局総務課長補佐を煩わし、俵谷利幸刑事局総務課長及び西本昌基研修第二部長が校閲した。

なお、本書は、予算の都合上により、旧版の紙型を利用した部分があるため、現行の当用漢字、仮名遣いでない箇所があることをお断りしておく。

昭和51年3月

法務総合研究所

は し が き

改訂特別研修資料第4号として本書を刊行する。

この資料は、事件受理から裁判確定にいたるまでのいわゆる事件事務のうち、主として検察事務官が処理する事務について解説したものであり、昭和42年1月発刊した特別研修資料第4号「事件事務解説」を基として、その後の規程の改正、質疑回答等を織り込んだものである。

検察事務官のための普通科・高等科研修の基本教材および事務処理上の参考書として活用願いたい。

昭和44年4月

法務総合研究所

は し が き

特別研修資料第4号として、「事件事務解説」を刊行する。

この資料は、第1号の「証拠品事務解説」にはじまるシリーズもので、現に検察庁で検務及び事務局関係の各種事務に携わっている者の手軽な参考書として、あるいは各種研修の教材として利用されることを狙いとされたものである。

証拠品事務規程・徴収事務規程・執行事務規程のいわゆる検務三法に加え、新たに事件事務規程が制定されて、検務事務関係の諸規程が整備され、この種事務の全国的統一が図られたことは、誠に感慨深いものがある。

この資料が、この種事務の執行のための新しい導きとなることを切に願ってやまない。

なお、本書は、刑事局総務課長伊藤栄樹氏と同課検務第一係長長塚享氏を煩わし、共同執筆をお願いしたものである。

昭和42年1月

法務総合研究所

目次

総論

第1章 事件事務について	1
第2章 事件事務規程について	2

各論

第1章 事件の受理	5
第2章 捜査	13
第1節 通則	13
第2節 捜査の端緒	13
第3節 任意捜査	15
第4節 逮捕	19
第5節 被疑者の勾留	24
第6節 被疑者の釈放	39
第7節 被疑者の収容	44
第8節 差押え、搜索及び検証	50
第9節 その他の強制捜査	53
第10節 捜査の共助	54
第3章 事件処理	56
第1節 通則	56
第2節 起訴	58
第3節 第三者所有物の没収に関する告知手続	64
第4節 不起訴	68
第5節 中止	79
第6節 移送	81

総 論

第1章 事件事務について

事件事務あるいは事件関係事務という場合、それがいかなる事務を包括する概念であるかについては、これまで確立された解釈はない。狭く解すれば、事件の受理に関する事項及びこれに関連する事項と定義付けることもできるし、広く解すれば、事件の受理から裁判の執行に至るまでの刑事事件に関する全ての検察事務をいうものと定義付けることもできる。しかし、事件事務を一般的に定義付けることは、検察事務運営上必須のこととも考えられないので、事件事務規程は、既存の事務規程の規定する事務の範囲や、実際に事務の運営に当たる職員の便宜を考慮して、一応、事件の受理、捜査、処理及び公判遂行等に関する事務を事件事務とみなすこととして、その取扱手続の大綱を定めることとしている。

2	目 次	
	第7節 少年事件の送致等	84
	第4章 公判手続	86
	第1節 通 則	86
	第2節 公判未提出記録等の送付及び受領手続	88
	第3節 勾引及び被告人の勾留	89
	第4節 裁 判	99
	第5章 上 訴	104
	第6章 再 審	106
	第7章 検察審査会の議決に対する手続	108
	第8章 特別取扱い	110
	第9章 高等検察庁における手続	111
	第1節 被 疑 事 件	111
	第2節 公 判 手 続	111
	第10章 最高検察庁における手続	114
	・ 事項索引	1
	・ 判例索引	7
	・ 通達等索引	7
	[付]	
	1 記名押印、契印不要等書類例示一覧表	1
	2-① 被疑者の釈放に関する手続一覧表	2
	2-② 被告人の釈放に関する手続一覧表	3
	事件事務規程	4

第2章 事件事務規程について

第1 事件事務規程

- 1 事件事務規程（以下「規程」という。）は、平成25年3月19日付け法務省刑総訓第1号法務大臣訓令をもって訓令され、同年4月1日から施行されたものである。
- 2 規程は、検察庁事務章程（昭和60年法務省訓令第1号大臣訓令）、執行事務規程（平成25年法務省刑総訓第2号大臣訓令）、証拠品事務規程（平成2年法務省刑総訓第287号大臣訓令）、徴収事務規程（平成25年法務省刑総訓第4号大臣訓令）等と同様に検察庁法（昭和22年法律第61号）第32条にいう「検察庁の事務章程」の一つであり、訓令の宛先は、検事総長、検事長、検事正とされているが、これは直接検察庁の全職員を拘束するものである。

第2 規程の目的等

- 1 この規程は、事件の受理、捜査、処理及び公判遂行等に関する事務の取扱手続を規定し、これを取り扱う職員の職務とその責任を明確にし、もって、事件に関する事務の適正な運用を図ることを目的としている。
- 2 規程は、他の事務規程と多少趣を異にし、主に関係事務の取扱手続の大綱を定めるものとしている。これは、規程にいう事件関係事務の中には、捜査、処理、公判遂行のように、検察官の本来的職務そのものに属する事務が少なからず存するのであるが、これらについては、専ら個人の検察官の判断と上司の適切な指揮監督とに委ねることとし、事務処理の統一を期するために必要な書式を定める等の規制を行うの

にとどめているからである。したがって、これらの事務に関する規定の中には、書式のみを規定したものもあるわけである。

- 3 規程において、「事件担当事務官」、「令状担当事務官」及び「公判担当事務官」がそれぞれ定義され、事件担当事務官は、組織機構上の高等検察庁の検務課若しくは検務第一課又は地方検察庁若しくは区検察庁の検務部門の事件担当部署に属する検察事務官のみを指すものではなく、検察庁事務章程の定めるところにより、規程により定める事件の受理及び処理に関する具体的事務を所管し、又は分担する検察事務官一般を指すものとして位置付けられた。

また、令状担当事務官は、令状の請求及び執行に関する具体的事務を所管し、又は分担する検察事務官一般を指すもの、公判担当事務官は、公判遂行に関する具体的事務を所管し、又は分担する検察事務官一般を指すものとそれぞれ位置付けられた。

第3 規程の改正等について

- 1 検察総合情報管理システム（以下「検察システム」という。）の導入に伴い、検察システムによる管理を原則とし、全国統一的な事件事務の管理を行うとともに、一層の合理化、適正化を図るため、平成25年3月19日付け法務省刑総訓第1号法務大臣訓令をもって、それまでの規程の全部が改正され、現在の規程が定められた。
- 2 規程第1条に規定する事件の受理、捜査、処理及び公判遂行等に関する事務その他これに付随する事項については、検察システムにより管理を行うこととされ、その管理方法については、「検察総合情報管理システムによる事件事務取扱要領」（「事件事務規程の改正について」（平成25年3月19日付け法務省刑総第405号刑事局長通達別添））で定めている。
- 3 平成26年3月11日付け法務省刑総訓第1号大臣訓令をもって、一部

4 第2章 事件事務規程について

が改正された。この訓令は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第47号）が公布され、平成26年4月1日から施行されることに伴い発せられたものであり、規程第77条第1項及び書式例中様式第120号に所要の改正（引用している条文が変更された。）が加えられた。

- 4 平成26年5月12日付け法務省刑総訓第6号大臣訓令をもって、一部が改正された。この訓令は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）が公布され、平成26年5月20日から施行されることに伴い発せられたものであり、書式例中様式第1号及び第2号に所要の改正（事件記録・証拠品送致票の「使用上の注意」欄に記載されている事件名のうち、「自動車運転過失致死傷事件」が「過失運転致死傷事件」に変更された。）が加えられた。

各 論

第1章 事件の受理

第1 受理手続を行う場合（第3条）

1 事件の受理手続は、規程第3条第1号から第8号までに掲げる事由が生じた場合に行う。同条は、被疑事件の受理事由を全て網羅した趣旨であって、受理手続の行われない被疑事件の存在を認めるものではないから、検察官の捜査、処理の対象となる全ての被疑事件は、各号のどれかに当たるものとして受理手続を行わなければならない。

2 事件の受理手続は、次の場合に行う。

- (1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第203条第1項、第211条、第216条、第242条、第245条又は第246条の規定により司法警察員又は国税庁監察官から事件の送致又は送付を受けたとき（第1号）。

規程は、「事件の送致又は送付」という字句を用いているが、これは、正確には、刑訴法第203条第1項並びにこれを準用する第211条及び第216条の規定による場合「身柄の送致」であり、第242条及びこれを準用する第245条の規定による場合「書類及び証拠物の送付」であるが、便宜実務上の慣用に従って「事件の送致又は送付」と規定されたものである。

- (2) 他の検察庁の検察官から事件の送致を受けたとき（第2号）。
- (3) 少年法（昭和23年法律第168号）第19条第2項（同法第23条第3項において準用する場合を含む。）、第20条又は第23条第1項の規

定により事件が検察官に送致されたとき（第3号）。

これは、刑事処分相当又は年齢超過の理由により家庭裁判所からいわゆる逆送を受けた場合である。

(4) 検察官が告訴、告発、自首又は請求を受けたとき（第4号）。

(5) 検察官が自ら犯罪を認知してその捜査に着手したとき（第5号）。

いわゆる検察官認知の場合であるが、受理手続を行うべき時点は、検察官が自ら犯罪を認知してその捜査に着手したときである。検察官認知の端緒となる事由は、極めて多岐にわたり、個々の検察官が認知に基づいていつ捜査に着手したか否かが明らかでない場合もあると考えられるが、実務上は、検察官による捜査の着手が客観的に明らかとなったとき、例えば、各種令状請求書が作成されたときや参考人の供述調書が作成されたとき等を捜査の着手の時期として受理手続を行うべきである。

投書、申告等があった場合は、それだけでは一般に受理の事由とはならない。これに基づいて内偵等の上、検察官が犯罪ありと認めてその捜査に着手したときに初めて受理手続を行うべきである。

また、いわゆる重要未検挙事件については、それが発生したというだけでは受理の事由とならず、検察官が自ら検視、実況見分のために臨場し、あるいは、自ら鑑定処分許可状、検証許可状を請求する等現実に捜査に着手したときに受理手続を行う。

なお、司法警察員等から「事件の引継ぎ」（注）がなされた場合や、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年法律第138号）第12条に基づいて被疑者を受領した場合等は、規程第3条第5号に当たるものとして受理手続を行うこととなる。

(注)（刑訴法第193条第3項の）具体的指揮権の効果として、同一事件について検察官と司法警察職員とが同時併行的に捜査を行っているような場合、検察官が必要と認めて、司法警察職員に対してその捜査中の事件の引継ぎを求め、以後検察官の指揮のもとに捜査を行わせることもできるものと解される（註釈刑事訴訟法＜新版＞第三巻64ページ〔伊藤栄樹・河上和雄補正〕）。

(6) 不起訴処分又は中止処分に付した事件を再起するとき（第6号）。

再起とは、不起訴処分又は中止処分に付した事件について、捜査を再開し、処分を変更し又は不起訴裁定主文を変更しようとすることを意味する。不起訴処分に対する告訴人の不服申立て等（注1）により上級庁から起訴命令があったような場合には、当然事件を再起すべきであり、規程第3条第6号に当たるものとして受理手続を行うこととなる。

なお、検察審査会で起訴相当又は不起訴不当の議決があった場合、更に起訴をすべき旨の議決があった場合には、事件を再起して事件の受理手続を行うこととされている（注2）。

(注1) 検察官のした不起訴処分については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てができない（同法第4条第1項第6号）が、実務上、上級検察庁の長に対して不服申立てをして監督権の発動を促すことがある。このような不服申立てがあったときは、その上級検察庁においてこれを受理してその処分を再検討するなど適正な処理が行われている（規程第191条）。

(注2) 検察審査会の議決に対する手続については、規程第169条以下に規定されており、第7章で触れる。

(7) 刑訴法第329条の規定による管轄違いの判決、刑訴法第338条第4号の規定による公訴棄却の判決又は刑訴法第339条第1項第1号若しくは第463条の2第2項の規定による公訴棄却の決定が確定したとき（第7号）。

これらの裁判は、いずれも既判力を生じない形式的裁判であるから、再起訴の前提として、新たに受理の手続を行うものである。ま

た、受理手続は、これらの裁判をした裁判所に対応する検察庁において行うべきであるから、控訴審において刑訴法第338条第4号の規定による公訴棄却の判決があった場合には、対応する高等検察庁において受理手続を行うこととなる(注)。

(注) 昭和43年検務実務家会同事務関係1問答(例規集)

(8) 前に公訴の取消しをした事件につき刑訴法第340条の規定により更に公訴を提起しようとするとき(第8号)。

3 規程第3条が、受理手続を行うべきものとしているのは、被疑事件に限られるから、刑訴法第266条第2号の規定による付審判決定、裁判所による併合、移送若しくは差戻しの裁判、再審開始決定又は正式裁判の申立て等によって事件が対応裁判所の公判に係属したような場合には、事件の受理手続は行われぬ(これらの場合には、検察システムによりその旨を管理することとなる。)

4 規程は、事件を受理すべき庁については、何ら規定していない。したがって、司法警察員をして、事物管轄が地方裁判所と簡易裁判所に競合する事件を地方検察庁又は区検察庁のいずれに送致せしめる取扱いとするかなどは、各庁の運用に委ねられている。

第2 事件記録の受領手続(第4条)

1 事件担当事務官は、司法警察員又は国税庁監察官(以下「司法警察員等」という。)から事件の送致又は送付を受け、事件記録を受領したときは、これを事件記録・証拠品送致票(甲)(様式第1号)又は事件記録・証拠品送致票(乙)(様式第2号)(以下「送致票」という。)と対照確認した上、送致票の甲、乙两片に押印して乙片を切り取り、送致票を司法警察員等に返還する。証拠品がある場合には、事件担当事務官は、送致票と共に事件記録及び証拠品を証拠品担当事務

官に送付する。証拠品担当事務官は、証拠品事務規程第4条第3項所定の手続をする。

2 事件記録・証拠品送致票に代え、司法警察員等が作成した電磁的記録と共に事件記録を受領する場合において、証拠品のないときは司法警察員等に適宜の方法により受領した旨を通知し、証拠品のあるときは事件記録及び証拠品を証拠品担当事務官に送付する。

この場合、司法警察員等が作成した「事件記録・証拠品送致票」の記載事項に相当する内容の電磁的記録を、事件担当事務官が「送致データ」として受領し、これを検察システムに反映させ、事件を送致又は送付した司法警察員等に対して、事件記録を受領した旨を適宜の方法(例えば、司法警察員等から送致又は送付を受ける際に受領したUSBメモリに記録する方法や検察システムに反映させた事件受理に関する事項を印刷して書面を司法警察員等に交付するなどの方法が考えられる。)により、事件担当事務官から通知する。

証拠品があるときは、事件担当事務官は、証拠品担当事務官に対し、送致データと共に事件記録と証拠品を送付し、証拠品担当事務官から司法警察員等に対し、事件記録及び証拠品を受領した旨を適宜の方法により通知することとなる。

なお、事件記録及び証拠品の受領手続の取扱いについて、事件記録・証拠品送致票によるのか、送致データによるのかは、各庁の実情に応じた取扱いに委ねられている。

3 事件担当事務官は、他の検察庁の検察官から事件の送致を受けたときは、検察システムにより事件記録及び証拠品の授受関係を管理する。

この場合において、事件記録と共に証拠品の送付を受けたときは、事件担当事務官は、規程第5条の規定により受理手続を行い、上記1と同様に証拠品担当事務官に事件記録及び証拠品を送付する。

4 送致票は、司法警察員等が事件を送致又は送付する場合に使用されるほか、収税官吏、税関職員等が事件を検察官に告発する場合にも使用することとされているから、これら（注）の者から告発があったときは、規程第4条第1項の規定に準じて事件記録の受領手続をする。

（注）昭34.3.28刑事5466号刑事局長通達記二(1)（例規集）

5 事件の送致を受けた場合において、当該被疑者が逮捕中であるとき、すなわち、いわゆる身柄付き事件であるときは、その逮捕が逮捕状によるものであれば逮捕状の所定欄に、その逮捕が現行犯逮捕によるものであれば現行犯人逮捕手続書の適宜の箇所（通常、末尾の余白部分）に、送致を受けた旨及びその年月日時等を記入して記名押印する。規程上記記名押印の主体について規定されていないことから分かるように、記名押印する者は、検察官、検察事務官のいずれであっても差し支えない。なぜなら、身柄の送致を受ける者は検察官に限られるから、検察官が記名押印することが手続が適法に実行されたことを証明する最も明快な方法であるが、検察官を補佐する検察事務官が、検察官において送致を受けたことを確認した趣旨で検察事務官たる自己の名を記して押印したとしても、手続が適法に実行されたことを証明する手段として欠けるところがないと考えられるからである。

第3 事件受理の管理（第5条）

1 事件担当事務官は、事件を受理したときは、検察システムによりその旨を管理するとともに、事件受理の事由区分に従い、事件番号を事件記録表紙等に記入する。

受理の事由	事件番号の記入箇所
第3条第1号	送致（付）書の所定欄
同条第2号	移送書（甲）（様式第3号）又は移送書（乙） （様式第4号）
同条第3号	家庭裁判所で添付した送付書
同条第4号	直受事件表紙（様式第5号）を付し、その所定欄
同条第5号から第8号まで	認知・再起事件表紙（様式第6号）を付し、その所定欄

2 事件番号は、規程第3条の受理の事由が生じるときに、被疑者1名につき1番号を付し、暦年ごとに改める。この場合において、規程第3条第2号、第3号、第6号、第7号又は第8号に掲げる事由により受理手続をするときは、その事件が処理されたときに被疑者に付されていた事件番号の数に応じた事件番号を付す。

受理事件の事件番号の取扱いについては、原則として、一被疑者、一受理事由、一番号によって事件番号を付すこととなるが、検察システムにより事件の受理及び処理を管理することとなったことに伴い、例外として、移送受理（規程第3条第2号）、家庭裁判所からの逆送受理（同条第3号）、再起（同条第6号）、管轄違いの判決、公訴手続違反による公訴棄却判決等があった場合における再起訴するための受理（同条第7号）、公訴の取消しをした事件につき再起訴するための受理（同条第8号）をする場合には、一度受理した事件番号の単位（再受理前の事件番号の数）で事件の受理手続を行うものである。

例えば、A地方検察庁において、被疑者1名で二つの事件番号が採

12 第1章 事件の受理

番された事件を一件記録として一通の移送書でB地方検察庁に移送した場合、これを受理するB地方検察庁の事件担当事務官は、A地方検察庁と同様に事件番号を二つ採番して受理することとなる。

- 3 被疑者の数が不明の事件については、その人員を1名として番号を付し、後に被疑者の数が判明した場合にその数が2名以上であるときは、その1名を超える人員については、規程第3条第5号に掲げる事由があるものとして新たに受理手続を行う。
- 4 事件番号は、事件受理から捜査、処理、公判、裁判の執行、記録の保存に至るまでの間、事件との関連を持たせるための最も重要な番号であるから、事件受理に際しては、事件番号を重複させたり、事件記録等に誤記したりすることのないよう留意しなければならない。

1 通の送致（付）書等記録の表紙に、複数の被疑者氏名が記載されているときは、どの被疑者が事件番号の何番に当たるかを明らかにしておく必要がある。

- 5 事件番号は、「 年検第 号」と呼称する。一般事件と道路交通法違反事件等の区分は、事件番号の呼称により区分するのではなく、検察システムにより、事件番号とは別の事件区分という独立した識別事項により区分することとなる。

したがって、一般事件の事件番号1番と道路交通法違反事件の事件番号1番というような番号体系は採り得ず、これらを区分したい場合には、あらかじめ十万番台を一般事件、五十万番台を道路交通法違反事件とするなど、各庁の事情に応じた取扱いを定めておく必要がある。

また、地方検察庁受理事件及び併置区検察庁等受理事件の事件番号の採番方法については、庁別に区分することなく事件番号を採番する取扱いも可能である。

第2章 捜 査

第1節 通 則

担当事件の管理（第6条）

検察官は、検察システムにより、捜査を担当する事件を適切に管理しておかなければならない。

事件を担当する検察官は、事件記録の授受を明らかにし、記録の所在を管理し、記録を毀損、汚損することのないよう管理するだけでなく、事件の未済及び既済について、公訴時効満了日、少年が成年に達する時期などを適切に把握して、管理することが求められる。

また、検察官は、他の検察官に事件の引継ぎをするときは、速やかにその旨を事件担当事務官に通知する。

この通知を受けたときは、事件担当事務官は、直ちに、検察システムにより捜査を担当する検察官の管理を行う。

第2節 捜査の端緒

第1 捜査の端緒

捜査の端緒となるべきものとしては、現行犯人の発見、変死体の検視、告訴、告発、請求、自首、新聞雑誌等の記事、投書、風評等様々な事象が考えられるが、規程は、これらのうち、検視、告訴、告発、自首に関する事務手続について規定している。

第2 検 視（第7条）

- 1 変死者又は変死の疑いのある死体があるときは、その所在地を管轄

する地方検察庁又は区検察庁の検察官は、検視をしなければならない(刑訴法第229条第1項)。

検視とは、死亡が犯罪に基づくものであるかどうかを判断するため、五官の作用により死体の状況を調べることであり、変死者又は変死の疑いのある死体とは、要するに、その死亡が犯罪によるものではないと断定できない不自然死の死体である。

- 2 司法警察職員から変死者又は変死の疑いのある死体を発見した旨の報告があったときは、検察官又は検察事務官は、変死体発見受理報告書(様式第7号)を作成する。

検察官は、この報告に基づき、当該死体の変死者又は変死の疑いのあるものであるかどうか、すなわち、検視の要否を判断し、検視の必要があれば、自ら行うか、あるいは、検察事務官又は司法警察員をして行わしめるかを決定する。したがって、この報告書の各欄は正確に記載し、特に、「死因」、「死体の状況特に犯罪に起因する疑いの状況」、「司法警察員の解剖の要否に関する意見」欄は、具体的、かつ、詳細に記載する必要がある。

検察官が、司法警察員に対し検視を指揮したときは、指揮を受けた司法警察員の所属官署、氏名、指揮の内容を報告書に記載する。指揮を受けた司法警察員から検視の結果報告があったときは、その内容を記載する。

- 3 検察官が自ら検視をしたとき、又は検察官の命により検察事務官が検視をしたときは、検視調書(様式第8号)を作成する。

第3 告訴・告発・自首(第8条)

- 1 検察官が、口頭による告訴若しくは告発又はそれらの取消しを受けて調書を作成するときは、告訴・告発(取消)調書(様式第9号)による。自首を受けて調書を作成する場合には、自首調書(様式第10

号)による。

- 2 書面による告訴、告発があった場合において、その趣旨が不明である等のため、告訴人又は告発人の供述を求めてこれを補充する必要を生ずることがしばしばあるが、そのようなときは、供述調書(乙)(様式第13号)によるべきであって告訴、告発(取消)調書によるべきでない。
- 3 検察官が刑訴法第234条の規定により告訴をすることができる者を指定するときは、告訴人指定書(様式第11号)を作成し、その謄本を指定された者に交付する。

第3節 任意捜査

第1 供述調書(第9条)

- 1 検察官又は検察事務官が被疑者の供述を録取するときは、供述調書(甲)(様式第12号)による。被疑者以外の者の供述を録取するときは、供述調書(乙)(様式第13号)による。
- 2 被疑者の供述調書、すなわち、供述調書(甲)を作成するときは、犯罪事実に関する事項のほか、通常、次のような事項を明らかにする必要がある。ただし、既に司法警察員等の作成した供述調書等により明らかな場合は、この限りでない。
- (1) 本籍、住居、職業、氏名、生年月日及び年齢(外国人については、国籍、在留カードの番号・交付年月日・有効期間の満了日(中長期在留者の場合)等、法人については、名称又は商号、主たる事務所又は本店の所在地、代表者の氏名、住居等)
- (2) 出生地

- (3) 変名、通称等
- (4) 位記、勲章、褒賞、恩給、年金等の有無及び種類（注）
- (5) 前科の有無、その詳細及び執行状況
- (6) 起訴猶予歴
- (7) 保護処分歴
- (8) 現に捜査中の事件の有無及びその内容
- (9) 学歴、経歴、資産、収入、家族等

（注）判決いかんによってその恩典が影響を受けることがある。例えば・勲章褒賞令（明治41年勅令第291号）第1条、第2条及び勲章褒賞令施行細則（明治41年閣令第2号）第1条参照。

- 3 供述調書を作成したときは、これを供述者に閲覧させ、又は読み聞かせるとともに、供述者に対して増減変更を申し立てる機会を与えなければならない。供述者が増減変更の申立てをしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。（刑訴法第198条第4項、第223条第2項）。

なお、実務の運用としては、供述者に「録取内容と供述内容の同一性」を確認させるに当たり、検察官による読み聞けに加え、供述者に調書を閲覧する機会を与えることとされている（注1）。

供述者が供述調書に署名することができないときは、検察官又は検察事務官が代筆した上、供述調書上にその旨を明らかにして署名押印する。また、供述者が押印することができないときは、指印させなければならない（刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号。以下「刑訴規則」という。）第61条）。この場合には、左手の示指を回転して押なつさせる。左示指の欠損等により押なつさせることができないときは、他の一指により押なつさせ、その指を明らかにするため、例えば、「署名指印（左拇指）をした」等と記載する（注2）。

供述者が署名又は押印を拒んだ場合は、その旨を供述調書に明らかにしておかなければならない。

（注1）平19.7.17最高検刑204号次長検事依命通達（例規集未掲載）

（注2）昭29.12.27刑事32980号刑事局長通達（例規集）

- 4 供述調書には、取調べ及び供述調書の作成を補佐した検察事務官も署名押印すべきであるし、取調べに当たって弁護士その他適当と認められる者を立ち合わせたときは、供述調書に当該立会人の署名押印を求めておくべきである。通訳人についても同様である。

第2 鑑定嘱託（第10条）

検察官又は検察事務官が鑑定の嘱託をするときは、鑑定嘱託書（甲）（様式第14号）による。鑑定処分許可状を得て嘱託するときは、鑑定嘱託書（乙）（様式第15号）による。

第3 捜査関係事項の照会（第11条）

検察官又は検察事務官が刑訴法第197条第2項の規定に基づいて行う照会は、他に特別の定めのある場合を除き、捜査関係事項照会書（様式第16号）による。

特別の定めのあるものとしては、前科照会書、身上調査照会書（犯歴事務規程書式例様式第35号、同第41号）等がある。

なお、検察庁事務章程第27条（中央官庁等との往復文書）の規定は、別段の例規ある場合を除き（注）、刑訴法第197条第2項の公務所照会についても適用があるので、注意を要する。

（注）昭58.11.2刑総745号刑事局長通達（例規集）等

第4 保全要請等（第12条）

検察官又は検察事務官が刑訴法第197条第3項の規定によって通信履歴の電磁的記録を消去しないよう求めるときは、保全要請書（様式第17号）による。

この場合において、当該電磁的記録（一部又は全部）について差押え又は記録命令付差押えをする必要がなくなったときは、当該求めを取り消さなくてはならないので、この取消しを書面でするときは、保全要請取消書（様式第18号）による。

刑訴法第197条第4項の規定により消去しないように求める期間については、特に必要があるときは、30日を超えない範囲内で延長することができるので、この延長の通知を書面でするときは、保全要請期間延長通知書（様式第19号）による。

第5 領置（第13条）

1. 検察官又は検察事務官が任意に提出された物を領置するときは、提出者から任意提出書（様式第20号）を徴した上、領置調書（甲）（様式第21号）を作成するとともに、提出者に対して押収品目録交付書（様式第22号）を交付する。遺留物を領置したときは、領置調書（乙）（様式第23号）を作成する。
2. 証拠品を領置したときは、証拠金品総目録を作成し、直ちに還付又は仮還付する場合を除き、速やかにこれを領置調書及び証拠品と共に証拠品担当事務官に送付する。

第6 実況見分（第14条）

検察官又は検察事務官が実況見分をしたときは、実況見分調書（様式第24号）を作成する。

実況見分調書には、できる限り図面及び写真を添付すべきであるが、それらの作成者が調書自体の作成者と異なるときは、図面又は写真の作成者を明らかにして、その署名押印をも得おくべきである。

なお、実況見分調書は、客観的に記載するように努め、関係者に説明を求めた場合にも、指示説明の範囲を超えて記載することは避けるべきである。

第7 捜査の囑託（第15条）

検察官が他の検察庁の検察官に対してする捜査の囑託は、他に特別の定めのある場合を除き、捜査囑託書（様式第25号）による。ただし、急速を要するときは、適宜の方法によることができる。特別の定めとしては、逮捕状や各種令状の執行の囑託、移送指揮の囑託、釈放指揮の囑託等について、それぞれ特別の書式が定められている。

第4節 逮捕

第1 逮捕状の請求（第16条）

1. 検察官が刑訴法第199条第2項の規定に基づきいわゆる通常逮捕状の請求をするときは、逮捕状請求書（甲）（様式第26号）によりその請求をする。

検察官又は検察事務官が刑訴法第210条第1項の規定に基づきいわゆる緊急逮捕状の請求をするときは、逮捕状請求書（乙）（様式第27号）によりその請求をする。

逮捕状の請求は、請求者の所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官にしなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、最寄りの下級裁判所の裁判官に請求することができる。少年事件については、請求者の所属する検察庁の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官にも請求することができる（刑訴規則第299条）。

2. 逮捕状の請求をするときは、逮捕状請求書にその謄本1通を添付し（刑訴規則第139条第2項）、逮捕の理由及び逮捕の必要があることを認めるべき資料を提供しなければならない（刑訴規則第143条）。

逮捕状を請求する際に被疑者の氏名が明らかでない場合には、人相、体格その他被疑者を特定するに足りる事項を記載し、年齢、職業又は住居が明らかでないときは、その旨を該当欄に記載する。

3 令状担当事務官は、検察官又は検察事務官が逮捕状を請求するときは、令状請求処理簿（様式第28号）に所定の事項を記載する。逮捕状が発せられたときは、令状請求処理簿に所定の事項を記入して逮捕状及び逮捕状請求書等関係書類を請求者に交付する。請求が却下されたときは、その旨を令状請求処理簿備考欄に記入する。

4 司法警察職員が検察官を経由して逮捕状請求の手續をしたときは、検察官は請求書の内容を審査した上、請求書に押印する。この場合においては、令状担当事務官は、請求の結果を明らかにしておかなければならない。結果を明らかにしておくためには、令状請求処理簿に記載しておくことも一方法であるが、請求書の写しの提出を求め、これに請求の結果を記入して順次つづておく等の方法でも差し支えない。

なお、内容を審査するとは、逮捕状請求書の犯罪事実の記載が適切であるかどうか、資料の提供が十分かどうか等種々の観点から検討し、不備な点があれば補正させる等適切な助言を与えること等をいい、警察の捜査をより正確ならしめるために検察官が協力する趣旨のものである。

第2 引致の場所の変更手續（第17条）

1 逮捕に着手する前に逮捕状に記載された引致場所を変更する必要性が生じたときは、検察官は、引致場所変更請求書（様式第29号）により引致場所の変更を裁判官に請求する。

この場合には、令状請求の場合に準じて引致場所変更請求書の謄本1通を添付するとともに、引致場所の変更を要する逮捕状（数通発せられている場合には、その全部）を裁判官に提出する（注）。

（注）昭24.6.13最高裁判二8378号刑事局長通達（例規集）

逮捕状発付後における引致場所の変更の申請は、令状請求に準じて、請求書の謄本1通を添付して書面でこれをさせることとし、これに逮捕状が数通発せられているか及び逮捕前の請求であるかどうかを記載させるようにするのが相当であろう。その請求を相当と認め変更する場合には、その限度における逮捕状の一部の変更であるから、引致場所を表示した文字を削る等の方法によることなく、別に引致場所を変更する旨の記載をし、年月日、所属裁判所を表示して記名押印することが必要である。なお、この場合に、変更請求者の官公職氏名をも記載しておくことが相当であろう。このように変更するについては別紙（附呈にても可）に以上の点を明らかにして、もとの逮捕状に添付する（この場合契印の必要がある）ことも一つの方法であろう。

2 引致場所の変更は、単なる逮捕状の訂正ではなく、既に発せられている逮捕状の内容の一部を変更する新たな裁判であるから、その請求者は、逮捕状記載の被疑事実について捜査権を有する検察官（検察庁法第5条、第6条第1項参照。）であれば、逮捕状を請求した検察官と所属庁が異なっても差し支えない。また、裁判官は、引致場所変更の請求をすることができる検察官の所属する検察庁に対応する裁判所の裁判官であれば、逮捕状発付裁判官と所属裁判所が異なっても差し支えない。

第3 逮捕手續書（第18条）

1 検察官又は検察事務官が被疑者を逮捕したときは、逮捕のてん末を明らかにするため逮捕手續書を作成する。すなわち、逮捕状を示して被疑者を逮捕したときは、通常逮捕手續書（甲）（様式第30号）を、急速を要したため被疑者に対し被疑事実の要旨及び逮捕状が発せられている旨を告げてこれを逮捕したときは、通常逮捕手續書（乙）（様式第31号）を作成する。

刑訴法第210条の規定によりいわゆる緊急逮捕をした場合には、緊急逮捕手續書（様式第32号）を作成する。

2 検察官又は検察事務官が現行犯人を逮捕したときは、現行犯人逮捕

手続書（甲）（様式第33号）を作成し、検察官が刑訴法第214条の規定により通常人から現行犯人の引渡しを受けた場合には、現行犯人逮捕手続書（乙）（様式第34号）を作成する。

第4 逮捕後の仮留置（第19条）

1 逮捕された被疑者を護送する場合において、仮に最寄りの刑事施設に留置するときは、刑事施設職員（刑事施設の長又はその指名する刑事施設の職員をいう。以下同じ。）に対して逮捕状を示してその留置を求める。ただし、その逮捕が現行犯逮捕であるとき、刑訴法第210条に規定するいわゆる緊急逮捕であってまだ逮捕状が発せられていないとき又は急速を要したため被疑事実の要旨及び逮捕状が発せられている旨を告げてしたものであるときは、逮捕手続書を示して留置を求める。

2 逮捕された被疑者の引致後若しくは送致後において刑事施設に留置するとき、又は検察官が逮捕した被疑者を刑事施設に留置するときも、上記と同様の手続により刑事施設職員に留置を求める。なお、勾留請求をした場合には、規程第26条の規定により勾留請求済証明書（様式第43号）を刑事施設職員に交付して留置を求める。

第5 弁解録取書の作成（第20条）

検察官は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、逮捕状により逮捕された被疑者（刑訴法第203条の規定により送致された者を除く。）を受け取ったとき、又は私人が逮捕した現行犯人の引渡しを受けたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与えなければならない。この場合には、弁解録取書を作成することとなるが、規程では、2つの区分により弁解録取書の様式を規定している。

刑訴法第204条第2項において、検察官は、刑訴法第37条の2第1項に規定する被疑者国選弁護の対象となる事件（以下「対象事件」という。）

について被疑者を逮捕したときは、被疑者に対し、弁解の機会を与えるに際し、弁護人選任権を告知するほか、①引き続き勾留を請求された場合において貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる旨、②裁判官に対して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨、③資力が基準額（50万円）以上であるときは、あらかじめ弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならないこととされた。

このため、検察官が刑訴法第204条の規定により弁解の機会を与えた場合において、対象事件以外の事件について弁解録取書を作成するときは、弁解録取書（甲）（様式第35号）を、対象事件について弁解録取書を作成するときは、教示事項があらかじめ記載されている弁解録取書（乙）（様式第36条）を使用する。

また、被疑者が司法警察員により対象事件以外の事件について逮捕されたものの、対象事件が追加されたり、被疑事実と同一性が認められる範囲内で被疑事実が変更され、対象事件として送致がなされた場合は、司法警察員による国選弁護制度の教示がされていないことから、刑訴法第205条第5項により、検察官において上記事項の教示を行わなければならないこととされており、教示を行った事実について、弁解録取時において作成する書面で明らかにしておく必要があるため、この場合には、弁解録取書（乙）等を用いるなどして教示した旨を明らかにしておく。

第6 逮捕の囑託（第22条）

逮捕状による逮捕を他の検察庁の検察官に囑託するときは、逮捕・令状執行等囑託書（様式第39号）により囑託する。

第5節 被疑者の勾留

第1 勾留等の請求（第23条）

1 検察官が被疑者の勾留の請求をするときは、勾留請求書（様式第40号）による。少年法第43条第1項の規定による同法第17条の観護の措置の請求をするときは、観護措置請求書（様式第41号）による。

勾留の請求は、請求する検察官の所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官にしなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、最寄りの下級裁判所の裁判官に請求することができる。少年事件については、請求する検察官の所属する検察庁の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官にも請求することができる（刑訴規則第299条）。

観護措置の請求には、家庭裁判所調査官の観護に付する措置の請求と少年鑑別所送致の請求とがあり（少年法第17条第1項）、前者の請求は、家庭裁判所の裁判官にしなければならないが、後者の請求は、地方裁判所、簡易裁判所又は家庭裁判所の裁判官のいずれに対してもすることができる（少年法第43条第1項、刑訴規則第299条）。

2 勾留請求書には、次の資料を添付しなければならない（刑訴規則第148条）。

- (1) その逮捕が逮捕状によるときは、逮捕状請求書及び逮捕状
- (2) その逮捕が現行犯逮捕であるときは、現行犯人逮捕手続書
- (3) 刑訴法第60条第1項に定める勾留の理由が存在することを認めるべき資料

このほか、やむを得ない事情によって制限時間に従うことができなかったときは、これを認めるべき資料を添付する。

勾留請求の際に被疑者の氏名が不明の場合には、人相、体格その他被疑者を特定するに足りる事項を記載し、年齢、職業又は住居が明らかでないときは、その旨を該当欄に記載する。

3 検察官が勾留の請求又は観護措置の請求をするときは、令状担当事務官は、検察システムにより当該請求に関する事項を管理するとともに、勾留等請求連付票（様式第42号）を作成する。

4 勾留の請求を受けた裁判官は、その処分に関し裁判所又は裁判長と同一の権限を有する（刑訴法第207条第1項）ので、刑訴法が裁判所又は裁判長に認めている勾留に関する規定が、捜査段階の勾留の性質に反しない限り準用されることとなる。

第2 勾留状等の交付（第24条）

1 勾留状又は観護令状が発せられたときは、令状担当事務官は、検察システムにより当該勾留状等の発付に関する事項を管理するとともに、勾留状又は観護令状に検察官の指揮印を受けて、執行すべき者に交付する。観護令状が発せられた場合において、少年法第17条の4第1項に定める決定（いわゆる仮収容決定）があったときは、その決定の執行についても検察官の指揮印を受けなければならない。

勾留状又は観護令状は、検察事務官又は司法警察職員によって執行されるが、刑事施設に収容されている被疑者に対して発せられた勾留状は、刑事施設職員が執行する（刑訴法第70条、第207条第1項、刑訴規則第278条第2項）。

2 勾留状又は観護令状の執行を他の検察庁の検察官に囑託する場合の手続は、逮捕状による逮捕を囑託する場合の手続（規程第22条）と同様である。

3 執行者から勾留状又は観護令状の返還を受けたときは、検察システムにより所定の事項を管理し、これを検察官に送付する。

第3 勾留状等執行後の仮留置（第25条）

勾留状又は親護令状の執行を受けた被疑者を護送する場合において必要があるときは、仮に最寄りの刑事施設にこれを留置することができる（刑訴法第74条、第207条第1項、刑訴規則第278条）。この場合には、刑事施設職員に対し勾留状又は親護令状を示してその留置を求める。ただし、その執行が刑訴法第73条第3項の規定による執行（いわゆる令状不所持による緊急執行）であって勾留状又は親護令状を示すことができないときは、これらの令状の発せられている事実を証する書面、例えば、被疑者の氏名、罪名、勾留すべき刑事施設、勾留状発付年月日、勾留状の所在等を証明する文書で適宜執行者において作成したもの等被疑者に対して適法な勾留状が発せられていることを客観的に明らかにするような書面を刑事施設職員に示して留置を求める。

第4 勾留請求済みの証明（第26条）

- 1 逮捕中の被疑者について刑訴法第204条又は第205条に定められた時間内に勾留の請求をしたときは、その効果として勾留請求に対する裁判があるまで引き続き身柄を拘束しておくことができるが、勾留請求を受けた裁判官の都合により直ちにその請求の当否の判断が行われないう等のため、逮捕中の被疑者を刑事施設に留置するときは、勾留請求済証明書（様式第43号）を刑事施設職員に交付して留置を求める。
- 2 逮捕中の被疑者について親護の措置を請求した場合には、上記と同様の手続により留置を求める。この場合には、勾留請求済証明書を「親護措置請求済証明書」と適宜訂正して使用する。

第5 勾留期間の延長請求（第27条）

- 1 検察官が刑訴法第208条又は第208条の2の規定に基づき勾留期間の延長の請求をするときは、勾留期間延長請求書（様式第44号）による。勾留期間延長請求書には、勾留状及びやむを得ない事由があること

を認めるべき資料を添付しなければならない（刑訴規則第152条）。

検察官が勾留期間の延長の請求をするときは、令状担当事務官は、検察システムにより当該請求に関する事項を管理するとともに、勾留期間延長請求通付票（様式第45号）を作成する。

- 2 勾留期間延長の裁判があったときは、令状担当事務官は、検察システムにより当該裁判に関する事項を管理するとともに、速やかに勾留状（延長の裁判は当該勾留状に記載される一刑訴規則第153条第1項）に検察官の押印を受けて、これを被疑者が収容されている刑事施設の長に送付する。

勾留期間延長の裁判は、延長する期間及び理由が記載された勾留状を検察官に交付することによってその効力を生ずる（刑訴規則第153条第2項）。この場合において勾留状に検察官が押印するのは、交付を受けたことを明らかにするためのものであって、執行指揮印ではない。また、勾留状を被疑者が収容されている刑事施設の長に送付するのは、検察官は勾留状の交付を受けたときは、直ちに刑事施設職員をしてこれを被疑者に示させなければならないからであって（刑訴規則第153条第4項）、これは、被疑者に対し拘束の根拠を知らしめるとともに、刑事施設職員に対し拘束の根拠、拘束期間等を正確に把握させる必要に基づくものである。

第6 接見等禁止決定の請求（第28条）

- 1 検察官が刑訴法第81条の規定に基づき被疑者と刑訴法第39条第1項に規定する者以外の者との接見等を禁止する決定を請求するときは、接見禁止等請求書（様式第46号）によりその請求をする。この請求をするときは、令状担当事務官は、検察システムにより当該請求に関する事項を管理するとともに、接見禁止等請求通付票（様式第47号）を作成する。

2 接見等を禁止する決定があったときは、令状担当事務官は、検察システムにより当該決定に関する事項を管理するとともに、決定書の原本又は謄本に検察官の指揮印を受けて、被疑者が収容されている刑事施設の長に送付する。この決定は、執行指揮を要する裁判であり、この指揮の方式は刑訴法第473条ただし書の規定によるものである。

また、接見禁止の一部解除の決定（例えば、接見許可決定）があった場合も同様である（注）。

（注）昭和44年検務実務家会同事件事務関係2問答（例規集）

3 接見等禁止決定の取消しを相当と認めるときは、検察官は、接見禁止等取消請求書（様式第48号）を裁判官に送付する。この場合の手続は、接見等の禁止決定を請求する場合の手続と同様である。

4 起訴前の勾留中になされた接見等禁止決定は、起訴後においてもその取消決定があるまで効力を有する（注1）。もっとも、勾留執行停止決定又は保釈許可決定により釈放された場合には、その時点において効力を失い、その後収容されても自動的にその効力が復活することはない（注2）。

（注1）昭24.7.5検務18416号検務局長通達（例規集）

（注2）昭32.4.15法曹会刑事法調査委員会決議（例規集）

5 接見等禁止の請求をする場合において被疑者が外国人である場合は、接見等を禁ずる相手方について留意を要する点がある。すなわち、領事関係に関するウィーン条約（「紛争の義務的解決に関する選択議定書」を含む。）第36条1（C）は「領事官は、留置され、勾留され又は拘禁されている派遣国の国民を訪問し、当該国民と面談し及び文通し並びに当該国民のために弁護人をあつせんする権利を有する。」等と規定し、同条2は、「1に定める権利は、接受国の法令に反しない

ように行使する。もっとも、当該法令は、この条に定める権利の目的とするところを十分に達成するようなものでなければならない。」旨規定している（いずれも、本務領事官を長とする領事機関に適用される規定であるが、第58条1により名誉領事官を長とする領事機関に準用される。）。

勾留された者に対する接見等禁止の裁判（刑訴法第81条）の効力は、領事官にも及ぶと解される。領事官が勾留された派遣国国民を訪問してこれと面談する権利を行使し得ることを確保するため、ウィーン条約締約国国民について接見等禁止の裁判を請求するに際しては、領事官が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるなどの特段の事情がない限り、当該国の領事官を接見等を禁ずる相手から除外することとされている（注）。

（注）昭58.11.2刑総745号刑事局長通達（例規集）

6 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。）第7条に規定する刑事施設視察委員会は、その置かれた刑事施設を視察し、その運営に関し、刑事施設の長に対して意見を述べるものとされ、委員会は、必要と認めるときは、刑事施設の長に対し、委員による被収容者との面接の実施について協力を求めることができるとともに（刑事収容施設法第9条第2項）、被収容者が委員会に対して提出する書面は、検査をしてはならないとされている（同条第4項）。

刑訴法第81条の規定による接見等禁止の裁判の効力は、委員会及びその委員にも及ぶと解される。委員会の円滑な活動の実施を確保するため、勾留された者に対する接見等禁止の裁判を請求するに際しては、委員会又はその委員が罪証を隠滅すると疑うに足りる理由が

あるなどの特段の事情がない限り、委員会及びその委員を接見等を禁じる相手から除外するよう配慮することとされている（注1）。

また、刑事収容施設法第20条に規定する留置施設視察委員会（同委員会委員を含む。）についても、罪証を隠滅すると疑うに足りる理由がある場合などの特段の事情がない限り、接見等を禁じる相手から除外するよう配慮することとされている（注2）。

（注1）平成19. 2. 8 最高検企32号最高検察庁総務部長通知（例規集）

（注2）平成19. 5. 10 最高検企130号最高検察庁総務部長通知（例規集）

第7 接見等の指定（第29条）

- 1 検察官又は検察事務官が刑訴法第39条第3項の規定により、同条第1項の接見等に関し、その日時、場所及び時間を書面で指定するときは、指定書（様式第49号）による。

刑訴法第39条第3項は、接見等を指定する方法については、指定権者たる検察官等の健全な裁量に委ねており、規程では、書面により指定をする場合には、規程に定める様式によるものとしている。しかし、接見等に緊急の必要性がある場合や書面により指定することが弁護人等に過重な負担を課すことになるなど、これによることが相当でない場合には、適宜口頭による指定を行い、又は弁護士事務所に指定書をファクシミリで送付する方法により指定を行う等円滑な指定権の行使に意を用いる必要がある。なお、口頭による指定をした場合には、必ず刑事施設の長に対し弁護人等の氏名及び指定の内容を連絡しておくなければならない。

なお、休日における接見等の日時の指定については、土曜日を含めて休日連続する場合には、平成4年4月27日付け法務省刑総第409号刑事局長通達「完全週休二日制の実施について」（例規集）に基づく弁護人接見が実施される運用となっているので、このような場合に

おける刑事施設の長との間及び検察庁内部の通報、連絡体制を確立しておく必要がある。

- 2 検察官等が、接見等の指定を行うことがあると認めるときは、この旨を刑事施設の長に対し「接見等の指定に関する通知書」（注）により通知しておかなければならない。指定権を円滑に行使するためには、刑事施設の長に検察官等の意図を確実に伝えておく必要があるからである。なお、この通知は、被疑者が収容されている刑事施設の長に対する個別の通知であるから、被疑者が移送された場合において引き続き接見等に関する指定をすることがあると認めるときは、この旨を改めて移送先の刑事施設の長に対し「接見等の指定に関する通知書」により通知する。

（注）昭62. 12. 25 刑総1061号刑事局長通達別添1（例規集）

- 3 検察官等が、指定によりなされた接見等の状況を知る必要があるときは、刑事施設の長に「接見等に関する照会書」（注）を送付して照会する。

（注）昭62. 12. 25 刑総1061号刑事局長通達別添2（例規集）

- 4 接見等の指定の効力は、勾留の基礎となっている事件に限定されるから、甲事件について保釈中の被告人が乙事件で勾留され同事件に関し指定書が出された場合であっても、甲事件の弁護人は、甲事件について接見することができる（注）。

（注）昭24. 10. 6 検務29453号検務局長通達（例規集）

なお、同一人につき被告事件の勾留とその余罪である被疑事件の逮捕勾留とが競合している場合における刑訴法第39条第3項の接見等の指定権について、最高裁判所は、昭和55年4月28日、「同一人につき被告事件の勾留とその余罪である被疑事件の逮捕とが競合している場合、検察官は被告事件について防禦権の不当な制限にわたらない限り、刑訴法第39条第3項の接見等の指定権を行使することができる。」とする決定をし（最決昭55. 4. 28刑集34・3・178）、さらに、平成13年2月7日、「同一人につき被告事件の勾留とその余罪である

被疑事件の勾留が競合している場合、検察官は、被告事件について防御権の不当な制限にわたらない限り、被告事件についてだけ弁護人に選任された者に対しても、刑訴法第39条第3項の接見等の指定権を行使することができる。」とする決定をした（最決平13. 2. 7判時1737・148）。

第8 鑑定留置（第30条）

- 1 検察官又は検察事務官が刑訴法第224条第1項の規定により鑑定留置の処分の請求をするときは、鑑定留置請求書（様式第50号）によりその請求をする。鑑定留置請求書の記載要件は刑訴規則第158条の2に規定されているが、この請求書の様式中「留置を必要とする期間」欄が「 年 月 日から 年 月 日午 時まで」とされているのは、留置期間が満了すると勾留の執行が再開され被疑者を収容することになるが、留置期間が「何日まで」とされていた場合には、その日の午前0時の経過により収容することとなり、実務上不便であるからである。
- 2 留置期間の延長又は短縮を必要と認めるときは、鑑定留置期間延長・短縮請求書（様式第51号）を作成し、これを裁判官に送付する。留置期間の延長又は短縮は、裁判官が職権で決定をもって行うものであるが、捜査の必要上からなされた鑑定留置の処分について、その期間の延長又は短縮の必要がある場合には、検察官からその職権発動を促すためにこの請求を行うものである。
- 3 検察官が刑訴法第167条第5項によって準用される刑訴法第87条の規定により鑑定留置の処分の取消しを請求するときは、鑑定留置取消請求書（様式第53号）による。
- 4 検察官又は検察事務官が鑑定留置の処分の請求をするときは、令状担当事務官は、鑑定留置請求通付票（様式第52号）を作成する。
- 5 鑑定留置状が発せられたときは、令状担当事務官は、鑑定留置状に

検察官の指揮印を受けて執行すべき者に交付する。「執行すべき者」とは、刑訴法第167条第5項によって準用される刑訴法第70条に規定する検察事務官又は司法警察職員若しくは刑事施設職員である。刑事施設に勾留されている被疑者を鑑定留置する場合には、留置の場所が刑事施設の施設外であっても原則として刑事施設職員が執行する。

鑑定留置状の執行手続は、勾留状の執行手続に準ずる。

鑑定留置状の執行を他の検察庁の検察官に囑託するときの手続は、逮捕状による逮捕を他の検察庁の検察官に囑託する場合の手続と同様である。

- 6 留置期間の延長又は短縮の決定があったときは、令状担当事務官は、決定書に検察官の指揮印を受けて執行すべき者に交付する。留置場所が刑事施設以外の場所である場合には、「執行すべき者」は、検察事務官又は司法警察職員であり、刑事施設内の施設である場合には刑事施設職員である。延長又は短縮の決定は、鑑定留置状の執行に準じ、延長又は短縮決定の原本を被疑者に示して執行する。
- 7 刑事施設に勾留中の被疑者を病院その他の相当な場所に留置するときは、検察官は、鑑定留置のための釈放指揮書（様式第54号）により、その者が収容されている刑事施設の長に対して釈放の指揮をする。「その他相当な場所」には、勾留中の当該刑事施設内の医療施設等も含まれるから、釈放指揮は、留置場所のいかんを問わず全ての場合に必要である。
- 8 留置期間の満了又は留置の取消決定により被疑者を再び刑事施設に収容するときは、検察官は、留置期間満了・留置処分取消しによる収容指揮書（様式第55号）により検察事務官、司法警察職員又は刑事施設職員及び刑事施設の長に対して収容を指揮する。

留置期間満了・留置処分取消しによる収容指揮書には、勾留状の騰

本及び鑑定留置状の謄本を添付する。留置期間の延長又は短縮の決定があったとき、又は留置処分取消決定があったときは、その決定謄本をも添付する。

収容手続は、刑訴法第167条の2第2項により刑訴法第98条（保釈の取消し等と収容の手続）の規定が準用される。

収容すべき被疑者が他の検察庁の管轄区域内に留置されている場合において、その検察庁の検察官に収容指揮を囑託するときは、収容指揮囑託書（甲）（様式第56号）による。この囑託書には、留置期間満了・留置処分取消しによる収容指揮書に添付すべき書類を添付する。

9 鑑定留置に関する上記各手続をしたときは、令状担当事務官は、その都度、検察システムによりそれらに関する事項を管理する。

第9 勾留中の被疑者の管理（第31条）

1 令状担当事務官は、身体を拘束されている被疑者について、その勾留場所、勾留期間の満了日その他拘禁上の異動の状況を常に迅速、的確に把握し、不当勾留等の過誤を未然に防止しなければならない。そのため、拘禁上の異動が生じた場合には、その都度速やかにそれらに関する事項を検察システムで管理し、正確に身柄の状況を反映させておくよう努めなければならない。

2 検察システムによる取扱いの下では、全国の検察庁間において、身柄の異動に関する事項の共有及び利用が可能となったことから、他の検察庁において当該被疑者・被告人の身柄に関する事項が利用できることとなった。

これにより、被疑者が勾留されている事件（勾留停止により釈放されている場合を含む。）又は被疑者に対し少年法第17条第1項第2号による観護の措置がとられている事件を規程第3条第2号により受理したときなどの場合には、他庁で管理されていた被疑者の身柄の異動

に関する事項を基に、新たに自庁における管理を行うこととなる。

もつとも、身柄事件の管理の方法、時期については、従来の取扱いと変わるものではなく、被疑者・被告人に関し、拘禁上の異動等が生じたときに、その都度、所定の事項を把握することとなり、勾留期間満了日、勾留場所等を管理することとなる。

第10 勾留期間

刑訴法第207条の規定により被疑者を勾留した事件につき、勾留の請求をした日から10日以内に公訴を提起しないときは、検察官は直ちに被疑者を釈放しなければならない（刑訴法第208条第1項、第211条、第216条）。

被疑者の勾留期間は、勾留の請求をした日から10日間であって、勾留状執行の日又は刑事施設に引致した日からではない。

勾留の期間は、時効期間と同様に、初日（勾留請求の日）を算入し、末日が日曜日その他休日に当たっても、期間に算入する（刑訴法第55条）。

被疑者が勾留執行停止決定により釈放された日及び勾留の執行停止を取り消す決定又は勾留執行停止期間の満了により収容された日は、いずれも勾留日数として勾留期間に算入される。被疑者が逃亡した日及び再収容された日も同様である（注1）。

勾留中の被疑者を鑑定留置した場合には、釈放の日、収容の日ともに勾留日数に含まれるが（注2）、残勾留の起算日は、勾留状の謄本を被疑者に示して執行に着手した日である（注3）。

少年法第20条の規定により、家庭裁判所から少年鑑別所送致の措置がとられている少年の事件が検察官に送致された場合には、勾留期間は、検察官がその送致を受けた日から起算する。

（注1）昭28.4.14刑事9727号刑事局長、矯正局長通達（例規集）

（注2）昭和30年検務実務家会同執行事務関係5問答（例規集）

（注3）昭和34年検務実務家会同執行事務関係3問答（例規集）

第11 勾留期間の満了通知 (第32条)

令状担当事務官は、被疑者の勾留期間が満了するときは、あらかじめ事件担当の検察官に対してその旨を適宜な方法により通知するよう努めなければならない。勾留期間満了日は、事件担当の検察官において当然把握すべきものであるが、不当勾留等の過誤防止の万全を期するために、特に規定されているのである。

第12 被疑者の移送 (第33条)

- 1 検察官が勾留中の被疑者を他の刑事施設に移すときは、移送指揮書(甲)(様式第57号)により、裁判官の同意を得た上、その者が収容されている刑事施設の長に対して移送の指揮をする。

なお、移送の同意は、他の勾留に関する処分と同様に、勾留をした裁判所の裁判官に限らず、その裁判所の他の裁判官がこれをして差し支えない(注)。

(注) 昭和30年検務実務家会令状事務関係5問答(例規集)

- 2 移送の同意は、不服申立てを許す裁判であるから、これを被疑者に告知することを要し、その方法としては、原本を提示する方法が相当であるので、移送をする場合には、被疑者に移送指揮書(甲)を提示した上、移送指揮書(甲)の上部に提示した旨及び提示年月日を記載するとともに、提示者が記名押印する(注)。

(注) 移送指揮書(甲)の記載事項の趣旨については、昭49.2.25刑総112号刑事局長通達(検察月報264号202ページ、例規集未登載)

第13 移送指揮の嘱託及び受託 (第34条)

- 1 検察官が勾留中の被疑者を移送する場合においてその勾留場所が他の検察官の管轄区域内にある刑事施設であるときは、直接その刑事施設に対し移送指揮をすることができるが、その刑事施設の所在地を管

轄する検察官の検察官に対して移送指揮の嘱託をしても差し支えない。移送指揮の嘱託をする場合には、移送指揮嘱託書(様式第58号)による。移送指揮嘱託書には、移送同意請求書(様式第59号)により移送について裁判官の同意を得た上、これを添付する。

移送指揮の嘱託をするときは、令状担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

なお、自庁において不拘束の事件の被疑者が、他の検察官で捜査中の事件で勾留されている場合において、自庁の事件の関係で身柄を自庁管内の刑事施設に移す必要がある場合には、移送を依頼するのであって、移送指揮を嘱託するのではない。

- 2 移送指揮の嘱託を受けた検察官は、移送指揮書(甲)に移送同意請求書(裁判官の同意を得たもの)を添付の上、被疑者が収容されている刑事施設の長に対して移送の指揮をする。

第14 移送後の通知 (第35条)

- 1 被疑者を移送したときは、検察官は、移送通知書(様式第60号)により、刑訴規則第80条第2項に定める裁判所及び弁護人等に対して速やかに通知する。

被疑者に弁護人がないときは、被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち被疑者の指定する者1人に上記の通知をする。これらの者がいないときは、被疑者の申出により、その指定する者1人に通知する(刑訴規則第80条第2項、第3項)。

- 2 移送が嘱託に基づいてなされたときは、嘱託をした検察官がこの通知を行う。

第15 受刑者の移送 (第36条)

- 1 検察官は、捜査のため受刑者を移送する必要があるときは、移送依頼書(様式第61号)により受刑者が収容されている刑事施設(少年法

第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下この条の説明部分において同じ。）の長に対して移送を依頼する。この場合の受刑者には、労務場留置中の者をも含む（注）。受刑者であっても、別に勾留状が発せられている場合は、移送指揮により移送する。

（注）昭和28年検務実務家会同執行事務関係規程第23条関係1問答（例規集）

- 2 受刑者を移送したのち、その刑事施設に収容させる必要がなくなったときは、受刑者取調べ等終了通知書（様式第62号）により刑事施設の長に対してその旨を通知する。
- 3 なお、受刑者であって併せて逮捕状及び勾留状等により拘禁される者としての地位を有する者以外の者（単に受刑者の地位のみを有する者）は、留置施設に留置することはできない（刑事収容施設法第15条第1項第1号）。したがって、逮捕状及び勾留状等により拘禁されていない受刑者を余罪の取調べ等のために留置施設に移送することはできない。

また、勾留中の被告人が留置施設に留置されている場合において、実刑の裁判が言い渡されたときは、速やかに刑事施設の担当者と協議して刑事施設に移送した上、その裁判の確定後、刑事施設の長に対して自由刑の執行指揮を行うこととなる。

第16 検証現場等への護送（第37条）

検察官は、捜査のため勾留中の被疑者又は被告人を検証、捜索、差押等に立ち会わせる必要があるときは、護送指揮書（様式第63号）によりその者が収容されている刑事施設の長に対してその者を護送するよう指揮する。

裁判所が公判審理のために被告人の立会いを必要とする場合には、裁判所において召喚又は出頭若しくは同行を命ずる等の措置を採るから、公判

出廷の場合と同様に直接刑事施設職員が護送することとなり、検察官の指揮は不要である。もっとも、裁判所から手続を円滑にするために協力を依頼されたような場合には、護送指揮をしても差し支えない。

なお、被告人に対し護送指揮をする場合には、あらかじめ裁判所の了解を得ておく必要がある。

第6節 被疑者の釈放

第1 勾留請求前の釈放通知（第21条）

- 1 検察官が刑訴法第203条第1項（刑訴法第211条及び第216条において準用する場合を含む。）の規定により送致された被疑者を、留置の必要がないと認めて勾留の請求をしないで釈放したときは、釈放通知書（甲）（様式第37号）により、被疑者を送致した司法警察員に対してその旨を通知する。

検察官が逮捕中の被疑者の送致を受けた場合には、法律上、その身柄の管理権は司法警察員から検察官に移るのであるが、実務上の取扱いとして、送致を受けた後も、被疑者を同行してきた警察職員をして身柄を拘束しておかせることになるので、その警察職員が検察官の命令に基づいて身柄を釈放した場合には、身柄の拘束を正当に解除したことを検察官において証明する必要があるためにこのような通知手続が定められたものである。

- 2 逮捕された被疑者の引致若しくは送致を受けた後その被疑者を刑事施設に留置した場合又は検察官自らが逮捕した被疑者を刑事施設に留置した場合において、勾留の請求をしないで釈放するときは、釈放通知書（乙）（様式第38号）により、検察官の求めによって現実に被疑

者の身柄を拘束している責任者である当該刑事施設の長に対して直ちに釈放してもらいたい旨を通知する。この場合の「通知」は、「依頼」の意味を持っている。なお、この場合には、前記1の送致した司法警察員に対する通知は不要である。これは、引致後の被疑者が刑事施設に留置されている場合には、その身柄の拘束は、専ら刑事施設職員が行うこととなるからである。

- 3 逮捕中の被疑者について公訴を提起する場合において、公訴事実が逮捕の基礎となった犯罪事実と同一でないため、その犯罪事実について被疑者を釈放し、かつ、公訴事実について新たに勾留する必要があると認め、起訴状に「逮捕中求令状」（規程別表）と表示して公訴を提起した場合における被疑者の釈放手続は、身柄の確保を図るため、新たに発せられた勾留状の執行指揮をした後に行う。この場合には、釈放通知書（甲）又は釈放通知書（乙）の備考欄に、新たな勾留状により勾留する旨を記入する。

なお、この場合において、逮捕の効力として被疑者を留置していることから勾留状が刑訴法第204条又は第205条に規定する時間内に発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第2 勾留請求後の被疑者の釈放（第38条）

- 1 刑訴法第207条第4項ただし書の規定による勾留請求却下の裁判があったときは、検察官は、裁判官からの通知に基づき被疑者を釈放する。

刑訴法第207条第4項ただし書の規定により勾留状を発しない場合には、裁判官は刑訴規則第140条に定める方法により請求を却下すれば足り、別に釈放命令は必要としないものとされており（注）、実務上、一般には、勾留請求書に「勾留請求を却下する。」旨を記載して裁判官が記名押印し、検察官に返戻する取扱いがなされている。

（注）刑事裁判資料第67号「刑事手続法規に関する通達・質疑回答集（最高裁判所事務総局）」171ページ

- 2 釈放手続は、勾留請求前の被疑者の釈放手続が準用される。すなわち、刑事施設に留置前であれば、直ちに釈放し、釈放通知書（甲）によりその旨を司法警察員に通知する。刑事施設に留置した後釈放する場合には、釈放通知書（乙）により刑事施設の長に対し釈放すべき旨を通知する。
- 3 検察官が、勾留請求却下の裁判に対し準抗告の申立てをすると共に、裁判の執行停止の申立てをした場合に、勾留請求却下の裁判がなされた後、被疑者の釈放手続に必要かつ相当な時間を経過しても、準抗告申立てに対する裁判又は執行停止の裁判がなされないときは、執行停止の申立てがなされていると否とにかかわらず被疑者を釈放しなければならないので、このような場合には、令状担当事務官は、検察官と緊密な連絡を保つ必要がある。

第3 勾留中の被疑者の釈放（第39条）

- 1 検察官が刑訴法第207条の規定により勾留された被疑者を釈放するときには、釈放指揮書（様式第64号）によりその者が収容されている刑事施設の長に対して釈放の指揮をする。
- 2 勾留中の被疑者について公訴を提起する場合において、公訴事実が勾留の基礎となった犯罪事実と同一でないため、その犯罪事実について被疑者を釈放し、かつ、公訴事実について新たに勾留する必要があると認め、起訴状に「勾留中求令状」（規程別表）と表示して公訴を提起した場合における被疑者の釈放手続は、身柄の確保を図るため、新たに発せられた勾留状の執行指揮をした後に行う。この場合には、釈放指揮書備考欄に、新勾留状により引き続き勾留する旨を記入する。
- なお、この場合において、起訴が勾留満了の日になされ、新たな勾

留状が起訴当日中に発せられないときは、身柄を拘束する根拠がないことになるから、釈放手続が先行することは言うまでもない。

3 被疑者の釈放手続が行われたときは、検察官又は令状担当事務官は、釈放した旨及びその年月日を勾留状の欄外に記入して押印する。

4 少年法第43条により同法第17条第1項第2号の観護の措置の決定がなされ、少年鑑別所に收容されている少年を釈放する場合には、釈放指揮書によりその者が收容されている少年鑑別所の長に対して釈放の指揮をする。少年法第17条第1項第2号の措置の取消し及び釈放に関しては、同法に明文の規定はないが、元来、この措置は、勾留に代わるものであり、すべからず捜査の必要のための措置であるから、被疑者の勾留の場合に準じ、検察官は、拘束の必要がなくなれば釈放し得るものと解されている(注)。

なお、釈放手続をしたときは、検察官又は令状担当事務官は、観護状の欄外にその旨及びその年月日を記入して押印する。

(注) 昭39. 7. 27刑事(寄) 514号刑事局長通達(例規集)

第4 観護措置の取消しの請求(第40条)

少年法第44条第1項の規定に基づき同法第17条第1項第1号の措置の取消しを請求するときは、検察官は、観護措置取消請求書(様式第65号)により家庭裁判所の裁判官に対してその取消しを請求する。

第5 勾留の執行停止の申立て(第41条)

検察官が、被疑者の勾留の執行停止を求めるときは、勾留執行停止申立書(様式第66号)により裁判官に対してその申立てを行う。勾留の執行停止は、裁判官が職権によって行うべきものである(刑訴法第95条)から、勾留執行停止の申立ては、職権発動を促す趣旨のものである。

第6 勾留取消し等による被疑者の釈放(第42条)

勾留の取消し、勾留の執行停止又は観護の措置の取消しの決定により被疑者を釈放するときは、釈放指揮書によりその者が收容されている刑事施設の長に対して釈放の指揮をする。

第7 釈放指揮の囑託(第43条)

1 被疑者の釈放指揮を他の検察庁の検察官に囑託するときは、釈放指揮囑託書(様式第67号)による。ただし、急速を要するときは、ファクシミリ、電話等適宜の方法によって差し支えない。なお、この場合でも、受託庁から正規の回答書の送付を受ける必要がある場合又は受託庁から囑託書の送付を求められた場合は、釈放指揮囑託書を追送する(注)。

(注) 昭28. 12. 28刑事35731号刑事局長通達記第二二2(例規集)

2 規程第43条第1項の規定により釈放指揮の囑託をするときは、令状担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

第8 勾留執行停止決定による釈放の通知(第44条)

1 勾留執行停止決定により被疑者を釈放したときは、令状担当事務官は、被疑者の釈放後の動静を把握するため、保釈・勾留執行停止釈放通知書(様式第68号)により被疑者の居住地を管轄する警察署の長に対してその旨を通知する。

釈放の通知をした後、被疑者が住居を変更したときは、上記の手續に準じ、変更後の住居地を管轄する警察署長に対してその旨を通知する。この場合には、先に通知した警察署長に対しては、適宜の方法により速やかに住居を変更した旨を通知する。

2 被疑者の釈放が囑託に基づいてなされたときは、規程第44条第1項の通知は、囑託をした検察官の属する検察庁の令状担当事務官が行う。

第7節 被疑者の収容

第1 勾留執行停止の取消しの請求（第45条）

検察官が被疑者の勾留執行停止の取消しの請求をするときは、保釈・勾留執行停止取消請求書（様式第69号）によりその請求をする。

第2 被疑者の収容（第46条）

- 1 勾留の執行停止を取り消す決定又は勾留の執行停止期間の満了により被疑者を収容するときは、検察官は、収容指揮書（甲）（様式第70号）により検察事務官、司法警察職員又は刑事施設職員及び刑事施設の長に対して収容を指揮する。

収容指揮書（甲）には、勾留状の謄本及び勾留の執行停止を取り消す決定の謄本（勾留執行停止期間満了のときは、勾留執行停止決定の謄本）を添付する（注）。

収容指揮書（甲）の宛名は、執行者と収容すべき刑事施設の長とを併記することとされている（様式注意書1）が、これは、収容は、執行者が収容されるべき者の身柄を拘束してこれを指定された刑事施設まで護送することと、その護送された身柄を指定刑事施設の長が受け入れて拘禁することとの二つの部分からなっているので、その二者に対する指揮が必要であるからである。したがって、収容指揮書（甲）は、執行者に対しては被収容者を拘束して収容すべき刑事施設に護送することを指揮するとともに、刑事施設の長に対しては被収容者を受け入れて拘禁すべきことを指揮するものである。なお、収容されるべき被疑者が別事件により指定刑事施設に勾留されているような場合には、刑事施設の長に対する指揮のみで足りる。

（注）昭和43年検務実務家会同事務関係7問答（例規集）

「少年法第17条第1項の規定により同項第2号の措置がとられた少年に係る

事件が同法第20条の規定によって検察官に送致されたときは、同法第45条第4号により同法第17条第1項第2号の措置は勾留とみなされるが、当該保護措置決定書には罪となるべき事実の記載がない。そこで、かかる場合における少年の被告人を刑訴法第98条第1項（第343条により準用される場合を含む。）の規定により収監する場合には、勾留状に代わるものとして収監指揮書に添付する保護措置決定書の謄本には、勾留とみなされる場合の勾留事実を明らかにする書面（例えば、家裁から逆送の際添付される少年審判規則第24条の2の規定により罪となるべき事実を告知した告知圖書の謄本等）を添付する。」

- 2 刑訴法第98条第2項の規定によりいわゆる緊急収容の指揮を書面で行うときは、収容指揮書（乙）（様式第71号）による。

この書類不所持の緊急収容は、他の令状不所持の緊急執行と異なり、刑訴法第98条第1項の収容の指揮がなされている場合であっても、緊急収容について検察官の指揮が必要であるから注意を要する。したがって、実務上は、刑訴法第98条第1項の収容指揮と同時に緊急収容の指揮をする取扱いが便宜であろう。なお、この場合には、収容指揮書（甲）にその旨を付記して指揮する。

- 3 収容指揮書（甲）により被疑者を収容する場合には、刑訴法第98条第1項に定める書類を示さなければならない。緊急収容をした場合には、できる限り速やかにこれらの書類を示さなければならない。

収容すべき刑事施設は、勾留状指定の刑事施設である。指定刑事施設以外の刑事施設に収容する必要がある場合には、収容場所の変更につき、あらかじめ裁判官の同意を得ておく必要がある（注1）。

収容した被疑者を護送する途中において一時最寄りの刑事施設に仮留置する必要があるときは、刑事施設職員に対して収容指揮書を示して留置を求める。また、被疑者を収容する場合に必要があるときは、人の住居等に立ち入り、被疑者を捜索することができる。刑訴法第98条には第74条及び第126条を準用する規定はないが、この収容は勾留状の執行に準ずる性格を有するものであるから、同条の規定が準用さ

46 第2章 捜 査

れるものと解されている（注2）（注3）。

（注1）昭和32年検務実務家会同執行事務関係4問答（例規集）

（注2）昭和28年検務実務家会同執行事務関係規程第26条関係1問答（例規集）

（注3）昭39.3.3刑事（総）146号刑事局長通達（例規集）

第3 収容指揮の囑託（第47条）

- 1 勾留の執行停止を取り消す決定又は勾留の執行停止期間の満了により被疑者を収容する場合、当該被疑者が他の検察庁の管轄区域内に現住する場合において、その検察庁の検察官に収容指揮の囑託をするときは、収容指揮囑託書（乙）（様式第72号）による。

収容指揮囑託書（乙）には、勾留状の謄本及び勾留の執行停止を取り消す決定の謄本（勾留執行停止期間満了の場合には、勾留執行停止決定の謄本）を添付する。この場合において、必要があるときは、指紋、写真その他被疑者を特定するに足る資料を併せて添付する。

- 2 緊急を要する場合には、例外的に適宜の方法により、刑訴法第98条第2項の緊急収容の指揮を囑託することができる。

刑訴法第98条第1項の収容の指揮の囑託を受けた検察官は、同項に規定する書類が手元にあり、必要と認めるときは緊急収容の指揮をすることができるので、改めて緊急収容の囑託を受ける必要はない。したがって、緊急収容の囑託は、通常、収容の指揮の囑託をしていない場合に限り行われる。

緊急収容の指揮の囑託をしたときは、勾留状の謄本等所定の書類を速やかに囑託先の検察官又は収容すべき刑事施設の長に送付する。緊急収容をした場合には、できる限り速やかに所定の書類を被疑者に示す必要があるため、規程は、これらの書類を直接刑事施設の長に送付し得るものとしている。したがって、送付先は、そのときの収容の状況に応じて決定されるべきであるが、収容手続は、全て検察官の指揮

によって行うものであり、これらの書類を被疑者に示すのも受託庁の検察官の責任であるから、いずれに送付するかは、囑託をした検察官と囑託先の検察官との間で緊密な連絡を取る必要がある。

- 3 収容指揮の囑託により被疑者を収容した場合には、身柄の押送は、受託庁において行う。収容ということは、前述のとおり被収容者の身柄を拘束し、指定刑事施設に収容することであるから、収容指揮の囑託を受けた場合には、受託庁において身柄を指定刑事施設へ押送する義務を負うこととなる。
- 4 規程第47条第1項の規定により収容指揮の囑託をするときは、令状担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

第4 収容後の通知（第48条）

- 1 勾留の執行停止を取り消す決定又は勾留の執行停止期間の満了により被疑者を収容したときは、令状担当事務官は、保釈者・勾留執行停止者収容通知書（様式第73号）により規程第44条第1項又は第2項の規定により釈放通知をした警察署の長に対してその旨を通知する。この場合において、その収容が、囑託に基づいてなされたときは、囑託をした検察官の属する検察庁の令状担当事務官が通知を行う。
- 2 被疑者が勾留執行停止により釈放され、あるいはその後、同停止期間満了又は取消しにより収容された場合には、当該被疑者に係る勾留状の欄外余白部分に規程第39条第3項に定める事項のほか、釈放事由及び収容年月日を記入する（注）。これは、上記の場合における裁判所への通知に関する手続が定められていないので、このような被疑者が将来起訴された場合に、裁判所においては、裁定未決勾留可能日数の正確な把握ができず、これが誤って本刑に違法算入されてしまうことも考えられるので、これを防止するための取扱いである。

（注）平成2年検務実務家会同事件事務関係1問答（例規集）

第5 少年の収容等（第49条）（注）

1 検察官が少年審判規則（昭和23年最高裁判所規則第33号）第24条の3第1項の規定により少年の収容場所又は留置場所について同意を請求するときは、少年収容場所等同意請求書（様式第74号）による。これは、平成13年12月10日の最高裁判所決定において「家庭裁判所の検察官送致決定を受けた少年の勾留場所が、裁判官の関与なしに検察官の判断のみで新たに決定されることは通常の勾留の場合と比較して明らかに均衡を欠くものであり、刑訴法及び刑訴規則並びに少年法の関係規定の解釈として合理性及び相当性を有するかにつき、疑念を抱かざるを得ない。平成13年4月1日に施行された少年法の改正により16歳未満の少年について同法20条の決定が可能となったことなどを考慮すると、この取扱いについては、早急に必要な改善が図られるべきである。」旨判示されたことから、少年審判規則の一部が改正（平成14年7月29日公布。同年9月1日施行）されたことに伴い規定されたものである。

なお、少年審判規則第24条の3第2項の規定による同意は、逆送決定と同時になされることが予定されているので、少年収容場所等同意請求書は逆送決定がなされるまでに家庭裁判所に提出する必要がある。逆送決定が予想される事件を家庭裁判所に送致する場合であって、逆送後は観護措置により収容されている少年鑑別所とは別の場所に少年を収容する必要があることが判明しているときは、家庭裁判所送致と同時に同意請求をすることも可能である。この場合、事件記録中、送致書の直後に少年収容場所等同意請求書を編てつるとともに、同請求書に附箋を貼付するなどして、収容場所又は留置場所の同意請求をした旨明らかにすることが望ましい。また、身柄付きで家庭裁判所に送致した事件について観護措置決定がなされているが、当初、検察官

が刑事処分相当の処遇意見を付していないことから収容場所又は留置場所の同意請求を行っていない場合において、その後、別事件を在宅で家庭裁判所へ送致するときは、少年の処遇に関する意見の変更の要否に加えて、先に送致した身柄付き事件について少年収容場所等同意請求書の提出の要否についても検討する必要がある。

2 少年法第20条の規定により家庭裁判所から少年鑑別所に収容中の少年（同法第17条の4第1項の規定により少年院又は刑事施設に収容中の少年を含む。）の事件の送致があったときは、検察官は、少年収容等指揮書（様式第74号）により検察事務官、司法警察職員又は刑事施設職員及び刑事施設の長又は留置業務管理者に対して当該少年の収容又は留置を指揮する。

3 少年法第19条第2項（同法第23条第3項において準用する場合を含む。）又は第23条第1項の規定による送致があったときも上記と同様の手続により収容する。

4 少年収容等指揮書の宛名は、護送者（検察事務官、司法警察職員又は刑事施設職員）と収容すべき刑事施設の長又は留置業務管理者とを併記する。

なお、少年を元の少年鑑別所に収容する場合の少年収容等指揮書の宛名は、少年鑑別所が勾留すべき刑事施設となることから、刑事施設職員及びその長として、少年鑑別所の職員である法務教官及び少年鑑別所の長を併記することとなる。

いわゆる年齢超過の理由で送致を受けた場合には、様式の標題の「少年」の文字を削除して使用する。

少年収容等報告書は、少年が収容された刑事施設の長又は留置業務管理者が作成する。

5 裁判長の収容場所又は留置場所の同意又は不同意に対しては、検察

官又は少年側から不服申立て（準抗告）ができるので、これを少年に告知することを要し、その方法としては、原本を提示する方法が相当であるので、少年を収容する場合には、執行者（検察事務官等）において、少年収容場所等同意請求書を提示した上、同請求書の中段部分に少年に同請求書を提示した旨及び提示年月日を記載するとともに、提示者が記名押印する。また、同意請求したものの、不同意により、元の少年鑑別所又は留置施設に少年を収容する場合にも、不同意に係る少年収容場所等同意請求書を少年に提示する必要がある。なお、不服申立ては、逆送決定を行った裁判所の裁判長が属する家庭裁判所に對してしなければならない。

- 6 検察官は、少年を収容し、又は留置したときは、少年収容等通知書（様式第75号）により、刑訴規則第80条第2項に定める裁判所及び弁護士等に対してその旨及びその刑事施設を速やかに通知しなければならない。また、検察官が収容場所若しくは留置場所の同意請求をしない場合又は収容場所若しくは留置場所の同意請求に対して不同意とされた場合において、少年を逆送前の少年鑑別所又は留置施設に収容したときもこの通知をしなければならない。

（注）平14.8.8刑総874号刑事局長通達（例規集）、平14.8.8刑事局法務専門官事務連絡（例規集未登載）

第8節 差押え、捜索及び検証

第1 差押許可状等の請求（第50条）

- 1 検察官又は検察事務官が刑訴法第218条第4項の規定に基づき、差押え、捜索又は検証の許可状の請求をする場合には、差押・捜索・検証許可状請求書（様式第76号）により、記録命令付差押許可状の請求

をする場合には、記録命令付差押許可状請求書（様式第77号）により、身体検査令状の請求をする場合には、身体検査令状請求書（様式第78号）による。

この請求書には、刑訴規則第156条に定める資料を添付する。

- 2 差押え、捜索若しくは検証の許可状、記録命令付差押許可状又は身体検査令状を請求する場合には、規程第16条第2項から第4項までの逮捕状の請求に関する規定が準用される。

第2 差押調書の作成等（第51条）

- 1 検察官又は検察事務官は、刑訴法第218条第1項の規定により、差押えをしたときは差押調書（甲）（様式第80号）を、記録命令付差押えをしたときは記録命令付差押調書（様式第81号）を作成し、刑訴法第220条第1項第2号の規定により差押えをしたときは差押調書（乙）（様式第82号）を作成し、これに押収品目録（様式第79号）を添付する。

例えば、差押調書は、差押えのてん末を明らかにするものであるから、押収品目録には、差押物を特定し得るよう品名、数量を記載しなければならない。単に「雑書類1箱」というような記載をした場合には、事後の証拠品の処分に支障を来すおそれがあるばかりでなく、押収品の適法な記載を欠くものであるとして差押処分が取り消された事例もある（注）ので、注意を要する。

（注）東地八王子支部決平9.2.7判例時報1612・146

- 2 規程第51条第1項各号の処分をしたときは、被押収人に対し、刑訴法第120条、第222条の規定により押収品目録交付書を交付する。押収品目録交付書は、令状の執行をした者がこれを作成して交付しなければならない（刑訴規則第96条）。

3 証拠品を差し押さえたときは、証拠品目録を作成し、直ちに返付、返還付又は刑訴法第222条第1項において準用する刑訴法第123条第3項の規定による交付をする場合を除き、速やかにこれを差押調書又は記録命令付差押調書及び証拠品と共に証拠品担当事務官に送付する。

第3 捜索調書の作成等 (第52条)

1 検察官又は検察事務官は、刑訴法第218条第1項の規定により捜索をしたときは捜索調書(甲)(様式第83号)を、刑訴法第220条第1項第2号の規定により捜索をしたときは捜索調書(乙)(様式第84号)を、同項第1号の規定により被疑者の捜索をしたときは被疑者捜索調書(様式第85号)を作成する。この場合において、被疑者を逮捕することができなかつたときは、必ず被疑者捜索調書の作成を要するが、被疑者を逮捕した場合には、逮捕手続書に同号の規定により被疑者の捜索をした旨及び捜索の立会人を記載することによって被疑者捜索調書の作成を省略することができる。

2 捜索をした場合において証拠物又は没収すべき物がないときは、捜索を受けた者の請求により、捜索証明書(様式第86号)を交付する。この証明書は、捜索をした者が作成して交付しなければならない(刑訴規則第96条)。

第4 捜索差押調書の作成等 (第53条)

検察官又は検察事務官が捜索及び差押えを同時に行った場合に作成する調書は、規程第51条及び第52条の規定にかかわらず、当該捜索及び差押えが刑訴法第218条第1項の規定によるか、刑訴法第220条第1項第2号の規定によるかの区別に従い、捜索差押調書(甲)(様式第87号)又は捜索差押調書(乙)(様式第88号)によることができる。

この書式は、実務上、捜索及び差押えが同時に行われることが極めて多

いため、定められたものである。

第5 検証調書等の作成 (第54条)

1 検察官又は検察事務官は、刑訴法第218条第1項の規定により検証をしたときは検証調書(甲)(様式第89号)を、刑訴法第220条第1項第2号の規定により検証をしたときは検証調書(乙)(様式第90号)を作成する。身体を検査をしたときは、上記の区別に準じて身体検査調書(甲)(様式第91号)又は身体検査調書(乙)(様式第92号)を作成する。

2 刑訴法第222条第7項の規定により身体を検査を拒んだ者に対する過料の処分又は賠償命令を請求するときは、過料処分等請求書(様式第93号)によりその請求をする。

この請求は、請求者の所属の官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所にこれをしなければならぬ(刑訴規則第158条)。

第6 差押え等の囑託 (第55条)

令状による差押え、捜索、検証、記録命令付差押え又は身体検査を他の検察庁の検察官に囑託する場合の手続は、逮捕状による逮捕を他の検察庁の検察官に囑託する場合の手続(規程第22条)と同様である。

第9節 その他の強制捜査

第1 鑑定処分許可の請求 (第56条)

1 検察官又は検察事務官が刑訴法第225条第2項の規定に基づき鑑定処分の許可の請求をするときは、鑑定処分許可請求書(様式第94号)によりその請求をする。

この請求をするときは、規程第16条第2項から第4項までの逮捕状の請求に関する規定が準用される。

2 鑑定処分許可状が発せられたときは、請求をした検察官又は検察事務官は、許可状を鑑定嘱託書とともに鑑定を嘱託すべき者に交付する。

第2 証人尋問の請求（第57条）

検察官が刑訴法第226条又は第227条第1項の規定により証人尋問の請求をするときは、証人尋問請求書（様式第95号）によりその請求をする。

この請求をする場合には、刑訴規則第161条及び刑訴法第227条第2項に規定する資料を提出しなければならない。

第10節 捜査の共助（第58条）

1 捜査の嘱託（第15条）、逮捕状による逮捕の嘱託（第22条）又は差押え等の嘱託（第55条）を受けたときは、共助事件簿（様式第96号）に所定の事項を記載して、速やかにその手続をする。

2 勾留状又は観護令状の執行嘱託（第24条第2項）、鑑定留置状の執行嘱託（第30条第5項）、鑑定留置期間満了又は鑑定留置取消決定による收容指揮の嘱託（第30条第10項）、移送指揮の嘱託（第34条）、釈放指揮の嘱託（第43条）、勾留執行停止取消決定又は勾留執行停止期間満了による收容指揮の嘱託（第47条第1項）を受けたときは、検察システムによりその旨を管理するとともに、速やかにその手続をする。

なお、これらの嘱託がなされた場合において、嘱託をした検察官の属する検察庁（以下「嘱託庁」という。）及び嘱託を受けた検察官の属する検察庁（以下「受託庁」という。）の令状担当事務官が検察システムにより管理する内容等は、次のとおりである。

(1) 嘱託する場合

嘱託庁の令状担当事務官は、検察システムにより他の検察庁の検察

官に嘱託した日、嘱託内容及び執行経過を管理する。この嘱託及び受託に関する事項の管理は、身柄の異動に関する管理とは別になり、嘱託した結果、身柄の異動に関する事由が生じた場合には、受託庁の回答結果を確認した上、改めて自庁における身柄の異動状況を更新するなどして管理する。

(2) 受託する場合

受託庁の令状担当事務官は、共助事件簿に代わり検察システムにより、嘱託を受けた内容、執行経過及びその回答の結果を管理する。

なお、受託庁においては、身柄事件に関する事項を自庁において管理する必要はなく、検察システムの検索機能等を用いて、身柄の異動状況を確認する。

3 第58条第1項及び第2項の手続が終わったときは、その旨を嘱託庁に速やかに回答する。

逮捕、差押え、捜索、検証、記録命令付差押え若しくは身体検査をすることができず、又は令状を執行することができなかったときは、逮捕状その他の令状を添付してその旨を速やかに嘱託庁に回答する。

第3章 事件処理

第1節 通 則

第1 事件処理

事件の処理とは、検察官が、被疑事件について捜査を遂げた上、当該事件につき訴追するかどうかを決定することをいい、起訴、不起訴又は家庭裁判所送致の終局処分がなされる場合と、中止又は移送の中間処分がなされる場合とに分けられる。

検察官が、処分請訓規程（平成17年法務省刑総訓第1045号大臣訓令）第1条第1項に掲げる罪について起訴、不起訴の処分を行う場合には、あらかじめ、検事長の指揮を受けなければならない。検事長が指揮をする場合には、あらかじめ、検事総長の指揮を受けなければならないし、また、検事総長が指揮をする場合には、あらかじめ、法務大臣の指揮を受けなければならないこととされている（処分請訓規程第1条、第3条、第4条）。

また、破壊活動防止法違反事件（ただし、同法第45条違反事件を除く。）について、起訴又は不起訴の処分を行う場合には、処分請訓規程の例により、あらかじめ、上司の指揮を受けなければならない（破壊活動防止法違反事件請訓規程（昭和27年法務府検務局検務秘第1570号法務総裁訓令）第2条）。

第2 事件処理の管理（第59条）

検察官が事件の処理を終えたときは、事件担当事務官は、検察システムにより当該処理に関する事項を管理する。

第3 告訴人等に対する処分通知（第60条）

検察官が刑訴法第260条の規定により処分の通知をするときは、処分通

知書（様式第97号）による。

告訴、告発又は請求に係る事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に対し、処分通知書によりその旨を通知する。公訴を取り消し、又は事件を他の検察庁の検察官に移送したときも、同様である（刑訴法第260条）。

刑訴法の解釈上、家庭裁判所送致又は中止の処分については、必ずしも通知を要しないが、刑訴法の精神を敷えんして、これについても通知するものとしている。この通知は、当該告訴等が、訴訟条件であるか否かを問わずしなければならない。告訴人等が数人ある場合には、全ての者に対して通知する。

通知手続を終えた場合において、その処分が、不起訴又は中止処分であるときは当該不起訴・中止裁定書（様式第117号）の所定欄に記入するとともに検察システムによりその旨を管理する。不起訴又は中止以外の処分であるときも検察システムによりその旨を管理する。

なお、処分通知書を郵便により送付する場合には、刑訴法第262条の規定による付審判の請求に備え、処分通知書が告訴（発）人に到達した日を把握しておく必要があるため、必要に応じ配達証明郵便によることとされている。「必要に応じ」とされているのは、告訴（発）人が収容者である場合等処分通知書の到達日に問題の生ずるおそれがない場合を除外する趣旨である（注）。

（注）様式第97号注意書2及び昭51.11.15刑総682号刑事局長通達記一（例規集）

第4 司法警察員に対する処分結果通知等

司法警察員（特別司法警察員及び国税庁監察官を含む。以下この項において同じ。）から送致された事件について検察官が処理を終えたときは、事件担当事務官は、事件記録末尾に添付された処分結果通知書又は検察システムにより出力された電磁的記録（事件処理情報）を交付する方法によ

り処分結果を当該事件を送致した司法警察員の属する官署に通知する。検察官認知の事件であっても、指紋を採取し指紋資料を送付しているものについては、指紋資料送付先である警視庁、道府県警察本部又は方面本部に対しその旨を通知する（注）。なお、これらの通知は、主に警察における指紋資料の整備に協力するため行うものである。

（注）平26.11.17刑総1416号刑事局長通達（例規集）

第5 入国管理局、支局、出張所への通報

検察官は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第24条各号の一に該当する外国人について、起訴、不起訴、家庭裁判所送致の処分をしたときは、地方入国管理局、支局、出張所又は支局の出張所へその旨を通報する（注1）。この通報は、同法第62条第2項に基づいて行うものである。

なお、この通報のほか、これら外国人に係る同法第70条違反の事件を不起訴処分（起訴猶予又は時効完成の場合に限る。）に付する場合等は、退去強制のために身柄を確保する必要があるので、身柄の収容につき地方入国管理局、支局、出張所又は支局の出張所と緊密な連絡を取る必要がある（注2）。

（注1）昭28.12.22管審合784号法務事務次官等共同通達記三（例規集）

（注2）前掲昭28.12.22管審合784号通達記四

第2節 起 訴

第1 公訴の提起

1 公訴の提起は、検察官が、裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示であり、公開の法廷における審理、判決を求めるいわゆる公判請求が原則であるが、ほかに、公訴の提起と同時に略

式命令を請求する場合（刑訴法第462条）及び交通事件即決裁判を請求する場合（交通事件即決裁判手続法（昭和29年法律第113号））がある。

2 公訴の提起は、裁判所に起訴状を提出して行う（刑訴法第256条第1項）。

起訴状には、被告人の氏名その他被告人を特定するに足りる事項、公訴事実、罪名及び罰条を記載しなければならない（同条第2項、第4項）が、このほか、被告人を特定する事項として、被告人が自然人であるときは年齢、職業、住居及び本籍を、法人であるときは主たる事務所並びに代表者又は管理人の氏名及び住居を記載し、また、被告人が逮捕又は勾留されているときは、その旨をも記載しなければならない（刑訴規則第164条第1項）。被告人を氏名不詳のまま起訴せざるを得ない場合には、起訴状の氏名を記載すべき箇所に「氏名不詳」と記載した上、人相、体格等身体の特徴その他被告人を特定するに足りる事項（指紋番号、勾留番号等）を具体的に記載し、被告人の顔写真を添付する。被告人が黙秘している場合であっても、他の証拠などにより氏名、年齢、職業、住居、本籍が判明したときは、それらを記載すべきである。

3 検察官は、公訴を提起するについて、犯人が国外にいたこと又は犯人が逃げ隠れていたため有効に起訴状若しくは略式命令の謄本の送達ができなかったことを証明する必要があるときは、公訴の提起後、速やかにこれを証明すべき資料を裁判所に提出しなければならない（刑訴規則第166条）。この場合には、証明資料提出書（様式第103号）に証明資料を添付して提出する（規程第66条）。

4 逮捕中又は勾留中の被疑者に対し、当該被疑事件について公訴を提起したときは、令状担当事務官は、起訴通知書（様式第102号）によ

り速やかにその旨をその者が収容されている刑事施設の長に通知する。この場合において、急速を要するときは、あらかじめ適宜な方法によりその旨を通知する（規程第64条）。この場合には、後刻起訴通知書を追送する必要がある。

- 5 勾留中の被疑者に対して公訴を提起したときは、令状担当事務官は、検察システムにより被疑者の勾留に関する事項を管理する（規程第65条）。

第2 公判請求（第61条、第62条、第63条）

- 1 検察官が、公訴を提起し公判を請求するときは、起訴状（甲）（様式第98号）を、公訴を提起し即決裁判手続を申し立てるときは、起訴状（即決）（様式第99号）を裁判所に提出する。

即決裁判手続は、刑事裁判の迅速化を図る制度として創設されたものである。即決裁判手続は、明白軽微な事案について、被疑者の同意等を要件として、検察官が起訴と同時に申立てをし、早期に開かれる公判期日において、簡略・効率化した証拠調べを行い、罰金判決又は懲役若しくは禁錮の執行猶予付き判決を、原則として審理同日に言い渡す手続である（刑訴法第350条の2ないし第350条の14）。

起訴状（即決）には、即決裁判手続の告知手続書（様式第100号）及び被告人となるべき者に弁護人があるときはその弁護人から提出された即決裁判手続に対する意見に係る書面を添付する。

起訴状（甲）又は起訴状（即決）には、規程別表に掲げる区別に従い、被告人となるべき者の身体の拘束の有無及び拘束の種別等を表示する。

また、接見等を禁止する決定がなされているときは、その処分がなされている旨を、例えば、「接見禁止中」と記載した附箋を適宜の箇所に貼付して、表示する。

- 2 公訴を提起したときは、同時に、被告人の数に応ずる起訴状の謄本及び検察官又は司法警察員に差し出された弁護人選任届を裁判所に提出する（刑訴規則第165条）。

逮捕又は勾留されている被告人について公訴を提起したときは、速やかに（実務上は起訴状と同時に提出している。）その裁判所の裁判官に逮捕状又は逮捕状及び勾留状（少年法第17条第1項第2号の親護の措置がとられている場合には、親護措置決定書）を提出する（刑訴規則第167条第1項前段）。逮捕又は勾留された後釈放された被告人について公訴を提起したときも同様であり（同項後段）、この場合には、公訴事実と逮捕又は勾留の基礎となった事実との間に同一性がなくても、その逮捕又は勾留された期間中に、当該公訴事実につき捜査がなされたときはその逮捕状又は逮捕状及び勾留状を提出する必要がある（注）。

なお、検察官は、公訴の提起前に法の規定に基づいて裁判官が付した弁護人があるときは、公訴の提起と同時にその旨を裁判所に通知しなければならない（刑訴規則第165条第3項）。これは、被疑者に国選弁護人が選任されたが、公訴提起前に被疑者の身柄釈放や国選弁護人の解任により選任の効力が失われた場合であっても、後に当該事件が公訴提起されたときには、これに係る費用は訴訟費用となり、受訴裁判所は、刑の言渡しをするに際して、これを被告人に負担させるか否かを判断しなければならないところ、被疑者段階で発生するこのような訴訟費用を受訴裁判所が把握することは困難であることから、公訴提起時に国選弁護人がいる場合のみならず、公訴提起前に公訴提起された事件に係る国選弁護人がいたことについても、検察官に裁判所への通知を求めているものである。

この通知を行うに当たっては、刑訴規則第29条の3による選任通知

に係る書面を差し出すなど適宜の方法によることができよう。

(注) 昭和35年検務実務家会同執行事務関係1問答(例規集)

- 3 検察官が、公訴を提起し、公判を請求するとき又は即決事件手続を申し立てるときは、事件担当事務官は、起訴状通付票(様式第101号)を作成した上、起訴状、起訴状謄本、逮捕状、勾留状、弁護人選任届を裁判所へ送付し、起訴状通付票に裁判所職員の押印を受ける。起訴状通付票の記載事項については、各種書類の授受関係を明らかにする観点から、その備考欄を適宜編集して、提出する書類の内容を記載して使用することは差し支えない。

第3 略式命令の請求等(第67条、第68条)

- 1 検察官が公訴を提起し略式命令を請求するとき、起訴状(乙)(様式第104号)を裁判所に提出する。また、同時に、略式命令をするために必要があると思料する書類及び証拠物を提出する(刑訴規則第289条)。

起訴状(乙)には、被告人となるべき者が身体を拘束されているとき、又は略式命令の送達を確実にするため被告人を検察庁又は裁判所に待たせておいて略式命令の請求手続を行ういわゆる在庁略式のとときは、その旨を表示する。

起訴状(乙)には、科刑意見書(様式第105号)及び略式手続の告知手続書(様式第106号)を添付する。

また、裁判所における略式命令の謄本の送達事務が円滑に行われることに協力するため、検察官は、略式命令の謄本の送達につき、被疑者が就業場所における送達を希望するとき又は被疑者が住居を留守にすることが多いなどのため就業場所において送達がなされることが適当であると認められ、そのことにつき被疑者に異議がないときは、被

疑者から略式命令謄本の就業場所における送達に関する申述書(様式第107号)を徴し、これを起訴状(乙)に添付する。

なお、被疑者からこの申述書を徴取する場合には、送達に際し郵便配達員が就業場所において被疑者に出会わないときは、使用者、その事務員、雇人等に略式命令の謄本を交付して補充送達を行うことがある旨を了知させておく必要がある。

- 2 検察官が公訴を提起し略式命令を請求するとき、事件担当事務官は、略式命令請求通付票(様式第108号)を作成し、起訴状(乙)及び関係書類等を裁判所へ送付し、略式命令請求通付票に裁判所職員の押印を受ける。
- 3 略式命令を請求するとき、検察システムにより科刑意見欄の求刑(罰金・科料の金額、公民権停止・不停止等)に関する事項を管理するが、検察官に略式命令の謄本が送達されたときは、求刑と科刑とが相違するかどうかを対照し、相違する場合には、直ちに担当検察官にその旨を報告する。
- 4 身柄を勾留したまま略式命令請求(在庁略式)をし、略式命令の謄本が被告人に送達されたときは、刑訴法第345条の規定により勾留状は失効するから、規程第143条に規定する釈放通知書(丁)(様式第185号)により被告人が収容されていた刑事施設の長に対しその旨を通知する(注)。

(注) 昭和34年検務実務家会同執行事務関係10問答(例規集)

第4 交通事件即決裁判の請求等(第69条、第70条)

- 1 検察官が、公訴を提起し交通事件即決裁判手続法に基づく交通事件即決裁判を請求する場合には、起訴状(丙)(様式第109号)を裁判所に提出する。

交通事件即決裁判手続は、簡易裁判所が、交通に関する刑事事件（道路交通法（昭和35年法律第105号）第8章の罪に当たる事件をいう。）について、検察官の請求により、刑法に定める公判手続又は略式手続によらず、罰金又は科料の刑を科する公判前の特別手続である。もっとも、実際にはこの種事件は、ほとんど交通切符によって処理する在宅在庁略式の方式（いわゆる三者即日処理方式）による略式手続によって処理されていて、実務では交通事件即決裁判手続は活用されていない。

2 検察官が公訴を提起し交通事件即決裁判を請求するときは、事件担当事務官は、交通事件即決裁判請求通付票（様式第110号）を作成し、起訴状（丙）及び関係書類等を裁判所へ送付し、交通事件即決裁判請求通付票に裁判所職員の押印を受ける。

第5 正式裁判の請求（第71条）

検察官が略式命令又は交通事件即決裁判に対して正式裁判を請求するときは、正式裁判請求書（様式第111号）を裁判所に提出する。

第3節 第三者所有物の没収に関する告知手続

第1 第三者所有物の没収に関する告知又は公告

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和38年法律第138号。以下「応急措置法」という。）により、刑事事件において被告人以外の者（以下「第三者」という。）の所有に属する物を没収する必要がある場合には、その第三者に当該被告事件の手続への参加を促すため、告知又は公告の手続をとることが検察官の義務とされ、また、検察官は、告知又は公告をしたときは、これを証明する書面を裁判所へ提出す

べきものとされている（注）。

（注）昭38.7.24刑事（総）595号刑事局長通達（例規集）

第2 第三者所有物の没収に関する告知（第72条）

検察官が応急措置法第2条第1項の規定による告知をする場合には、告知書（様式第112号）を交付して行う。この場合には、告知・公告手続書（様式第113号）を作成する。

告知の方法は、直接第三者に告知書を手交するか、又は告知書を郵送して交付する。

告知書を交付したときは、告知請書（様式第114号）を徴する。郵送して交付したときは、当該郵便物の配達証明書をもってこれに代えることができる。

告知を行ったときは、検察官は、告知・公告手続書に告知書の写しを添付する。

告知・公告手続書は、応急措置法の定める告知又は公告手続の適正な運用を図るため、特に検察官が作成すべきものとされている。また、裁判所へ提出する告知・公告証明書は、これに基づいて作成することとなるから、その記載の正確を期する必要があることは言うまでもない。

第3 公告（第73条）

第三者の所在が分からないため、又はその他の理由（第三者を特定することができない場合、第三者が外国にいる場合で告知をする方法がないときなど）によって、応急措置法第2条第1項の告知ができないときは、検察官は同条第2項の規定による公告手続をとらなければならない。

検察官は、この公告をするときは、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第2条第2項の規定による公告の方法を定める政令（平成24年政令第155号）に基づき公告の方法を指定した上、告知・

公告手続書を作成し、これを公判担当事務官に交付して公告すべき旨を命ずることとなる。

公告の方法は、検察庁の掲示場に14日間掲示する方法を原則とし、必要があるときは、官報又は新聞紙に掲載する方法を併せて行うことができる。

例えば、没収すべき物の価値が高額である場合、物の性質上、希少価値がある場合などは、権利者が手続参加をする機会を十分に付与する必要があることから、広く周知すべく官報公告等の方法を併せて行う「必要があるとき」に該当すると考えられる。

一方で、官報公告等を行うことで、正当な権利を有しない者が、第三者として名乗り出るなどかえって弊害が生じることも否定し得ないことから、官報公告等を併せて行うかの検討に当たっては、価額のみならず、官報公告等を行うことによる弊害がないかなど、事件の内容その他の事情も考慮して判断することとなる。

公告すべき旨を命ぜられた公判担当事務官は、告知・公告手続書に基づき、第三者所有物の没収に関する公告（様式第115号）を作成してこれを検察庁の掲示場に掲示する。この場合において、官報による公告を併せて行うときは当該第三者所有物の没収に関する公告の写し2部を法務省大臣官房秘書課に送付して官報に掲載する手続を依頼し、新聞紙による公告を併せて行うときは検察官が指定した新聞紙に掲載する手続をする。

公告手続が終わったときは、公判担当事務官は、告知・公告手続書の公告欄等に所定の事項を記入し、これを検察官に返還する。

第4 公告事項

公告事項中特に注意を要する点は、次のとおりである。

(1) 参加申立期間

応急措置法第2条第2項の規定による公告をする場合における公告事項中、第三者が被告事件への参加の申立てをすることができる期間

(以下「参加申立期間」という。)は、その期間の満了日を明示して公告すべきものとされている。参加申立期間は、公告があった日から14日以内である(応急措置法第3条第1項)が、「公告があった日」とは、検察庁の掲示場への14日間の掲示(以下「掲示」という。)をしてその掲示期間が満了した日である。また、官報又は新聞紙への掲載(以下「掲載」という。)の方法を併せて行う場合には、掲示及び掲載の全てが完了した日である。

掲示のみによる場合における参加申立期間の満了日は、掲示の満了日の翌日を第1日として起算した14日目(刑訴法55条3項本文に該当するときはその翌日)であるから、その確定は容易であるが、掲示及び掲載による場合における参加申立期間は、これらの手続の全てが完了した日の翌日を第1日として起算されるから、掲示及び掲載が行われる日をあらかじめ決定しておかないと、参加申立期間満了日を確定することができないこととなる。そこで、運用に当たっては、まず、掲示の実施期間を定め、その期間中に掲載の日を予定した上、その予定日に掲載が可能か否かについて法務省大臣官房秘書課に照会し、可能である旨の回答を得て、参加申立期間の満了日を確定してから、以後の手続を進めることとなる。

(2) 公判期日

公判期日が定められている場合は、その公判期日をも公告事項として記載する必要があるが、前記のような掲示及び掲載のための手続の準備中に公判期日が決定されるようなことがあると事務処理が複雑化するおそれがあるので、特に応急措置法第2条第2項の規定による公告をする必要のある事件について公訴を提起した場合には、裁判所に対して公判期日の速やかな決定を求め、その決定を待つて手続を進める等の配慮が必要である。

第5 告知・公告証明書(第74条)

検察官は、告知又は公告をしたときは、告知・公告証明書(様式第116号)を裁判所へ提出する。告知・公告証明書には、告知書写し及び告知請求書(告知書を郵送して交付した場合は、その配達証明書)又は第三者所有物の没収に関する公告写しを添付する。

第4節 不起訴

第1 不起訴の裁定(第75条)

1 検察官が特定の事件について公訴を提起しない意思決定をし、これを外部的に明らかにすることを不起訴処分という。

不起訴処分には、判決の既判力のようなものはないから、不起訴処分によって公訴権を消滅させるものではなく、その後の事情の変更等があれば、公訴時効が完成していない限り、いつでも再起して公訴を提起することができる。

検察官は、事件を不起訴処分に付するときは、不起訴・中止裁定書(様式第117号)により不起訴の裁定をする。検察官が少年事件を家庭裁判所に送致しない処分に付するときも、同様である。

2 事件によっては、規程第75条第2項各号のうち、2以上の裁定主文に該当する場合があります。この場合には、いずれの主文によっても規程上差し支えないのであるが、第1号から第20号までは、大体、訴訟条件を欠いている場合、犯罪とならない場合、証拠がない場合、証拠が十分でも起訴すべきでない場合の順序に配列されているので、各号の2以上に当たる事由がある場合には、号数の若い方の主文を用いるのが適当であろう。

第2 不起訴裁定の主文(第75条)

不起訴裁定主文の種類及びこれらを用いるべき場合は、次のとおりである。

- (1) 被疑者死亡 被疑者が死亡したとき。
例えば、無理心中の殺人事件で事件受理をした場合は、この主文により不起訴処分に付することとなる。
- (2) 法人等消滅 被疑者である法人又は処罰の対象となるべき団体等が消滅したとき。

法人は、合併によって解散する場合には、解散と同時に消滅するが、その他の場合には、解散しても清算が完了するまでは清算法人として存続し、清算結了の登記の時が消滅の時となる(最決昭29.11.18刑集8・11・1850)。

「処罰の対象となるべき団体等」とは、特別法で特に人格のない社団等を処罰の対象としている場合のその社団等を指し、例えば、法人税法(昭和40年法律第34号)における「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの」(同法第2条第8号、第3条、第163条第3項)などがこれに当たる。なお、これらの団体の場合には、消滅したかどうかは、その実体によって認定することとなる。

- (3) 裁判権なし 被疑事件が我が国の裁判管轄に属しないとき。
被疑事件が、天皇や在任中の摂政(憲法第1条、皇室典範(昭和22年法律第3号)第21条)、外国元首や外交使節の行為(外交に関するウィーン条約(昭和39年条約第14号))、国際連合関係者の任務遂行中等における行為(国際連合の特権及び免除に関する条約(昭和38年条約12号))その他国際条約又は国際慣習法上治外法権の認められる者の行為(例えば、領事官の任務遂行中の

行為等)に係るものである場合がこれに当たる。

- (4) 第1次裁判権なし・不行使 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和35年条約第7号)、日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書(昭和28年条約第28号)若しくは日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定(昭和29年条約第12号)に基づき、我が国に第1次裁判権がないとき、又は前3号若しくは次号から第20号までのいずれかに該当する場合を除き我が国が第1次裁判権を行使しないとき(第1次裁判権を放棄したときを含む。)

合衆国軍隊並びに国際連合の軍隊の構成員等を被疑者とする被疑事件を不起訴処分に付する場合の裁定主文は、上記のように規定されているが、なおこれを補充するものとして、昭和28年11月24日付け法務省刑事第32112号刑事局長通達「合衆国軍隊の構成員、軍属又は軍法に服するそれらの家族に関する少年事件の取扱等について」(例規集)があるので、これらを総合して、主文の用い方を示すと、次のとおりである。

- ・ 軍当局に第1次裁判権がある事件につき、軍当局がこれを行使したとき……「第1次裁判権なし」
- ・ 軍当局に第1次裁判権がある事件で、合衆国において裁判権を行使しない旨の通告があったか、あるいは、日米合同委員会裁判権分科委員会刑事部会において合意された事項(以下「合意事項」という。)第40項所定の期間に合衆国において裁判権を行使するかどうかの通告がなかったもの……一般の例によって裁定する。

- ・ 我が国に第1次裁判権がある事件……一般の例によって裁定する。ただし、不起訴処分は、遅くとも合意事項第40項A又はB所定の期間の末日までに行う必要がある。
 - ・ この通達で、少年事件について裁判権不行使の決定をする権限が法務大臣から検事正に委任されているが、この委任に基づいて検事正において裁判権不行使を決定した事件……「第1次裁判権不行使」
 - ・ 軍当局の要請により第1次裁判権を放棄した事件……「第1次裁判権不行使(放棄)」
- (5) 親告罪の告訴・告発・請求の欠如・無効・取消し 告訴、告発若しくは請求がなければ公訴を提起できない罪につき、告訴、告発若しくは請求がなかったとき、無効であったとき又は取り消されたとき。
- (6) 通告欠如 道路交通法(昭和35年法律第105号)第130条の規定により公訴を提起することができないとき、又は同条の規定により家庭裁判所の審判に付することができないとき。
- 道路交通法第127条第1項又は第2項後段に規定する通告がされていない事件が送致されたときは、この主文により不起訴処分に付することとなる。また、非反則事件として公訴を提起した後、反則事件であることが判明し、それを理由として公訴棄却の判決があった場合には、規程第3条第7号により事件受理の手續を行うこととなるが、このような場合にも「通告欠如」の主文により不起訴処分に付することとなる。
- (7) 反則金納付済み 道路交通法第128条第2項の規定により公訴を提起することができないとき又は同項(第130条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により家庭裁判所の審判に付することができないとき。

反則金が納付されている事件が、誤って送致されたときは、この主文により不起訴処分に付することとなる。

- (8) 確定判決あり 同一事件につき既に既判力のある判決があるとき。

既判力の認められない管轄違いや公訴棄却の裁判があってもこの主文は用いないが、略式命令や交通事件即決裁判は、正式裁判請求期間の経過又は正式裁判の取下げにより確定判決と同一の効力を生ずる（刑訴法第470条、交通事件即決裁判手続法第14条第2項）から、そのような場合には、この主文を用いることとなる。

- (9) 保護処分済み 同一事実につき既に少年法第24条第1項の保護処分がなされているとき。

少年法第24条第1項の保護処分の決定、すなわち、保護処分に付し、児童自立支援施設若しくは児童養護施設に送致し、又は少年院に送致する決定には一事不再理の効力がある（同法第46条）ので、この主文が設けられたのである。しかし、同法第42条は、検察官は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、全てこれを家庭裁判所に送致すべきものとし、いわゆる逆送を受けた事件について公訴を提起する場合（同法第45条第5号本文）だけを例外としている。したがって、被疑者が少年であって、被疑事件について犯罪の嫌疑がある限り、既に同一事実について保護処分がなされている場合でも、事件を家庭裁判所に送致しなければならないのであって、この場合には、検察官は、不起訴処分をすることなく、事件を家庭裁判所に送致し、家庭裁判所において審判不開始決定（同法第19条第1項）をすることとなる。

したがって、「保護処分済み」の主文は、被疑者が既に成人となっている場合であって、少年の時に同一事実について保護処分がなされたときに限って用いられることになる。

- (10) 起訴済み 同一事実につき既に公訴が提起されているとき（公訴の取消しがなされている場合を含む。）。ただし、(8)「確定判決あり」に該当する場合を除く。

- (11) 刑の廃止 犯罪後の法令により刑が廃止されたとき。

- (12) 大赦 被疑事実が大赦に係る罪であるとき。

大赦は、恩赦法（昭和22年法律第20号）に基づき政令で罪の種類を定めてこれを行い、有罪の言渡しを受けた者については、その言渡しの効力を失い、まだ有罪の言渡しを受けていない者については、公訴権が消滅する（同法第2条、第3条）。

- (13) 時効完成 公訴の時効が完成したとき。

時効は、犯罪行為が終わったときから進行し、当該事件についてした公訴の提起によってその進行を停止し、管轄違い又は公訴棄却の裁判が確定したときからその進行を始める（刑訴法第253条第1項、第254条第1項）。共犯の場合には、最終の行為が終わったときから、全ての共犯に対して時効の期間を起算する（刑訴法第253条第2項）。共犯の1人に対して公訴が提起されたときは、他の共犯の時効も停止し、当該事件についてした裁判が確定したときから進行を始める（刑訴法第254条第2項）。また、犯人が国外にいる場合又は犯人が逃げ隠れているため起訴状の謄本の送達若しくは略式命令の告知ができなかった場合には、その国外にいる期間又は逃げ隠れている期間時効は停止する（刑訴法第255条第1項）。

国税犯則取締法（明治33年法律第67号）第14条第1項又は関税法（昭和29年法律第61号）第138条第1項本文の規定に基づく通告があった場合には、時効は停止でなく中断される（国税犯則取締法第15条、関税法第138条第3項）のであるから、注意を要する。

公訴提起の日及び管轄違い又は公訴棄却の裁判が確定した日は、時効が進行した期間に算入される。

管轄違い又は公訴棄却の裁判の確定によって時効が再進行を始めた場合における公訴時効完成日は、当初の時効期間満了の翌日を起算点として、時効停止期間（公訴提起の日の翌日から管轄違い又は公訴棄却の裁判確定日の前日まで）を暦に従って加算して算出する（注）。

（注）昭和35年検務実務家会同その他2問答（例規集）

- (14) 刑事未成年 被疑者が犯罪時14歳に満たないとき。
 (15) 心神喪失 被疑者が犯罪時心神喪失であったとき。
 (16) 罪とならず 被疑事実が犯罪構成要件に該当しないとき又は犯罪の成立を阻却する事由のあることが証拠上明確なとき。ただし、(14)「刑事未成年」又は(15)「心神喪失」に該当する場合を除く。

この裁定主文は、

- ア 被疑者が、仮に被疑事実とされる行為の行為者であったとしても、その行為が犯罪構成要件に該当しないとき
 イ 被疑者に故意又は過失がないというように、いわゆる責任阻却事由があることが証拠上明白になったとき（責任阻却事由のうち、(14)「刑事未成年」及び(15)「心神喪失」の場合には、別に主文が設けられているから「罪とならず」を用いない。また、故意・過失の有無が証拠上明確でない場合には、(18)「嫌疑不十分」の主文を用いることになる。）
 ウ 被疑者の行為が正当業務行為（刑法（明治40年法律第45号）第35条）、正当防衛（同法第36条第1項）、緊急避難（同法第37条第1項本文）に該当するいわゆる違法性阻却事由があることが証拠上明確なとき（証拠上必ずしも明白でないときは(18)「嫌疑不十分」とすべきである。）

に用いる。

- (17) 嫌疑なし 被疑事実につき、被疑者がその行為者でないこと

が明白なとき又は犯罪の成否を認定すべき証拠のないことが明白なとき。

この裁定主文は、被疑者が人違いであることが明白なとき又は捜査を遂げた結果、被疑者がその行為者であるかどうか若しくは被疑者の行為が犯罪に当たるかどうかの点を認定すべき証拠がないことが明白になったとき、すなわち、証拠上被疑者につき処罰を求めることができないことが確定的に明らかな場合に用いる。

- (18) 嫌疑不十分 被疑事実につき、犯罪の成立を認定すべき証拠が不十分なとき。

この裁定主文は、被疑者がその行為者であることにつき又はその行為が犯罪に当たることにつき、これを認定すべき証拠が不十分である場合に用いる。

- (19) 刑の免除 被疑事実が明白な場合において、法律上刑が免除されるべきとき。

この裁定主文は、被疑事実が明白な場合ではあるが、例えば、同居の親族間の相盗（刑法第244条第1項）などのように「法律上刑を免除する」ときに用いる。したがって、過剰防衛（同法第36条第2項）、過剰避難（同法第37条第1項ただし書）、中止未遂（同法第43条ただし書）、親族間の犯人蔵匿及び証拠隠滅（同法第105条）、放火予備（同法第113条ただし書）、偽証自白（同法第170条）、虚偽告訴等自白（同法第173条）、殺人予備（同法第201条ただし書）等のように、法律上単に「免除することができる」とされている場合には、「刑の免除」の裁定主文は用いてはならない（この場合には、(20)「起訴猶予」を用いることとなる。）。

- (20) 起訴猶予 被疑事実が明白な場合において、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないとき。

第3 不起訴処分の告知 (第76条)

- 1 検察官は、事件につき公訴を提起しない処分をした場合において、被疑者の請求があるときは、速やかにその旨を告げなければならない (刑訴法第259条)。

告知は、口頭でも差し支えないが、書面とするときは、不起訴処分告知書 (様式第118号) によりその告知をする。この告知は、不起訴処分に付したことだけを告げれば足り、いかなる裁定主文によったかを告げる必要はない。

- 2 検察官は、告訴、告発又は請求のあった事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない (刑訴法第261条)。

告知は、口頭でも差し支えないが、書面とするときは、不起訴処分理由告知書 (様式第119号) によりその告知をする。

不起訴処分の理由とは、裁定主文を指す。したがって、裁定主文を告知すれば足りる。

第4 精神障害者等の通報 (第77条)

- 1 検察官は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。) 第24条第1項の規定により、精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人 (規程第147条で準用) について、不起訴処分をしたとき、又は裁判 (懲役、禁錮又は拘留の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判を除く。) が確定したときは、速やかに精神障害者等通報書 (様式第120号) によりその旨を都道府県知事に通報する。ただし、当該不起訴処分をされ、又は裁判を受けた者について、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 (平成15年法律第110号) 第

33条第1項の申立てをしたときはこの限りでない。

精神保健福祉法第24条第2項の規定により、検察官は、同条第1項本文に規定する場合のほか、精神障害者若しくはその疑いのある被疑者若しくは被告人又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の対象者 (同法第2条第2項に規定する対象者をいう。精神保健福祉法第26条の3及び第44条第1項において同じ。) について、特に必要があると認めたとときも、速やかに精神障害者等通報書によりその旨を都道府県知事に通報する。なお、これら通報は、いわゆる政令指定都市 (地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の19第1項) にあってはその市長に対して行う。

- 2 検察官は、麻薬及び向精神薬取締法 (昭和28年法律第14号) 第58条の4の規定により、麻薬中毒者若しくはその疑いのある被疑者について不起訴処分をしたとき、又は麻薬中毒者若しくはその疑いのある被告人について裁判 (懲役、禁錮又は拘留の刑を言い渡し、執行猶予の言渡しをしない裁判を除く。) が確定したときは、速やかに、精神障害者等通報書によりその旨を都道府県知事に通報する。また、同法第58条の8の規定により、入院措置の必要があると認めるときは、入院措置が円滑に行われるよう、事前に都道府県知事に対しその旨を通報する。

第5 保護申出手続の教示等 (第78条)

検察官が被疑者を釈放する場合において、更生保護法 (平成19年法律第88号) 第86条第2項に規定する更生緊急保護の制度及び申出の手続を教示する必要があると認めるときは、釈放された人の更生緊急保護の申出手続に関する説明書 (様式第121号) を示すなどして行う。

釈放者に対する教示は、身柄を釈放するときに行う。また、起訴猶予処分を相当として身柄を釈放される者は起訴猶予裁定のときまでは更生保護

法第85条第1項第5号に掲げる者に該当しないが、適切な更生緊急保護を実施するため、その身柄を釈放するときに教示を行う。更生緊急保護の申出手続を教示する場合に、その方法として、上記説明書を示すのが通常であるが、更生緊急保護の必要性や本人の希望があるときには、これを必ず交付する（注1）。

検察官は、更生緊急保護の申出手続を教示した者について、更生緊急保護の必要があると認めるとき、又はその者が更生緊急保護を希望するときは、上記説明書を交付するとともに保護カード（様式第122号）に所定の事項を記入してその者に交付する（注2）。

（注1）平20.5.29刑総821号刑事局長通達（例規集）

（注2）平20.5.29保護443号刑事局長、矯正局長、保護局長通達別紙3(1)
（例規集）

第6 反則者に係る事件記録の送付（第79条、第80条）

1 検察官は、事件を通告欠如の裁定主文により不起訴処分に付したときは、事件記録送付書（様式第123号）に事件記録を添付して当該検察庁の所在地を管轄する都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長に送付する。この場合には、事件記録のみを送付すれば足り、不起訴裁定書は送付する必要はない。

2 検察官が事件記録を警視總監又は道府県警察本部長に送付するときは、事件担当事務官は、通告欠如事件記録送付簿（様式第124号）に所定の事項を記載する。

警視總監又は道府県警察本部長から事件記録受領書の送付があったときは、これをつづって進行番号を付し、その番号を通告欠如事件記録送付簿に記入して整理する。なお、通告欠如事件記録送付簿に警察職員の記録受領印の押印を受けたときは、事件記録受領書の徴取を省略して差し支えない。

第7 訴訟費用の負担の請求（第81条）

- 1 検察官が刑訴法第187条の2の規定による訴訟費用の負担の請求をするときは、訴訟費用負担請求書（様式第125号）による。この場合において、訴訟費用負担請求書には、訴訟費用を負担すべき理由が存在することを認めるべき資料及び負担すべき訴訟費用の額の算定に必要な資料を添付する。
- 2 この場合において、負担すべき訴訟費用の額の算定に関し、総合法律支援法（平成16年法律第74号）第39条第4項の規定により日本司法支援センターに対して必要な協力を求めるときは、訴訟費用額算定に関する協力依頼書（様式第126号）による。
- 3 検察官が刑訴法第187条の2の規定による訴訟費用の負担の請求をするときは、事件担当事務官は、訴訟費用負担請求処理簿（様式第127号）に所定の事項を記載する。

第5節 中 止

第1 中止処分

中止処分とは、被疑者不明、被疑者又は重要参考人所在不明あるいは心神喪失、病気等の事由により、これ以上捜査を継続することができず、かつ、当該捜査の障害となる理由が長期間にわたり解消される見込みがないため、事件を長期間処理することができない場合に行う中間処分である。

中止処分に付された事件は、将来事件を再起して終局処分をすることを予定して行うものであるから、中止事件を的確に把握し、中止事由解消のための捜査は徹底的に行う必要がある。

中止事由解消後、新たな中止事由が生じた場合には、中止事由解消のための捜査目標を明確にするため、一度再起して、改めて中止処分に付する

のが相当である。

第2 中止の裁定（第82条）

検察官は、事件を中止処分に付するときは、不起訴・中止裁定書を作成し、その旨の裁定をする。この場合の裁定主文は「中止」とする。

事件を中止処分に付する場合において、保管中の証拠品があるときは、保管継続の要否を検討し、その必要のないものについてはできる限り処分を行い、継続して保管を要する証拠品については、「証拠品の処分」欄にその旨を記入して保管を命ずる。

被疑事実が数個ある場合には、最も早く時効が完成する事実についての時効満了日と最も遅く時効が完成する事実についての時効満了日を「公訴時効満了の日」欄に併記し、それらがどの被疑事実に係るものであるかを明らかにしておくことが望ましい。

「備考」欄には、共犯者の処分結果、公訴時効の停止事由等公訴時効満了日算出の根拠となる事項等を記載する。

第3 中止事件の管理（第83条）

検察官が事件を中止処分に付したときは、事件担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

中止事由の解消のための捜査若しくはその指揮が行われたときはその経過及び結果を、事件が再起されたときはその旨を、検察システムによりそれぞれ管理する。

ここでいう「事件担当事務官」は、必ずしも検察庁の組織機構上の検務部門の事件担当に属する事務官を指すものではなく、中止事件の把握の事務をどの部署において行うこととするのかは、各庁の実情に応じた運用に委ねられている。もっとも中止事件について統一的に、かつ、的確な把握を期するために、事件の受理に関する事項を所掌する部署において行うことが望ましい。

第6節 移送

第1 移送処分

移送処分とは、検察官が事件を終局処分前に管轄権のある他の検察庁の検察官に送致する処分である。

検察官は、事件がその所属する検察庁に対応する裁判所の管轄に属しないものと思料するときは、書類及び証拠物とともにその事件を管轄する裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない（刑訴法第258条）が、このほか、自庁に管轄権がある場合であっても、捜査上の便宜、被疑者の都合等の考慮から、事件を管轄権のある他の検察庁の検察官に送致する場合がある。

第2 移送書（第84条）

1 検察官が事件を他の検察庁の検察官に送致するときは、移送書（甲）又は移送書（乙）に事件記録を添付して行う。

移送書作成上留意すべき点は、次のとおりである。

- (1) 共犯者が数名ある事件を移送する場合には、1通の移送書に移送の対象となる全ての被疑者の氏名を列記する。被疑者の氏名を「何某ほか何名」等と略記すると、移送を受けた検察庁における事件受理手続の円滑な処理が阻害されるおそれがあるからである。
- (2) 身柄拘束中のときは、適宜の箇所にその旨及び拘束の種別を朱書して表示し、必要に応じ勾留満了日をも表示する。
- (3) 共犯者の一部の者につき、既に処分済みであるときは、「共犯者の措置」欄に処分した被疑者の氏名、処分年月日及び処分結果を記載する。

2 移送書には、移送理由を記載するが、通常次の文言が用いられてい

る。

(1) 貴庁管轄（被疑者所在地）

対応裁判所に管轄権がないため、被疑者の所在地として管轄権を有する裁判所に対応する検察庁の検察官に事件を送致する場合に用いる。

(2) 貴庁管轄（犯罪地）

(1)と同様に、犯罪地として管轄権を有する裁判所に対応する検察庁の検察官に事件を送致する場合に用いる。

(3) 貴庁処理相当

自庁の事件と他庁の事件とが関連していて、当該他庁において一括処理するのが相当と考えられる場合、あるいは、地方検察庁で捜査の結果、略式命令を請求するのが相当と考えられる場合に用いる。

(4) 被疑者所在地

犯罪地は、自庁管内にあるが、被疑者の便宜を考慮して、その所在地を管轄する庁で処理するのが相当と考えられる場合に用いられるが、この場合には、「貴庁処理相当」が用いられることもある。また、「貴庁管轄（被疑者所在地）」に代え、単に「被疑者所在地」が用いられることもある。

(5) 犯罪地

被疑者の住居は自庁管内にあるが、多数の参考人が犯罪地に居住する等犯罪地で捜査処理をする方が適当である場合に用いられるが、この場合にも、「貴庁処理相当」が用いられることもある。また、「貴庁管轄（犯罪地）」に代えて、単に「犯罪地」が用いられることもある。

- 3 関連事件の措置及び競合記録の保管状況等を把握するため、移送書（甲）の「共犯者（関連事件）の措置」欄に関連事件の被疑者又は被

告人の氏名、罪名、確定の日（裁定の日）、刑名刑期等（裁定主文）、競合記録の有無及び記録の保管終期等を記入する。

第3 移送事件の管理（第85条）

検察官が事件を他の検察庁の検察官に送致するときは、事件担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

1 検察システムによる管理では、移送処分に付した検察庁の事件担当事務官は、検察システムの検索機能を用いて、移送先の検察庁において当該事件の受理手続が行われたことを確認する。更に必要がある場合には、移送先の検察庁の事件担当事務官に対して適宜の方法により記録の授受関係を照会する。

2 地方検察庁（支部を含む。）及びその管轄区域内にある区検察庁のうち二以上の庁の事務を同一職員により処理させている場合において、地検本庁又は同支部で受理した事件を併置区検に移送し、併置区検において略式命令の請求をするとき若しくは公判請求をするとき又は併置区検で受理した事件を地検本庁又は同支部に移送し、地検において公判請求をするときは、検察システムによる管理の下では、当初事件を受理した検察庁において移送処分に付し、移送先の検察庁において、改めて事件の受理（配点を含む。）及び処理（略式命令請求処分又は公判請求処分）の手続をする必要はない。この場合、当初事件を受理した検察庁において、直接、終局処分である略式命令請求処分又は公判請求処分に関する事項の入力が可能であり、移送手続に関する事項を入力しなくても統計上は、地検受理事件を併置区検に移送処分したこと（地検：移送処分1件）、併置区検において移送受理したこと（併置区検：移送受理1件）、併置区検において略式命令請求処分したこと（併置区検：略式命令請求処分1件）がそれぞれ計上される。

もっとも、その他の終局処分については、終局処分をした検察庁を

明らかにする観点から、原則に戻り移送処理を経ることが必要となる。

第7節 少年事件の送致等

第1 少年事件の送致（第87条）

- 1 検察官は、少年事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、少年法第20条の規定によって家庭裁判所から送致を受けた事件について公訴を提起する場合を除き、これを家庭裁判所に送致しなければならない。また、犯罪の嫌疑がない場合であっても、家庭裁判所の審判に付すべき事由があると思料するときは、これを家庭裁判所に送致しなければならない（少年法第42条第1項）。

この場合には、送致書（甲）（様式第128号）に事件記録を添付して行う。ただし、当該事件が、司法警察員から少年事件簡易送致書（注）によって送致されたものであるときは、送致書（丙）（様式第130号）による。

（注）平17.6.30最高検企190号次長検事通達別紙（例規集）

- 2 検察官は、家庭裁判所から送致を受けた事件の一部について公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑がないか又は犯罪の情状等に影響を及ぼすべき新たな事情を発見したため訴追を相当でないと思料するとき、又は送致後の状況により訴追を相当でないと思料するときは、これを更に家庭裁判所に送致しなければならない（少年法第45条第5号ただし書、第42条第1項）。この場合には、送致書（乙）（様式第129号）に事件記録を添付して行う。

第2 通告書（第88条）

検察官は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の規定により保

護者のない刑事未成年者又は保護者に監護させることが不適当であると認める刑事未成年者を福祉事務所又は児童相談所に通告するときは、通告書（様式第131号）による。

第3 少年事件送致通付票の作成（第89条）

検察官が少年事件を家庭裁判所に送致するときは、事件担当事務官は、少年事件送致通付票（様式第132号）を作成する。

少年事件を送致した後、家庭裁判所が当該少年事件について終局決定をしたときは、その事件を送致した検察庁は、終局決定の結果について通知を受けることとなるが（少年審判規則第5条第1項）、刑事関係報告規程（昭和62年12月18日付け法務省刑総訓秘第28号大臣訓令）に基づく統計等を作成するため、通知を受けた終局決定の内容を検察システムにより管理する。

第4 少年の同行（第90条）

勾留されている少年の被疑事件を家庭裁判所に送致したときは、検察官は、同行指揮書（甲）（様式第133号）により刑事施設の長に対して当該少年を家庭裁判所に同行するよう指揮する。この場合には、令状担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

家庭裁判所に同行された少年については、少年法第17条第2項の規定によって観護措置等の手続が執られることとなる。

第4章 公判手続

第1節 通 則

第1 公判事件の管理 (第91条)

- 1 公判担当事務官は、次の場合には、検察システムによりその旨を管理する。
 - (1) 公判請求をしたとき。
 - (2) 略式命令を請求した事件につき、裁判所が略式手続不相当として通常の手続で審判することとしたとき (刑訴法第463条第1項、第2項。なお、この場合には、裁判所から検察官に対しその旨の通知がある (同条第3項)。)。
 - (3) 交通事件即決裁判を請求した事件につき、裁判所が交通事件即決裁判不相当として通常の手続で審判することとしたとき (交通事件即決裁判手続法第6条第1項。なお、この場合には、裁判所から検察官に対しその旨の通知がある (同条第2項)。)。
 - (4) いわゆる準起訴手続による付審判請求のあった事件について付審判決定があったとき (刑訴法第266条第2号。なお、この決定謄本は、検察官に送達される (刑訴規則第174条第2項)。)。
 - (5) 略式命令又は交通事件即決裁判に対して正式裁判の請求があったとき (被告人から正式裁判の請求があったときは、裁判所から検察官に対しその旨の通知がある (刑訴法第465条第2項後段、交通事件即決裁判手続法第13条第3項)。)。
 - (6) 他の裁判所に係属中の事件が併合決定により対応裁判所に係属したとき (刑訴法第5条第1項、第8条)。

- (7) 他の裁判所の移送決定により事件が対応裁判所に係属したとき (刑訴法第19条第1項、第332条)。
- (8) 上級裁判所の破棄差戻し又は破棄移送の判決により事件が対応裁判所に係属したとき (刑訴法第398条ないし第400条)。
- (9) 再審開始決定により事件が対応裁判所の公判に係属したとき (刑訴法第448条第1項)。

- 2 公判担当事務官は、公判経過において、裁判所係属部、弁護人その他公判事件について把握すべき事項があったときは、検察システムによりその旨を管理する。

公判事務において管理する公判期日に関する事項は、検察システム上、被告人の身柄の異動状況を管理する令状事務に反映され、被告人の勾留に関する処分があった場合には、令状担当事務官が、当該処分に伴う事務処理を行う際の確認事項となり、第1回公判期日の把握に用いることとなる。具体的には、令状担当事務官は、勾留に関する処分があった際、当該処分が第1回公判期日までの勾留に関する処分として受訴裁判所を構成する裁判官以外の裁判官が発したのか、又は第1回公判期日以後の勾留に関する処分として受訴裁判所が行った処分に当たるのかを識別するため、公判期日の登録状況を確認し、これをきっかけとして事務処理を行うことが考えられる。

もとより公判担当検察官、公判担当事務官にあっては、公判期日を常に管理しておかなければならないが、裁判所からの公判期日の通知は適宜の方法によりなされ、検察庁における公判期日の通知を受理する窓口についても、各庁ごとに裁判所との間における協議等によって異なるため、裁判所から公判期日の通知があったときには、速やかにその内容を的確に検察システムに反映する。

また、第1回公判期日が終わったか否かについては、単に期日に関

する事項だけでなく、刑訴法第291条に定める冒頭手続を終えたか否か、その審理内容についても適切に把握し、これを検察システムに反映させる。更に必要に応じて公判担当事務官から令状担当事務官に公判期日等に関する事項を連絡し、又は勾留に関する処分があった際には、令状担当事務官から公判担当検察官若しくは公判担当事務官に確認するなど、適正な管理に努めることとされている。

第2節 公判未提出記録等の送付及び受領手続

第1 併合、移送決定による未提出記録等の送付（第110条）

事件が併合又は移送の決定により対応裁判所以外の裁判所に係属したときは、検察官は、未提出記録送付書（様式第153号）に裁判所未提出記録を添付して新たに事件に係属した裁判所に対応する検察庁の検察官に送付する。

関連事件の措置及び競合記録の保管状況等を的確に把握するため、未提出記録送付書の「共犯者（関連事件）の措置」欄に関連事件の被疑者又は被告人の氏名、罪名、確定の日（裁定の日）、刑名刑期等（裁定主文）、競合記録の有無及び記録の保管終期等を記入する。

第2 未提出記録の受領手続（第93条）

裁判所による併合、移送又は差戻しの裁判により事件が対応裁判所の公判に係属した場合において、裁判所未提出記録の送付を受けたときは、公判担当事務官は、送付した検察官の属する検察庁の公判担当事務官に対して裁判所未提出記録を受領した旨を通知する。この通知は検察システムによる。この場合において、裁判所未提出記録と共に証拠品が送られてきたときは、公判担当事務官は、証拠品担当事務官に対しこれを送付し、証拠

品担当事務官から事件記録及び証拠品を受領した旨を通知する。

裁判所未提出記録を送付した検察官の属する検察庁の公判担当事務官は、送付先の検察庁から受領した旨の通知を待つこととなるが、必要がある場合には、裁判所未提出記録の送付先の検察庁の公判担当事務官に対して適宜の方法により記録の授受関係を照会するなどして受領を確認する。

第3 併合、移送決定による勾留中の被告人の管理（第110条）

被告人が勾留されている事件（保釈中及び勾留執行停止中の場合を含む。）が併合又は移送の決定により対応裁判所以外の裁判所に係属したときは、令状担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

第3節 勾引及び被告人の勾留

第1 被疑者の勾留等に関する規定の準用（第94条）

被告人の勾留等に関する手続については、被疑者の勾留等に関する規定が準用される。

すなわち、

- (1) 規程第22条の規定は、勾引状又は被告人の勾留状若しくは鑑定留置状の執行の嘱託について
- (2) 規程第24条第1項の規定は、被告人の勾留状の交付について
- (3) 規程第25条の規定は、勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人の仮留置について
- (4) 規程第28条の規定は、被告人と刑訴法第39条第1項に規定する者以外の者との接見等禁止決定の請求及び接見等禁止決定の取消請求について
- (5) 規程第30条第4項及び第6項から第10項までの規定は、被告人の鑑

定留置について

- (6) 規程第33条の規定は、同条中「裁判官」とあるのを「裁判長又は裁判官」と読み替えて被告人の移送について
- (7) 規程第34条の規定は、同条中「裁判官」とあるのを「裁判長又は裁判官」と読み替えて被告人の移送指揮の囑託について
- (8) 規程第35条の規定は、被告人の移送について
- (9) 規程第36条の規定は、公判手続上の必要による受刑者の移送について
- (10) 規程第38条の規定は、刑訴法第280条第2項に規定する裁判による被告人の釈放について
- (11) 規程第39条第1項の規定は、保釈許可決定、勾留の取消決定又は勾留の執行停止決定による被告人の釈放について
- (12) 規程第40条の規定は、被告人の観護の措置の取消請求について
- (13) 規程第41条の規定は、被告人の勾留の執行停止の申立てについて
- (14) 規程第43条の規定は、被告人の釈放指揮の囑託について
- (15) 規程第45条の規定は、被告人の保釈又は勾留執行停止の取消しの請求について
- (16) 規程第46条の規定は、保釈若しくは勾留執行停止の取消し又は勾留執行停止期間の満了による被告人の収容について
- (17) 規程第47条の規定は、被告人の収容指揮の囑託について
- (18) 規程第58条の規定は、勾引状の執行、被告人の勾留状若しくは鑑定留置状の執行又は被告人の移送指揮、釈放指揮若しくは収容指揮の囑託を受けた場合について

それぞれ準用される。

第2 勾引状等の交付（第95条）

- 1 勾引状が発せられたときは、令状担当事務官は、勾引状交付簿（様式第135号）に所定の事項を記載し、勾引状に検察官の指揮印を受けて執行すべき者に交付する。刑訴法以外の法令において刑訴法の勾引に関する規定を準用する勾引又は引致につき、勾引状又は引致状が発せられたときも同様である。
- 2 勾引状等に受ける検察官の指揮印とは、刑訴法第473条ただし書に規定する「認印」をいう。また、執行すべき者とは、検察事務官又は司法警察職員である（刑訴法第70条）。司法警察職員の中には、司法警察職員として職務を行う刑事施設職員も含まれるが、刑事施設外の罪に関する勾引状の執行はできない。
- 3 刑訴法以外の法令において刑訴法の勾引に関する規定を準用する勾引につき、勾引状が発せられる場合としては、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第194条（人事訴訟法（平成15年法律第109号）第21条第2項において準用する場合を含む。）、人身保護法（昭和23年法律第199号）第10条第2項（人身保護規則（昭和23年最高裁判所規則第22号）第20条参照）等があり、同じく引致状が発せられる場合としては、破産法（平成16年法律第75号）第38条（第39条又は第230条において準用する場合を含む。）、更生保護法（平成19年法律第88号）第63条第2項以下等がある。なお、規程に明文はないが、法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第7条第2項、第3項の収容状についても、これらに準じて取り扱うこととなる。

第3 勾引状の執行（第96条）

- 1 勾引状を執行する場合には、これを被告人に示した上、できる限り速やかにかつ直接指定された裁判所その他の場所に引致しなければならない。勾引状を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、被告人に対し公訴事実の要旨及び勾引状

が発せられている旨を告げて執行することができる（刑訴法第73条）。

2 勾引状の執行を受けた被告人を護送する場合において必要があるときは、仮に最寄りの刑事施設にこれを留置することができる（刑訴法第74条）。この場合には、刑事施設職員に勾引状を示して留置を求める。

3 勾引状の執行を受けた証人を護送する場合において、一時最寄りの警察署その他適当な場所に留置するときは、その場所の管理者に対し勾引状を示してその留置を求める。「警察署」とは、主として保護室を指し、留置場を利用する場合には、証人としてふさわしい取扱いをするよう留意する必要がある。また、「その他適当な場所」としては、検察庁の宿直室等がある。

第4 鑑定留置による釈放の通知（第97条）

刑事施設に勾留中の被告人について鑑定留置のため釈放を指揮したときは、令状担当事務官は、鑑定留置による釈放通知書（様式第136号）によりその旨を裁判所に通知する。

この場合において、鑑定留置状の執行を他の検察庁の検察官に囑託したときは、囑託をした検察官の属する検察庁の令状担当事務官が通知する。

なお、この通知は、裁判所の行う勾留期間更新の手続等が適正になされるよう協力するために行うものである。

第5 勾留中の被告人の管理（第98条）

1 次の場合には、令状担当事務官は、検察システムにより勾留中の被告人に係る事項を管理する。

(1) 被告人が勾留されたとき。

(2) 被告人が勾留されている事件（被告人が保釈又は勾留執行停止により釈放されている場合を含む。）が併合、移送又は差戻しの裁判により対応する裁判所に係属したとき。

2 勾留中の被告人について拘禁上の異動、例えば、保釈等による釈放、その取消しによる収容、あるいは、勾留期間更新決定等があったときは、その都度検察システムによりその旨を管理する。この事務は、不当勾留等の事故を未然に防止するため、正確、迅速に行う必要がある。

第6 勾留期間更新手続の適正等の確保（第99条）

令状担当事務官は、常に裁判所と緊密な連絡を保ち、勾留期間更新の手続が適正かつ円滑に行われるよう努めなければならない。

勾留期間更新決定は、裁判所が職権で行うものであるが、継続して勾留すべき被告人を期間満了により釈放する等のことがないように、期間満了前に裁判所に対して被告人氏名及び勾留期間満了日等を通知する等勾留期間更新決定が適正、円滑に行われるよう緊密な連絡を保つ必要がある。

第7 勾留期間更新決定の執行（第100条）

1 裁判所から勾留期間更新決定書の送付があったときは、令状担当事務官は、検察官の指揮印を受けた上、被告人が収容されている刑事施設の長に送付する。

送付の方法については、刑事施設職員に直接交付する方法はもとより、関係機関の了解が得られた場合には、適宜、書留郵便による郵送により交付する取扱いとして差し支えない（注）。

（注）平18. 2. 28刑総240号刑事局長通達（例規集）

2 勾留期間更新決定の執行は、勾留状の執行に準ずる（注）。すなわち、刑事施設職員は、右決定書を被告人に示して執行し、決定書の欄外に執行の年月日時を記入し、押印する。この場合、勾留期間更新決定の執行は、更新前の勾留期間内になされなければならない。

（注）最判昭24. 4. 26刑集3・5・653

3 勾留期間更新決定の執行後、更新前の勾留期間中に保釈等により釈

放されても、更新の効力は失われない(注)。

(注) 昭29. 1. 27刑事2412号刑事局長通達(例規集)

第8 勾留期間

- 1 被告人の勾留期間は、公訴の提起があった日から2か月である。特に継続の必要がある場合には、具体的な理由を付した決定(勾留期間更新決定)で1か月ごとに更新される(刑訴法第60条第2項)。
- 2 勾留期間の起算点は、勾留中の被疑者に対し勾留の基礎となった犯罪事実と同一の事実について公訴が提起された場合には、公訴提起の日である。逮捕中の被疑者に対し逮捕の基礎となった犯罪事実と同一の事実について公訴が提起された場合も同様であり、たとえ、公訴提起の翌日に勾留状が発せられ執行されたとしても、公訴提起の日が勾留の起算日となる(注1)。しかし、起訴状に「在宅求令状」又は「勾留中求令状」等と表示して公訴が提起された場合には、勾留状により指定の刑事施設に引致された日が勾留の起算日となる(注2)。

(注1) 昭25. 9. 12矯保甲1406号刑政長官通達(例規集)

「新刑事訴訟法第60条第2項の公訴の提起があった日からとは、逮捕又は被疑者として留置せられ拘束中のものについては起訴日をもって起算日とすべきである。」

(注2) 昭24. 3. 30矯総丙1046号法務行政長官通達(例規集)

「公訴の提起があった日からとは逮捕又は被疑者として勾留されている者が起訴されてそのまま勾留され又は勾留を継続された場合を前提としての立言であって、不拘束のまま起訴されその後勾留されたような場合には、その勾留された日すなわち指定の監獄に引致された日から勾留期間2箇月を起算すべきである。」

- 3 勾留期間の満了日は、勾留の日から暦に従って計算する(刑訴法第55条第2項)。例えば、10月3日に勾留された場合には、12月2日が勾留期間の満了日である。

現実に勾留されていない日数は、勾留期間に算入されない。

保釈許可決定又は勾留執行停止決定により釈放された日は、勾留期間に算入される。保釈若しくは勾留執行停止の取消し又は勾留執行停止期間の満了により勾留状指定の刑事施設に収容された日も勾留期間に算入される(注1)。鑑定留置により釈放した日及び鑑定留置期間満了により収容した日も勾留期間に算入され(注2)、また、勾留中逃亡した場合の逃亡した日及び再収容した日も同様である(注3)。勾留執行停止により釈放された日にこれを取消され収容された場合には、現実の勾留日数は1日であるから、勾留日数1日として計算する(注4)。

(注1) 昭11. 7行丙1328号行刑局長回答(例規集)

(注2) 昭和30年検務実務家会同執行事務関係5問答(例規集)

(注3) 昭28. 4. 14刑事9727号刑事局長、矯正局長通達(例規集)

(注4) 昭30. 2. 23矯正甲163号矯正局長通達(例規集)

- 4 保釈許可決定等により釈放され、その後保釈取消し等の事由により収容された場合における収容後の勾留期間満了日は次のようにして算出する。

まず、勾留起算日から暦に従って勾留期間満了日を算出し、次に、保釈等により釈放された日の翌日からその勾留期間満了日までの期間、すなわち、残勾留日数を算出し、保釈取消し等により収容した日から残勾留日数を暦に従って算出した日が、収容後の勾留期間満了日である。

〔設 例〕

- ① 10月3日 勾留中公訴提起(公訴事実は勾留の基礎となった事実と同一事実)
 - 10月20日 保釈釈放
 - 11月10日 保釈取消しにより収容
 まず、勾留期間満了日は12月2日であるから、残勾留日数は、保釈釈

放の翌日である10月21日から12月2日までで、これを暦に従って計算すると、10月21日から11月20日までが1か月、11月21日から12月2日までが12日、すなわち、1か月12日となる。

次に、収容された11月10日を初日として1か月12日目が勾留期間満了日となるのであるから、11月10日から1か月目は12月9日であり、これに12日を加えた12月21日が勾留期間満了日である。

② 5月3日 勾留中公訴提起（公訴事実が勾留の基礎となった事実と同一事実）

6月27日 勾留期間更新決定執行（7月3日から1か月の分）

6月28日 保釈釈放

8月27日 懲役の実刑宣告により収容

保釈釈放前に勾留期間更新決定の執行がなされている事例であるが、当初の勾留、すなわち、7月2日までの勾留とその後の更新決定による勾留とは別個の裁判であるから、執行も各別になされなければならないので（注）、残勾留日数は、保釈釈放の翌日である6月29日から当初の勾留満了日である7月2日までの4日と保釈釈放前に執行した勾留期間更新決定による1か月、すなわち、4日と1か月となる。

次に、収容された8月27日を初日として4日を加えた8月30日の翌日から暦に従って1か月を加えて算出した9月30日が勾留期間満了日となる。

（注）昭33.4.25矯正甲315号矯正局長通達（例規集）

第9 勾留の取消しの請求（第101条）

検察官が被告人の勾留の取消しの請求をするときは、勾留取消請求書（様式第137号）による。

第10 釈放の通知（第102条）

1 保釈許可決定、勾留執行停止決定又は勾留取消決定により被告人を

釈放したときは、令状担当事務官は、釈放通知書（丙）（様式第138号）により裁判所に対してその旨を通知する。刑訴法第280条第2項に規定する裁判、すなわち、勾留状を発しないで直ちに釈放を命ずる裁判又は勾留期間満了により釈放したときは、この通知は不要である。

2 保釈許可決定又は勾留執行停止決定により被告人を釈放したときは、令状担当事務官は、保釈・勾留執行停止釈放通知書（様式第68号）により被告人の居住地を管轄する警察署の長に（注）に対してその旨を通知する。

釈放された被告人が住居を変更した場合における通知手続は、勾留執行停止決定により釈放された被疑者が住居を変更した場合の通知手続と同様である。

（注）犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第253条参照。

3 被告人の釈放が囑託に基づいてなされたときは、上記の裁判所及び警察署の長に対する通知は、釈放の囑託をした検察官の属する検察庁の令状担当事務官が行う。

第11 収容後の通知（第103条）

1 保釈中、勾留執行停止中又は鑑定留置中の被告人を収容したときは、令状担当事務官は、収容通知書（様式第139号）により裁判所に対してその旨を通知する。

2 保釈中又は勾留執行停止中の被告人を収容したときは、令状担当事務官は、保釈者・勾留執行停止者収容通知書（様式第73号）により規程第48条又は第102条の規定により釈放通知をした警察署の長に対してその旨を通知する。

3 被告人の収容が囑託に基づいてなされた場合には、上記の裁判所及び警察署の長に対する通知は、収容の囑託をした検察官の属する検察

庁の令状担当事務官が行う。

第12 別事件係属中の被告人に関する通知（第92条）

1 公判担当事務官は、被告人が他の検察庁に対応する裁判所に係属中の事件の被告人であることを知ったときは、別事件通知書（様式第134号）により、その裁判所に対して、対応裁判所に係属している事件の起訴年月日及び被告人の身体の拘束の状況等を通知する。通知をした後に、拘禁上の異動（例えば、保釈等による釈放、その取消しによる収容、あるいは、勾留期間更新決定等があったとき）、終局裁判の宣告若しくは上訴の申立てがあったとき、又は裁判が確定したときも上記の通知書によりその旨を通知する。

別事件通知書は、通知先の裁判所に対応する検察庁の検察官を經由して送付する。

2 この通知は、未決勾留が競合する場合に生ずる未決勾留日数の違法算入や同一被告人について違法な再度の執行猶予が付されるなどの過剰を防止するために行うもので、該当事由がある場合には、被告人の身体の拘束の有無にかかわらず、全ての事件について所定の通知をする必要がある。

なお、運用上特に留意を要する点は次のとおりである。

- (1) 起訴の通知をする場合には、勾留年月日、勾留場所、起訴罪名及び受訴裁判所を、釈放の通知をする場合には、釈放事由、釈放年月日及び保釈制限住居等を、収容の通知をする場合には、収容事由、収容年月日及び収容場所を、裁判結果の通知をする場合には、裁判年月日及び裁判結果を、上訴申立ての通知をする場合には、上訴申立て年月日及び上訴の申立てをした者を記載する。
- (2) 別事件通知書の送付を受けた公判担当事務官は、送付を受けた都度、別事件の起訴年月日等を対応裁判所に係属中の事件について、

検察システムで管理し、当該通知書は、速やかに裁判所に回付する。

第4節 裁 判

第1 裁判結果の通知（第139条）

1 終局裁判の宣告があったときは、公判立会検察官は、直ちに裁判結果票（甲）（様式第183号）に裁判要旨その他所定の事項を記入し、速やかに公判担当事務官に送付する。

裁判結果票（甲）に記載すべき終局裁判は、有罪・無罪の判決はもとより、免訴、公訴棄却、管轄違いの判決等当該審級を離脱せしめるような全ての裁判である。なお、公訴棄却の決定は、終局裁判ではあるが、検察官に送達される決定謄本により事務処理を行うことができるから、裁判結果票（甲）の作成は要しないこととされている。

未決勾留算入可能日数欄は、判決言渡しの際、公判立会検察官が直ちに未決勾留日数の違法算入の是正を求めることができるようにするため設けられているものである。したがって、未決勾留算入可能日数の記入に当たっては、公判立会検察官において算出した日数と令状担当事務官において算出した日数とをあらかじめ突合するなど特に正確を期する必要がある。

2 裁判結果票（甲）の送付を受けたとき、又は決定による終局裁判の告知があったときは、公判担当事務官は、検察システムにより裁判結果に関する事項を管理するとともに、その裁判結果を速やかに執行担当事務官に通知する。

なお、通知の方法については、特に定められておらず、各庁の規模及び事務量に応じた適宜の方法によることとされている。

第2 判決宣告による被告人の収容等（第140条，第141条）

- 1 刑訴法第343条において準用する刑訴法第98条の規定により保釈又は勾留執行停止の効力が失効し被告人を収容するときは，検察官は，収容指揮書（甲）（様式第70号）により検察事務官，司法警察職員又は刑事施設職員及び刑事施設の長に対して収容を指揮する。刑訴法第98条第2項の規定に基づくいわゆる緊急収容の指揮を書面によってする場合には，収容指揮書（乙）（様式第71号）によりその指揮をする。
- 2 収容指揮書（甲）には，刑訴規則第92条の2に定める勾留状の謄本，すなわち，言い渡した刑並びに判決の宣告をした年月日及び裁判所を記載し，かつ，裁判長又は裁判官が相違ないことを証明する旨付記して認印した勾留状の謄本を添付する。

被告人を収容する場合には，この勾留状の謄本を被告人に示して収容することになるので，保釈中又は勾留執行停止中の被告人に対し，実刑の言渡しがあったときは，速やかに裁判所からこの勾留状の謄本の送付を受ける必要がある。

- 3 刑訴法第343条の規定に基づく刑事施設への収容を必要と認め，かつ，被告人が逃亡するおそれがあると認めるときは，公判立会検察官は，あらかじめ検察事務官，司法警察職員又は刑事施設職員に連絡するなどの方法により適切な収容がなされるよう留意しなければならない。
- 4 勾留期間満了日に保釈許可決定により釈放されていた場合には，刑訴法第343条の規定により当該保釈が失効しても，残勾留日数が存しないから収容することはできない（注）。この場合には，裁判所の職権による新たな勾留状の発付を受けて身柄を拘束することとなろう。

（注）昭40.4.28刑事（総）322号刑事局長通達（例規集）

第3 釈放者不収容通知（第142条）

禁錮以上の刑に処する判決の宣告により保釈又は勾留執行停止が効力を失った場合において，新たに保釈又は勾留執行停止の決定があったため被告人を収容しなかったときは，令状担当事務官は，釈放者不収容通知書（様式第184号）により裁判所に対してその旨を通知する。

この通知は，裁判所において，勾留期間更新決定を適正に行うために必要であり，また，未決算入の対象となる未決勾留日数を算定するためにも必要であるから通知することとされているものである。

第4 勾留状の失効による釈放通知（第143条）

- 1 刑訴法第345条の規定により無罪，免訴，刑の免除，刑の執行猶予，公訴棄却（刑訴法第338条第4号による場合を除く。），罰金又は科料の裁判が告知され勾留状が失効して被告人が釈放されたときは，検察官は，直ちに釈放通知書（丁）（様式第185号）によりその者が収容されていた刑事施設の長に対してその旨を通知する。釈放通知書（丁）は，検察官が公判廷で作成して刑事施設職員に渡すこととされている（様式第185号注意書）。
- 2 この通知は，被告人を護送している刑事施設職員は，必ずしも被告人の勾留事実や公訴事実を正確に把握しているとは限らないので，刑訴法第345条に掲げる裁判の告知がなされても，身柄釈放の要否を的確に判断することができず，不当に身体の拘束を続けたり，あるいは，釈放すべきでないものを誤って釈放したりするおそれがないわけではないから，刑事施設における事務処理が正確に行われるよう協力するために通知するものである。

したがって，検察官は，釈放通知書（丁）を直ちに刑事施設職員に交付する必要があるため，公訴事実が数個あり，その一部についてのみ勾留状が発せられている場合には，どの公訴事実について勾

留状が発せられているかを起訴状謄本に表示する等明確にしておく必要がある。

- 3 身柄を勾留したまま略式命令（在庁略式）を請求し、略式命令が被告人に告知されたときは、検察官は、直ちに釈放通知書（丁）によりその者が収容されていた刑事施設の長に対してその旨を通知する（注）。

（注）昭和34年検務実務家会同執行事務関係10問答（例規集）

第5 少年の同行（第144条）

勾留中の少年の被告事件を少年法第55条の規定により家庭裁判所に移送する決定があったときは、検察官は、同行指揮書（乙）（様式第186号）により刑事施設の長に対して当該少年を家庭裁判所に同行するよう指揮するとともに、同行通知書（様式第187号）によりその旨を家庭裁判所に通知する。

第6 勾留状の失効通知等（第145条）

- 1 保釈中又は勾留執行停止中の被告人について、刑訴法第345条の裁判の告知があったときは、令状担当事務官は、勾留状失効通知書（様式第188号）により被告人の住居地を管轄する警察署の長に対して勾留状が失効した旨を通知する。
- 2 保釈中又は勾留執行停止中の少年の被告事件について、少年法第55条の規定により家庭裁判所に移送する決定があったときは、少年事件移送通知書（様式第189号）により上記と同様に警察署の長にその旨を通知する。

第7 保護観察の判決通知（第146条）

刑法第25条の2第1項の規定により保護観察に付する旨の判決の宣告を受けた被告人が、更生保護法第83条に規定する生活環境の調整の必要があ

ると認められるときは、公判担当事務官は、直ちに最寄りの保護観察所の長に対してその旨を通知する。この場合における通知の方法は、口頭又は書面のいずれによっても差し支えない。

この通知は、保護観察所にこれらの被告人を迅速、的確に把握させ、事後の保護観察に支障を生ぜしめないよう協力するために行うものであるから、判決宣告後、直ちに通知する必要がある。

第8 精神障害者等の通報（第147条）

精神保健福祉法第24条第1項又は麻薬及び向精神薬取締法第58条の4の規定に基づく精神障害者又は麻薬中毒者等である被告人について、裁判（いわゆる実刑を言い渡したものを除く。）が確定したときの通報手続については、規程第77条の規定が準用される。

第9 保護申出手続の教示等（第148条）

更生保護法第86条第2項の規定により、懲役又は禁錮につき刑の執行猶予の判決の宣告を受けた者及び罰金又は科料の宣告若しくは略式命令を受けた者に対する保護申出手続の教示等については、規程第78条の規定が準用される。

検察官は、これらの者に対しては、宣告又は略式命令の送達があった後、速やかに保護申出手続等を教示することとされている（注1）。これらの者については、その場の状況等により、釈放に際して教示できない場合もあろうと思われ、そのような場合には、担当弁護人又は釈放者が収容されていた刑事施設に協力を求めるなどして、検察官の下に出頭させて教示することとなる（注2）。

（注1）平20.5.29保護443号刑事局長、矯正局長、保護局長通達別紙3(1)
（例規集）

（注2）平20.5.29刑総821号刑事局長通達（例規集）

第5章 上 訴

第1 上訴等に関する事項の管理（第152条）

検察官又は被告人等が上訴の放棄又は控訴の申立てをしたときは、公判担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

控訴の申立てのあった事件について、控訴の取下げがあったとき、その他公判事件について把握すべき事項があったときは、検察システムによりその旨を管理する。なお、この場合における検察システムによる管理については、公判担当事務官と執行担当事務官が重複して検察システムの入力作業をすることがないよう、あらかじめ各庁の実情に応じて取扱いを定めることとされている。

控訴の申立てのあった事件について控訴の取下げがあった場合においては、当該事件の訴訟記録が高等裁判所に送付される前に控訴の取下げがあったときは、第一審裁判所に対応する検察庁の公判担当事務官において、控訴申立ての取下げに関する事項を管理し、他方、当該事件の訴訟記録が高等裁判所に送付された後に控訴の取下げがあったときは、控訴審の裁判所に対応する検察庁の公判担当事務官において、控訴申立ての取下げに関する事項を管理する。

第2 判決謄本等の送付（第153条）

1 事件が控訴申立てにより高等裁判所に係属したときは、公判担当事務官は、第一審判決謄本及び前科調書を速やかに高等検察庁の事件担当事務官に送付する。この場合においては、公判担当事務官は、速やかにその旨を高等検察庁の事件担当事務官に通知する。

第一審判決謄本及び前科調書を送付する場合には、高等検察庁の事件担当事務官に検察システムの電子メール機能を用いて通知すること

となるが、これら書類の送付に当たっては、適宜の様式により作成した送付書等を添えるなど適宜の方法で送付する。

また、自由刑の実刑判決が言い渡された者又は自由刑の執行猶予の言渡しを受けた者のうち刑法第25条の2第1項の規定により保護観察に付された者について、その判決に係る裁判が上訴の申立てにより上訴裁判所に係属したときは、原裁判所に対応する検察庁の検察官は、上訴裁判所に対応する検察庁の検察官に「処遇上の参考事項調査票」等を送付することとされており、これらについても判決謄本及び前科調書と共に適宜の方法により送付する（注）。

（注）平26.1.8刑総13号刑事局長通達（例規集）

2 前科調書を送付することとされているのは、主に、第一審の公判に提出した前科調書の作成日以後に生じた前科をも明らかにする必要があるからである。

3 第一審判決謄本等は、裁判所と緊密な連絡を保ち、訴訟記録が高等裁判所に送付された後、速やかに送付する。これは、訴訟記録が上訴裁判所に到達していないものについて、勾留の期間を更新し、勾留を取り消し、又は保釈若しくは勾留の執行停止をし、若しくはこれを取り消す場合は、原裁判所がその決定をするものとされている（刑訴法第97条第2項、刑訴規則第92条第2項）からである。

第3 上訴申立ての通知（第154条）

公判担当事務官は、弁護人等が上訴の申立てをした旨の通知を受けた場合において、被告人が勾留中であるときは、上訴申立通知書（様式第193号）によりその者が収容されている刑事施設の長に対してその旨を通知する。

弁護人等とは、被告人の法定代理人及び保佐人を含み、検察官を含まない。

第6章 再 審

第1 再審の請求（第160条）

検察官が刑訴法第435条又は第436条第1項の規定により再審の請求をするときは、再審請求書（様式第202号）により行う。

第2 再審請求の管理等（第161条）

1 検察官が再審の請求をしたとき、又は刑訴法第439条第1項第2号から第4号までに掲げる者（有罪の言渡しを受けた者、有罪の言渡しを受けた者の法定代理人及び保佐人、有罪の言渡しを受けた者が死亡し、又は心神喪失の状態に在る場合には、その配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹）が再審の請求をした旨の裁判所からの通知があったときは、公判担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

再審請求に対する裁判があったとき、再審請求棄却の裁判又は再審開始の裁判が確定したとき、その他再審請求事件に関する事項があったときは、公判担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

2 公判担当事務官は、検察官が再審の請求をしたとき、又は有罪の言渡しを受けた者等から再審の請求があった旨裁判所から通知があったときは、その都度原判決に係る被告事件の証拠品を保管する検察官の属する検察庁の証拠品担当事務官及び刑事確定訴訟記録を保管し、又は保存する検察官の属する検察庁の記録担当事務官に対してその旨を速やかに通知する。再審請求事件が終結したときも、同様とする。

3 通知方法については、公判担当事務官の所属する検察庁が、証拠品を保管している検察官の所属する検察庁又は刑事確定訴訟記録を保管若しくは保存している検察官の所属する検察庁と同一である場合には、適宜な方法により通知し、それ以外の場合には、再審請求事件に関す

る通知書（様式第203号）により通知する。

第7章 検察審査会の議決に対する手続

第1 検察審査会において起訴相当又は不起訴不当の議決があったときの 処置（第169条）

- 1 検察審査会において検察審査会法（昭和23年法律第147号。以下「検審法」という。）第39条の5第1項第1号の議決がなされ、検審法第40条の議決書の謄本の送付を受けたときは、検察官は、当該議決に係る事件を再起する。
- 2 検察審査会において検審法第39条の5第1項第2号の議決がなされ、検審法第40条の議決書の謄本の送付を受けたときも、検察官は、当該議決に係る事件を再起する。
- 3 検察官が上記1、2の事件につき、検審法第41条第3項の規定により検察審査会に対して処分をした旨を通知するときは、検察審査会議決事件処分通知書（様式第212号）による。
- 4 上記1の事件につき、検察官が検審法第41条の2第2項の規定により検察審査会に対して延長を必要とする期間及びその理由を通知するときは、検察審査会議決事件処分期間延長通知書（様式第213号）による。

第2 検察審査会において起訴議決があったときの処置（第170条）

検察審査会において検審法第41条の6第1項の議決がなされ、検審法第40条の議決書の謄本の送付を受けたときは、検察官は、当該議決に係る事件を再起する。

第3 検察審査会において建議又は勧告があったときの処置（第171条）

検察審査会において検審法第42条第1項の建議又は勧告がなされ、検事正が同条第2項の規定により検察審査会に対して当該建議又は勧告に基づ

いてとった措置の有無及びその内容を通知するときは、検察審査会建議・勧告に対する措置結果通知書（様式第214号）による。

第8章 特別取扱い

地方検察庁における特別取扱い（第172条）

- 1 検事正は、その庁（地方検察庁及びその管轄区域内にある区検察庁をいう。以下この章において同じ。）において、事件事務について、特に必要があるときは、法務大臣の許可を得て、特別の取扱いをさせることができる。
- 2 検事正は、特別取扱いの許可を得てこれを実施したときは、直接法務大臣に対し、その旨を報告するとともに、検事総長及び検事長に同文の報告をしなければならない。

第9章 高等検察庁における手続

第1節 被疑事件（第173条）

高等検察庁における被疑事件の受理、捜査及び処理については、規程第2編第1章から第3章までの規定が準用される。

第2節 公判手続

第1 控訴事件の管理（第174条）

- 1 対応裁判所から訴訟記録到達の通知があったときは、事件担当事務官は、控訴に係る事件を検察システムにより管理する。起訴又は裁判所による併合、移送、差戻し若しくは再審開始の決定により事件が対応裁判所に係属したときは、検察システムによりその旨を管理する。
- 2 控訴に係る事件の公判経過において、裁判所係属部、弁護士その他公判事件について把握すべき事項があったときは、その都度、検察システムによりその旨を管理する。

第2 控訴事件の被告人の収容（第177条）

控訴に係る事件について、第1回公判期日の指定後判決の宣告までに刑訴法第98条（刑訴法第343条において準用する場合を含む。）の規定により、被告人を刑事施設に収容するときは、当該事件に係属している高等裁判所の所在地の刑事施設に直接収容する。

これは、保釈取消決定等により被告人を収容する場合には、勾留状に勾留すべき刑事施設として指定された刑事施設に収容するのであるが、刑訴規則第244条は、控訴裁判所は、被告人が刑事施設に収容されている事件

について公判期日の指定をするときは、その旨を検察官に通知し、通知を受けた検察官は、速やかに被告人を控訴裁判所の所在地の刑事施設に移送した上、移送した刑事施設を控訴裁判所に通知することを規定しているので、中間省略的な取扱いとして控訴裁判所の所在地の刑事施設に直接収容することとされているのである。したがって、この場合の収容通知は、刑訴規則第244条第3項に規定する移送の通知に代わることとなるから、特に速やかに行う必要がある。

なお、控訴審の裁判言渡し後に収容する場合又は事件が上告審に係属した後には収容する場合には、原則に戻り勾留状指定の刑事施設に収容することとなる。なぜなら、規程第177条の規定は、被告人の公判期日に出頭する権利を担保するための刑訴規則第244条の存在が前提となるからである。

第3 裁判結果の通知（第178条、第184条）

控訴に係る事件につき終局裁判がなされたとき、又は控訴が取り下げられたときは、事件担当事務官は、第一審裁判所に対応する検察庁の公判担当事務官に対して裁判結果を通知する。

上告に係る事件につき、最高検察庁の検察官から上告審における裁判結果の通知を受けたときは、事件担当事務官は、第一審裁判所に対応する検察庁の公判担当事務官に対してその結果を通知する。

第4 地方検察庁等における手続の準用（第179条）

高等検察庁における公判関係の事務手続については、おおむね、地方検察庁における事務手続が準用される。すなわち、規程第2編第4章の規定が準用される。この場合において、規程第94条において準用する場合における第33条中「移送指揮書（甲）（様式第57号）」とあるのは控訴に係る事件については「移送指揮書（乙）（様式第217号）」と、第98条第1項第2号中「併合、移送又は差戻しの裁判」とあるのは「控訴の申立て又は併合、移送若しくは差戻しの裁判」と、第110条第1項及び第2項中「併合

又は移送の決定」とあるのは「併合、移送又は差戻しの裁判」と、第139条第1項中「裁判結果票（甲）（様式第183号）」とあるのは控訴に係る事件については「裁判結果票（乙）（様式第218号）」とそれぞれ読み替えて準用する。

第10章 最高検察庁における手続

最高検察庁における事件事務は、法務大臣の許可を得て検事総長が定めるところによるものとされており（規程第192条）、平成25年3月29日付け最高検訓第1号検事総長訓令「最高検察庁事件事務準則」により事件関係事務の処理がなされている。

このうち、高等検察庁及び地方検察庁における事件事務に関連する事務の取扱いはおおむね次のとおりである。

1 公判事件の管理

最高裁判所から訴訟記録到達の通知があったときは、事件担当事務官は、上告に係る事件を検察システムにより管理する。再審開始の決定により事件が最高裁判所に係属したときは、検察システムによりその旨を管理する。

上告に係る事件の公判経過において、公判事件について把握すべき事項があったときは、その都度、検察システムによりその旨を管理する。

2 上告趣意書提出最終日通知

検察官が上告の申立てをした事件について、最高裁判所から上告趣意書を差し出すべき最終日の通知があったときは、上告趣意書提出最終日通知書により、原審裁判所に対応する検察庁の検察官に対してその旨を通知する。ただし、急速を要するときは、適宜の方法によることができる。

3 上告趣意書の提出

上告趣意書を差し出す場合には、上告趣意書提出書による。

4 上告審としての事件不受理の通知

刑訴規則第257条の規定に基づく事件受理の申立てについて、最高裁

判所から上告受理決定がなかったことの通知があったときは、検察官が申立てをした場合を除き、上告受理決定がなかったことの通知書により、原審裁判所に対応する検察庁の検察官に対してその旨を通知する。

5 裁判結果の通知

上告に係る事件につき、終局裁判がなされたとき又は上告が取り下げられたときは、上告結果通知書により、原審裁判所に対応する検察庁の検察官に対して裁判結果を通知する。ただし、裁判の執行指揮を囑託するときは、この限りでない。

事 項 索 引

〔ア〕	鑑定嘱託書(甲)……………	17
	—(乙)……………	17
	鑑定処分許可請求書……………	53
	—の請求……………	53
	鑑定の嘱託……………	17
	—留置……………	32
	—留置期間延長・短縮請求書……………	32
	—留置状の執行……………	33
	—留置状の執行嘱託……………	54
	—留置取消請求書……………	32
	—留置期間満了又は鑑定留置取消決定による収容指授……………	54
	—留置による釈放通知書……………	92
	—留置のための釈放指授書……………	33
	観護令状の執行嘱託……………	54
	移送……………	36, 81
	—依頼書……………	37
	—指授書(甲)……………	36
	—指授嘱託書……………	37
	—指揮の嘱託……………	37
	—通知書……………	37
	—同意請求書……………	37
	移送書(甲)……………	11, 81
	—(乙)……………	11, 81
	—作成上留意すべき点……………	81
	移送処分……………	81
	違法性阻却事由……………	74
	引致場所の変更……………	20
	—の変更手続……………	20
	—変更請求書……………	20
	〔イ〕	
	押収品目録……………	51
	—交付書……………	18, 51
	〔カ〕	
	外交に関するライオン条約……………	69
	科刑意見書……………	62
	確定判決あり……………	72
	過料処分等請求書……………	53
	観護指授請求書……………	24
	—済証明書……………	26
	観護指授取消請求書……………	42
	鑑定嘱託書(甲)……………	17
	—(乙)……………	17
	鑑定処分許可請求書……………	53
	—の請求……………	53
	鑑定の嘱託……………	17
	—留置……………	32
	—留置期間延長・短縮請求書……………	32
	—留置状の執行……………	33
	—留置状の執行嘱託……………	54
	—留置取消請求書……………	32
	—留置期間満了又は鑑定留置取消決定による収容指授……………	54
	—留置による釈放通知書……………	92
	—留置のための釈放指授書……………	33
	観護令状の執行嘱託……………	54
	〔キ〕	
	起訴状(甲)……………	60
	—(乙)……………	62
	—(丙)……………	63
	—(即決)……………	60
	—送付票……………	62
	起訴議決……………	108
	起訴通知書……………	59
	—済み……………	73
	—着手……………	75
	執行管轄(被疑者所在地)……………	82
	—管轄(犯罪地)……………	82
	—処理相当……………	82
	総合記録……………	82, 88
	供述調書……………	15
	—(甲)……………	15
	—(乙)……………	15
	共助事件簿……………	54
	記録命令付差押え……………	51
	—許可状……………	50

- 許可状請求書51
- 調書51
- 緊急収容45
 - 逮捕手続書21

【ケ】

- 刑事施設視察委員会29
- 刑事施設職員22
- 刑事未成年74
- 刑の廃止73
 - 免除75
- 現行犯人逮捕手続書(甲)21
 - (乙)22
- 嫌疑なし74
 - 不十分75
- 建議又は勧告108
- 検察官認知6
 - の端緒6
- 検察事務1
- 検察審査会7, 108
 - 議決事件処分期間延長通知書108
 - 議決事件処分通知書108
 - 建議・勧告に対する措置結果通知書109
- 検察総合情報管理システム(検察システム)3
- 検視13
 - 調書14
- 検証現場等への護送38
- 検証調書(甲)53
 - (乙)53
 - 等の作成等63

【コ】

- 勾引状交付簿91
 - 等の交付90

- の執行91
- 拘禁上の異動34, 35, 93, 98
- 公告事項66
 - 手続65
- 公訴棄却の裁判の確定によって時効が再進行を始めた場合における公訴時効完成日74
- 更生緊急保護77
 - の申出手続に関する説明書77
- 控訴事件の被告人の収容111
- 公訴の提起58
- 交通事件即決裁判手続法59, 63, 72
 - 請求通付票64
- 公判担当事務官3
- 公判請求58
- 勾留期間36, 94
- 勾留期間延長請求書26
 - 請求通付票27
 - の裁判27
- 勾留期間更新決定93
 - 決定書93
 - 決定の執行93
- 勾留期間の満了通知36
 - の満了日34, 94
- 勾留執行停止決定による釈放の通知43
 - の取消しの請求44
 - 申立書42
- 勾留状失効通知書102
 - 等執行後の仮留置26
 - 等の交付25
 - の失効通知等102
 - の失効による釈放通知101
- 勾留請求書24
 - 済証明書22
 - 後の被疑者の釈放40
 - 前の釈放通知39
- 勾留中の被疑者の釈放41
- 勾留等請求通付票25

- の請求24
- 勾留取消請求書96
 - し等による被疑者の釈放42
- 勾留の起算日94
 - 取消しの請求96
- 国税庁監察官5, 8, 57
- 告訴・告発(取消)調書14
- 告訴人指定書15
 - 等に対する処分通知56
- 告知請求書65
- 告知書65
- 告知・公告証明書65
 - 手続書65
- 告知手続64
- 護送指揮書38
- 護送者49

【サ】

- 再起7
- 再審請求108
 - 事件に関する通知書108
- 再審請求書106
- 差押許可状等の請求50
- 差押・捜索・検証許可状請求書50
- 差押調書(甲)51
 - (乙)61
- 差押え等の囑託53
- 裁判権なし69
- 裁判結果票(甲)99
- 裁判結果の通知99
- 参加申立期間66
- 残勾留日数95
- 三者即日処理方式64

【シ】

- 指揮印25, 28, 33, 91, 93
- 事件担当事務官3, 80

- 記録の受領手続8
- 事務1
 - 関係事務1
- 事件記録・証拠品送致票(甲)8
 - (乙)8
- 事件記録送付書78
- 事件事務規程1, 2
 - の目的等2
 - の改正等について3
- 事件処理56
- 事件の受理5
 - 送致又は送付5
 - 配点83
 - 引継ぎ6
- 事件番号10
- 事件を受理すべき庁8
- 時効完成73
- 自首調書14
- 実況見分調書18
- 指定書30
- 司法警察員に対する処分結果通知57
- 釈放された人の更生緊急保護の申出手続に関する説明書77
- 釈放指揮書33, 41
 - の囑託43
- 釈放指揮囑託書43
- 釈放者不収容通知101
- 釈放者不収容通知書101
- 釈放通知書(甲)39
 - (乙)39
 - (丙)97
 - (丁)63, 101
- 釈放の通知96
- 収容後の勾留期間満了日95
 - 通知47, 97
- 収容指揮書(甲)44, 100
 - (乙)45, 100
- 収容指揮囑託書(甲)34
 - (乙)46

収容指揮の囑託	46
収容通知書	97
終局処分	56
受刑者取調べ等終了通知書	38
-の移送	37
受理事由	5
証人尋問請求書	54
-の請求	54
少年事件移送通知書	102
-送致連付票	85
-の送致	84
少年収容場所等同意請求書	48
少年収容等指揮書	49
少年収容等通知書	50
-報告書	49
少年の収容	48
-同行	85, 102
証明資料提出書	59
上告趣意書提出最終日通知	114
-の提出	114
上告審としての事件不受理の通知	114
上訴申立通知書	105
-ての通知	105
処遇上の参考事項調査票	105
処分請訓規程	56
処分通知書	56
署名指印	16
指紋資料	58
親告罪の告訴・告発・請求の欠如・無効 ・取消し	71
心神喪失	74
身体検査調査(甲)	53
- (乙)	53
身体検査令状請求書	51
〔セ〕	
正式裁判請求書	64

-の請求	64
精神障害者等通報書	76
-の通報	76, 103
責任阻却事由	74
接見禁止等請求書	27
-請求連付票	27
-取消請求書	28
接見等禁止決定の請求	27
-に関する照会書	31
-の指定に関する通知書	31
-の指定の効力	31
〔ソ〕	
捜索差押調査(甲)	52
- (乙)	52
-の作成等	52
捜索証明書	52
捜索調査(甲)	52
- (乙)	52
-の作成等	52
捜査関係事項照会書	17
-囑託書	19
-の共助	54
-の囑託	19
-の端緒	13
送致書(甲)	84
- (乙)	84
- (丙)	84
送致票	8
訴訟費用の負担の請求	78
-額算定に関する協力依頼書	79
-負担請求書	79
-負担請求処理簿	79
即決裁判手続	60
-の告知手続書	60

〔タ〕

第1次裁判権なし	70
-不行使	71
第三者所有物の没収に関する公告	66
-告知	64
大赦	73
逮捕後の仮留置	22
逮捕状請求書(甲)	19
- (乙)	19
逮捕状の請求	19
逮捕手続書	21
-の囑託	23
逮捕・令状執行等囑託書	23
担当事件の管理	13

〔チ〕

中央官庁等との往復文書	17
中間処分	56, 79
中止事由	79
-処分	79
-の裁定	80
直受事件表紙	11

〔ツ〕

通告	71, 85
-欠如	71, 78
-欠如事件記録送付簿	78
通告書	84
通常逮捕手続書(甲)	21
- (乙)	21
罪とならず	74

〔テ〕

電磁的記録	9, 17, 57
-------	-----------

〔ト〕

同行指揮書(甲)	85
- (乙)	102
同行通知書	102

〔ニ〕

二以上の庁	83
入国管理局, 支局, 出張所への通報	58
任意提出書	18
認知・再起事件表紙	11

〔ハ〕

判決宣告による被告人の収容	100
犯罪地	82
反則金納付済み	71
反則者に係る事件記録の送付	78

〔ヒ〕

被疑者所在地	82
-国選弁護	23
-死亡	69
-捜索調査	52
-の勾留期間	35
-の勾留等に関する規定の準用	89
-の収容	44
被告人の勾留期間	94

〔フ〕

不起訴裁定の主文	69
不起訴処分	68
不起訴処分告知書	76
-の告知	76

- 理由告知書76
- 不起訴・中止裁定書57, 68, 80
- 不起訴の裁定68
- 不起訴不当の議決7, 108
- 不服申立て7

[ヘ]

- 別事件係属中の被告人に関する通知 ..88
- 別事件通知書88
- 弁解録取書22
 - の作成22
- 変死体発見受理報告書14
- 変死者又は変死の疑いのある死体13

[ホ]

- 法人等消滅69
- 保護カード78
- 保護観察の判決通知102
- 保護処分済み72
- 保護申出手続の教示等77, 103
- 保釈・勾留執行停止釈放通知書43, 97
 - 取消請求書44
- 保釈者・勾留執行停止者収容通知書47, 97
- 補充送達63
- 保全要請17
 - 書17
 - 期間延長通知書18
 - 取消書18

[ミ]

- 身柄付き事件10
- 未提出記録送付書88
 - の受領88
 - の送付88
- 認印91, 100

[モ]

- 最寄りの下級裁判所の裁判官19, 24

[リ]

- 略式手続の告知手続書62
- 略式命令請求通付票63
 - 藤本の就業場所における送達に関する申述書63
 - の請求62
- 留置施設視察委員会30
- 領事関係に関するウィーン条約28
- 留置期間満了・留置処分取消しによる収容指揮書33
- 領置調書(甲)18
 - (乙)18

[シ]

- 令状担当事務官3
- 令状請求処理簿20

判例索引

- 最判昭24.4.26刑集3・5・65393
- 最決昭29.11.18刑集8・11・185069
- 最決昭55.4.28刑集34・3・17831
- 最決平13.2.7判時1737・14832
- 東地八王子支部決平9.2.7判例時報1612・14651

通達等索引

法曹会決議

- 昭32.4.15法曹会刑事法調査委員会決議(例規集)28

通達等

- 昭11.7行丙1328号行刑局長回答(例規集)95
- 昭24.3.30矯総丙1046号法務行政長官通達(例規集)94
- 昭24.6.13最高裁刑二8378号刑事局長通達(例規集)21
- 昭24.7.5検務18416号検務局長通達(例規集)28
- 昭24.10.6検務29453号検務局長通達(例規集)31
- 昭25.9.12矯保甲1406号刑政長官通達(例規集)94
- 昭28.4.14刑事9727号刑事局長, 矯正局長通達(例規集)35, 95
- 昭28.11.24刑事32112号刑事局長通達(例規集)70
- 昭28.12.22管審合784号法務事務次官等共同通達記三(例規集)58
- 昭28.12.22管審合784号法務事務次官等共同通達記四(例規集)58
- 昭28.12.28刑事35731号刑事局長通達記第二二2(例規集)43
- 昭29.1.27刑事2412号刑事局長通達(例規集)94
- 昭29.12.27刑事32980号刑事局長通達(例規集)17
- 昭30.2.23矯正甲163号矯正局長通達(例規集)95
- 昭33.4.25矯正甲315号矯正局長通達(例規集)96
- 昭38.7.24刑事(総)595号刑事局長通達(例規集)65
- 昭39.3.3刑事(総)146号刑事局長通達(例規集)46
- 昭39.7.27刑事(青)514号刑事局長通達(例規集)42
- 昭40.4.28刑事(総)322号刑事局長通達(例規集)100
- 昭49.2.25刑総112号刑事局長通達(検察月報264号202ページ。例規集未登載)36
- 昭51.11.15刑総682号刑事局長通達記一(例規集)57
- 昭58.11.2刑事総745号刑事局長通達(例規集)17, 29
- 昭62.12.25刑総1061号刑事局長通達別添1(例規集)31

昭62.12.25刑総1061号刑事局長通達別添2(例規集)	31
平4.4.27刑総409号刑事局長通達(例規集)	30
平14.8.8刑総874号刑事局長通達(例規集)	50
平14.8.8刑事司法務専門官事務連絡(例規集未登載)	50
平17.6.30最高検企190号次長検事通達(例規集)	84
平18.2.28刑総240号刑事局長通達(例規集)	93
平19.2.8最高検企32号総務部長通知(例規集)	30
平19.5.10最高検企130号総務部長通知(例規集)	30
平19.7.17最高検刑204号次長検事依命通達(例規集未登載)	17
平20.5.29刑総821号刑事局長通達(例規集)	78, 103
平20.5.29保護443号刑事局長、矯正局長、保護局長通達別紙3(1) (例規集)	78, 103
平26.1.8刑総13号刑事局長通達(例規集)	105
平26.11.17刑総1416号刑事局長通達(例規集)	58
検務実務家会同	
昭和28年検務実務家会同執行事務関係規程第23条関係1問答(例規集)	38
昭和28年検務実務家会同執行事務関係規程第26条関係1問答(例規集)	46
昭和30年検務実務家会同執行事務関係5問答(例規集)	35, 95
昭和30年検務実務家会同令状事務関係5問答(例規集)	36
昭和32年検務実務家会同執行事務関係4問答(例規集)	46
昭和34年検務実務家会同執行事務関係3問答(例規集)	35
昭和34年検務実務家会同執行事務関係10問答(例規集)	63, 102
昭和35年検務実務家会同執行事務関係1問答(例規集)	62
昭和35年検務実務家会同その他2問答(例規集)	74
昭和43年検務実務家会同事件事務関係1問答(例規集)	8
昭和43年検務実務家会同事件事務関係7問答(例規集)	44
昭和44年検務実務家会同事件事務関係2問答(例規集)	28
平成2年検務実務家会同事件事務関係1問答(例規集)	47
その他	
刑事裁判資料第67号「刑事手続法規に関する通達・質疑回答集(最高裁判所事務総局)」171ページ	41

〔付一〕

刑訴規則第58条第3項により、契印の措置が不要とされる書類又は契印の措置が必要とされる書類、同第60条の2第2項の規定により、記名押印で足りる書類又は署名押印が必要な書類(事件事務規程書式例にある書類等)について

<p>1 契印の措置が不要(記名押印で足りる)とされる書類</p> <p>(1) 「申立て」(裁判所又は裁判官に対し、一定の訴訟行為を要求する行為(請求)であり、当事者に申立権(請求権)のない申出をも含む。)に該当するもの。例えば、 ①逮捕状請求書、勾留請求書(様式第26号、第40号等)、②起訴状(様式第98号、第104号)、③証拠調べ請求書(様式第160号)、④尋問事項書(様式第161号)、⑤弁論再開請求書(様式第174号)、⑥準抗告申立書(様式第199号、第200号)等がある。</p> <p>(2) 「意見の陳述」(主張を意味し、事実又は法律に関して意見を述べることをいう。証拠となる供述を含まない。)に該当するもの。例えば、 ①論告要旨書(刑訴法第293条)、②冒頭陳述書(刑訴法第296条、刑訴規則第198条)、③控訴趣意書、上告趣意書(様式第194号、第222号)、④意見書(様式第211号)、⑤答弁書(様式第215号)等がある。</p> <p>(3) 「通知」に該当するもの。例えば、 ①移送通知書(様式第60号)、②収容通知書(様式第139号)等がある。</p> <p>(4) 「その他これらに類する訴訟行為に関する書類」(裁判所に対する手続的な訴訟行為の中で、申立て、意見の陳述、通知の概念に明確には入れにくい類型の訴訟行為に関して作成する書類をいう。)に該当するもの。例えば、 ①略式手続の告知手続書(様式第106号)、②告知・公告証明書(様式第116号)等がある。</p>
<p>2 契印の措置が必要(署名押印が必要)とされる書類</p> <p>①捜査報告書(刑訴法第223条)、②自首調書(様式第10号)、③供述調書(様式第12号、第13号)、④実況見分調書(様式第24号)等がある。</p>

(注) 平4. 3. 10刑事局総務課長事務連絡(例規集)、平11. 12. 24刑総1518号刑事局長通達(例規集)

[付-2①]

被疑者の釈放に関する手続一覧表

釈放の対象	釈放事由	釈放を証明すべき書面	書面の宛先	釈放後の手続	備考(規程の根拠)
勾留請求前	逮捕中	留置の必要がない 釈放通知書(甲)	司法警察員		司法警察員から事件が送致された場合に限る。(21条1項)
	留置中	留置の必要がない 釈放通知書(乙)	刑事施設の長		(21条2項)
勾留請求付前	勾留請求中	勾留請求却下	司法警察員		(38条, 21条1項) 裁判官から勾留請求を却下する旨の通知を受領した後に釈放の手続をする。(38条, 21条2項)
	勾留請求中	勾留請求却下	刑事施設の長		(38条, 21条2項)
勾留中	勾留中	勾留不必要	刑事施設の長		(39条1項)
	勾留期間満了	勾留期間満了	刑事施設の長		(39条1項)
勾留後	犯罪事実変更	勾留不必要	刑事施設の長		釈放指揮書の備考欄に「新勾留状により引き続き勾留する」旨を記入する。(39条2項)
	勾留取消し	勾留取消し	刑事施設の長		(42条, 39条1項)
勾留執行停止後	勾留執行停止	勾留執行停止	刑事施設の長		保釈・勾留執行停止釈放通知書により捕(42条, 39条1項, 44条1項)住地を管轄する警察署の長に通知する。

[付-2②]

被告人の釈放に関する手続一覧表

釈放の対象	釈放事由	釈放を証明すべき書面	書面の宛先	裁判所通知	釈放後の手続	備考(規程の根拠)
勾留請求付前	逮捕中	逮捕中求令却下	司法警察員			(94条, 38条) 裁判官から釈放命令を受領した後に釈放する(注1)。(94条, 38条)
	留置中	逮捕中求令却下	刑事施設の長			
勾留中	保釈	保釈	刑事施設の長	釈放通知書(丙)	保釈・勾留執行停止釈放通知書により捕(94条, 39条1項, 102条1項・2項)住地を管轄する警察署の長に通知する。	
	勾留執行停止	勾留執行停止	刑事施設の長	釈放通知書(丙)	上(94条, 39条1項, 102条1項・2項)	
勾留後	勾留取消し	勾留取消し	刑事施設の長	釈放通知書(丙)		(94条, 39条1項, 102条1項)
	勾留期間満了	勾留期間満了				
勾留後	無罪免訴 刑の免除 猶予 公訴棄却 (刑訴338条4号による場合を除く。) 罰金 科料	それぞれ 同左				保釈中又は勾留執行停止中の場合は勾留状失効通知書により住居地を管轄する警察署の長に通知する。(143条, 145条)

(注1) 公訴の提起が刑訴法第280条第2項に当たる場合で、裁判官が勾留状を発しないときは、実際では、「被告人は、〇〇被疑事件について逮捕中であり、同事件について平成〇年〇月〇日検察官から公訴の提起があったが、本件については勾留状を発しないから、刑訴法第280条第2項により被告人の釈放を命ずる。」との釈放命令が発せられている。これ以外の場合のいわゆる求令状事件で、勾留状を発しないときは、職権を発動しない旨及びその理由を記載してこれに裁判官が署名押印する等の方法によって、これを記録上明確にし、同時に検察官に対し、適宜の方法でこれを通知する方法がとられている(裁判所職員総合研修所監修「令状事務(再訂補訂版)」94, 95ページ)。

(注2) ①大13.3刑事2892号刑事局長通達(例規集)、②昭和32年検務実務家会同執行事件関係24問答(例規集)

○ 事件事務規程

平成25年3月19日法務省刑総訓第1号大臣訓令
検事総長，検事長，検事正宛て

改正 平成26年3月11日法務省刑総訓第1号

事件事務規程

目次

第1編 総則

第1条 目的

第2条 検察総合情報管理システムによる管理

第2編 地方検察庁及び区検察庁における手続

第1章 事件の受理

第3条 受理手続を行う場合

第4条 事件記録の受領手続

第5条 事件受理の管理

第2章 捜査

第1節 通則

第6条 担当事件の管理

第2節 捜査の端緒

第7条 検視

第8条 告訴・告発・自首

第3節 任意捜査

第9条 供述調書

第10条 鑑定嘱託

第11条 捜査関係事項の照会

第12条 保全要請等

第13条 傾置

第14条 実況見分

第15条 捜査嘱託

第4節 逮捕

第16条 逮捕状の請求

第17条 引致の場所の変更手続

第18条 逮捕手続書

第19条 逮捕後の仮留置

第20条 弁解録取書

第21条 勾留請求前の釈放通知

第22条 逮捕嘱託

第5節 被疑者の勾留

第23条 勾留等の請求

第24条 勾留状等の交付

第25条 勾留状等執行後の仮留置

第26条 勾留請求済みの証明

第27条 勾留期間の延長請求

第28条 接見等禁止決定の請求

第29条 接見等の指定

第30条 鑑定留置

第31条 勾留中の被疑者の管理

第32条 勾留期間の満了通知

第33条 被疑者の移送

第34条 移送指揮嘱託及び受託

第35条 移送後の通知

第36条 受刑者の移送

第37条 検証現場等への護送

第38条 勾留請求後の被疑者の釈放

第39条 勾留中の被疑者の釈放

第40条 親護措置の取消しの請求

第41条 勾留の執行停止の申立て

第42条 勾留取消し等による被疑者の釈放

第43条 釈放指揮嘱託

第44条 勾留執行停止決定による釈放の通知

第45条 勾留執行停止の取消しの請求

第46条 被疑者の収容

第47条 収容指揮嘱託

第48条 収容後の通知

第49条 少年の収容等

第6節 差押え、捜索及び検証

第50条 差押許可状等の請求

第51条 差押調書の作成等

第52条 捜索調書の作成等

第53条 捜索差押調書の作成等

第54条 検証調書等の作成

- 第55条 差押え等の嘱託
- 第7節 その他の強制捜査
 - 第56条 鑑定処分許可の請求
 - 第57条 証人尋問の請求
- 第8節 捜査の共助
 - 第58条 捜査受託
- 第3章 事件の処理
 - 第1節 通則
 - 第59条 事件処理の管理
 - 第60条 処分通知
 - 第2節 起訴
 - 第61条 起訴状
 - 第62条 即決裁判手続の申立て等
 - 第63条 起訴状通付票の作成
 - 第64条 起訴通知
 - 第65条 勾留中の被疑者の管理
 - 第66条 証明資料提出書
 - 第67条 略式命令の請求等
 - 第68条 略式命令請求通付票の作成
 - 第69条 交通事件即決裁判の請求等
 - 第70条 交通事件即決裁判通付票の作成
 - 第71条 正式裁判の請求
 - 第72条 第三者所有物の没収に関する告知
 - 第73条 公告
 - 第74条 告知・公告証明書
 - 第3節 不起訴
 - 第75条 不起訴の裁定
 - 第76条 不起訴処分の告知
 - 第77条 精神障害者等の通報
 - 第78条 保護申出手続の教示等
 - 第79条 反則者に係る事件記録の送付
 - 第80条 通告欠如事件記録送付簿への登載
 - 第81条 訴訟費用の負担の請求
 - 第4節 中止
 - 第82条 中止の裁定
 - 第83条 中止事件の管理
 - 第5節 移送

- 第84条 移送書
- 第85条 移送事件の管理
- 第86条 勾留中の被疑者の管理
- 第6節 少年事件の送致等
 - 第87条 送致書
 - 第88条 通告書
 - 第89条 少年事件送致通付票の作成
 - 第90条 少年の同行
- 第4章 公判手続
 - 第1節 通則
 - 第91条 公判事件の管理
 - 第92条 別事件係属中の被告人に関する通知
 - 第93条 未提出記録の受領手続
 - 第2節 勾引及び被告人の勾留
 - 第94条 被疑者の勾留等に関する規定の準用
 - 第95条 勾引状等の交付
 - 第96条 勾引状の執行を受けた証人の仮留置
 - 第97条 鑑定留置による釈放の通知
 - 第98条 勾留中の被告人の管理
 - 第99条 勾留期間更新手続の適正等の確保
 - 第100条 勾留期間更新決定の執行
 - 第101条 勾留の取消しの請求
 - 第102条 釈放の通知
 - 第103条 収容後の通知
 - 第3節 管轄等
 - 第104条 関連事件の併合請求
 - 第105条 下級裁判所の審判請求
 - 第106条 後に公訴を受けた裁判所の審判請求
 - 第107条 管轄指定の請求
 - 第108条 管轄移転の請求
 - 第109条 管轄事件の移送請求
 - 第110条 併合、移送決定による未提出記録等の送付
 - 第111条 特別代理人の選任請求
 - 第112条 忌避の申立て
 - 第4節 公判期日
 - 第113条 公判期日の管理
 - 第114条 公判期日の変更請求

- 第115条 公判期日変更に対する不服申立て
- 第5節 証拠調べ等
- 第116条 証拠調べの請求
- 第117条 尋問事項書
- 第118条 付加尋問の請求
- 第119条 公務所等への照会の請求
- 第120条 意見陳述の申出に関する通知
- 第121条 被害者特定事項の秘匿の申出に関する通知
- 第122条 同種余罪の被害者等による公判記録の閲覧及び謄写の申出に関する通知
- 第123条 被害者参加の申出に関する通知
- 第124条 証拠調べに関する異議申立て
- 第125条 裁判長の処分に対する異議申立て
- 第126条 供述の要旨の正確性についての異議申立て
- 第127条 公判調書の記載についての異議申立て
- 第128条 差押状等の発付後の手続
- 第129条 訴因・罰条の追加等の請求
- 第130条 弁論の分離等の請求
- 第131条 仮納付裁判の請求
- 第6節 不正競争防止法第23条第1項に規定する事件に係る証拠調べ等の特例
- 第132条 被害者等による営業秘密の秘匿の申出に関する通知
- 第133条 営業秘密の秘匿の申出
- 第134条 営業秘密構成情報特定事項に関する通知
- 第135条 呼称等に関する事項書
- 第136条 尋問等事項要領書の提示
- 第137条 質問事項書
- 第138条 付加質問の請求
- 第7節 裁判
- 第139条 裁判結果の通知
- 第140条 判決宣告による被告人の収容
- 第141条 収容の準備
- 第142条 釈放者不収容通知
- 第143条 勾留状の失効による釈放通知
- 第144条 少年の同行
- 第145条 勾留状の失効通知等
- 第146条 保護観察の判決通知

- 第147条 精神障害者等の通報
- 第148条 保護申出手続の教示等
- 第5章 上訴
- 第149条 上訴の放棄
- 第150条 上訴権回復の請求
- 第151条 控訴の申立て
- 第152条 上訴等に関する事項の管理
- 第153条 判決謄本等の送付
- 第154条 上訴申立ての通知
- 第155条 控訴趣意書等
- 第156条 跳躍上告
- 第157条 抗告
- 第158条 準抗告
- 第159条 特別抗告
- 第6章 再審
- 第160条 再審の請求
- 第161条 再審請求の管理等
- 第7章 少年審判手続
- 第162条 検察官関与の申出
- 第163条 証拠調べの申出
- 第164条 抗告受理の申立て
- 第165条 抗告受理申立て等の通知
- 第166条 保護処分の取消しの申立て等
- 第8章 準起訴手続
- 第167条 審判請求処理簿への登載
- 第168条 審判請求書の送付等
- 第9章 検察審査会の議決に対する手続
- 第169条 検察審査会において起訴相当又は不起訴不当の議決があったときの処置
- 第170条 検察審査会において起訴議決があったときの処置
- 第171条 検察審査会において建議又は勧告があったときの処置
- 第10章 特別取扱い
- 第172条 地方検察庁における特別取扱い
- 第3編 高等検察庁における手続
- 第1章 被疑事件
- 第173条 地方検察庁等における手続の準用
- 第2章 公判手続

第174条	控訴事件の管理
第175条	答弁書
第176条	事実の取調べの請求
第177条	控訴事件の被告人の収容
第178条	裁判結果の通知
第179条	地方検察庁等における手続の準用
第3章	上訴
第180条	上告の申立て
第181条	事件受理の申立て
第182条	事件受理申立理由書
第183条	上告趣意書
第184条	上告結果の通知
第185条	異議の申立て
第186条	地方検察庁等における手続の準用
第4章	再審
第187条	地方検察庁等における手続の準用
第5章	少年審判手続
第188条	抗告受理申立等結果の通知
第189条	再抗告結果の通知
第190条	地方検察庁における手続の準用
第6章	不服申立事件
第191条	不服申立事件簿への登載
第4編	最高検察庁における手続
第192条	検事総長による準則の制定
附則	
事件事務規程書式例	
第1編	総則
(目的)	
第1条	この規程は、事件の受理、捜査、処理及び公判遂行等に関する事務の取扱手続を規定し、これを取り扱う職員の職務とその責任を明確にし、もって事件に関する事務の適正な運用を図ることを目的とする。
	(検察総合情報管理システムによる管理)
第2条	この規程による前条に規定する事件の受理、捜査、処理及び公判遂行等に関する事務その他これに付随する事項(以下「事件事務」という。)については、検察総合情報管理システム(以下「検察システム」という。)により管理する。
2	検察システムにより事件事務を管理する方法については、別に法務省刑事局長

が定める。

第2編 地方検察庁及び区検察庁における手続

第1章 事件の受理

(受理手続を行う場合)

第3条 事件の受理手続は、次の場合に行う。

- (1) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。)第203条第1項、第211条、第216条、第242条、第245条又は第246条の規定により司法警察員又は国税庁監察官(次条において「司法警察員等」という。)から事件の送致又は送付を受けたとき。
 - (2) 他の検察庁の検察官から事件の送致を受けたとき。
 - (3) 少年法(昭和23年法律第168号)第19条第2項(同法第23条第3項において準用する場合を含む。)、第20条又は第23条第1項の規定により事件が検察官に送致されたとき。
 - (4) 検察官が告訴、告発、自首又は請求を受けたとき。
 - (5) 検察官が自ら犯罪を認知してその捜査に着手したとき。
 - (6) 不起訴処分又は中止処分に付した事件を再起するとき。
 - (7) 刑訴法第329条の規定による管轄違いの判決、刑訴法第338条第4号の規定による公訴棄却の判決又は刑訴法第339条第1項第1号若しくは第463条の2第2項の規定による公訴棄却の決定が確定したとき。
 - (8) 前に公訴の取消しをした事件につき刑訴法第340条の規定により更に公訴を提起しようとするとき。
- (事件記録の受領手続)

第4条 事件担当事務官(事件の受理及び処理等に関する事務その他これに付随する事項を所管し、又は分担する検察事務官をいう。以下同じ。)は、前条第1号の規定により事件を受理する場合には、事件記録・証拠品送致票(甲)(様式第1号)又は事件記録・証拠品送致票(乙)(様式第2号)に押印し、証拠品のないときはこれを司法警察員等に返還し、証拠品のあるときはこれを事件記録及び証拠品と共に証拠品担当事務官(証拠品事務規程(平成2年法務省刑総訓第287号大臣訓令)第4条第1項に規定する証拠品担当事務官をいう。以下同じ。)に送付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、事件記録・証拠品送致票に代え、司法警察員等が作成した電磁的記録と共に事件記録を受領する場合において、証拠品のないときは司法警察員等に適宜の方法により受領した旨を通知し、証拠品のあるときは事件記録及び証拠品を証拠品担当事務官に送付する。
- 3 前条第2号の規定により事件を受理する場合において、証拠品のあるときは、これを事件記録と共に証拠品担当事務官に送付する。
- 4 第1項又は第2項の場合において、被疑者が逮捕中であるときは、速やかに逮

捕状又は現行犯人逮捕手続書に送致を受けた年月日時等必要事項を記入して記名押印する。

(事件受理の管理)

第5条 事件担当事務官は、事件を受理したときは、検察システムによりその旨を管理するとともに、次の表に掲げる区別に従い、事件番号を事件記録表紙等に記入する。

受理の事由	事件番号の記入箇所
第3条第1号	送致(付)書の所定欄
同条第2号	移送書(甲)(様式第3号)又は移送書(乙)(様式第4号)
同条第3号	家庭裁判所で添付した送付書
同条第4号	直受事件表紙(様式第5号)を付し、その所定欄
同条第5号から第8号まで	認知・再起事件表紙(様式第6号)を付し、その所定欄

- 2 事件番号は、第3条各号の所定の事由が生じるときに、被疑者1名につき1番号を付し、暦年ごとに改める。この場合において、第3条第2号、第3号、第6号、第7号又は第8号に掲げる事由により受理手続をするときは、その事件が処理されたときに被疑者に付されていた事件番号の数に応じた事件番号を付するものとする。
- 3 被疑者の数が不明である事件については、その人員を1名として番号を付し、後に被疑者の数が判明した場合において、その数が2名以上であるときは、その1名を超える人員については、第3条第5号に掲げる事由があるものとして、新たに受理手続をするものとする。
- 4 事件番号は、「年検第 号」と呼称する。

第2章 捜査

第1節 通則

(担当事件の管理)

第6条 検察官は、検察システムにより、捜査を担当する事件を適切に管理しておかなければならない。

2 検察官は、他の検察官に事件の引継ぎをするときは、速やかにその旨を事件担当事務官に通知するものとする。

第2節 捜査の端緒

(検視)

第7条 司法警察職員から検察官に対して変死者又は変死の疑いのある死体を発見

した旨の報告があったときは、検察官又は検察事務官は、変死体発見受理報告書(様式第7号)を作成する。

2 検察官が検視をしたときは、検視調書(様式第8号)を作成する。検察事務官が検察官の命により検視をしたときも、同様とする。

(告訴・告発・自首)

第8条 検察官が口頭の告訴若しくは告発又はそれらの取消しを受けて調書を作成するときは、告訴・告発(取消)調書(様式第9号)による。自首を受けて調書を作成するときは、自首調書(様式第10号)による。

2 検察官が刑訴法第234条の規定により告訴をすることができる者を指定するときは、告訴人指定書(様式第11号)を作成し、その謄本を指定された者に交付する。

第3節 任意捜査

(供述調書)

第9条 検察官又は検察事務官が被疑者の供述を録取するときは、供述調書(甲)(様式第12号)による。被疑者以外の者の供述を録取するときは、供述調書(乙)(様式第13号)による。

(鑑定嘱託)

第10条 検察官又は検察事務官が鑑定の嘱託をするときは、鑑定嘱託書(甲)(様式第14号)による。鑑定処分許可状を得て嘱託するときは、鑑定嘱託書(乙)(様式第15号)による。

(捜査関係事項の照会)

第11条 検察官又は検察事務官が刑訴法第197条第2項の規定により照会するときは、他に特別の定めのある場合を除き、捜査関係事項照会書(様式第16号)による。

(保全要請等)

第12条 検察官又は検察事務官が刑訴法第197条第3項の規定によって通信履歴の電磁的記録を消去しないよう求めるときは、保全要請書(様式第17号)による。

2 前項の規定による求めの全部又は一部の取消しを書面でするときは、保全要請取消書(様式第18号)による。

3 第1項の場合において、刑訴法第197条第4項の規定により消去しないよう求める期間の延長の通知を書面でするときは、保全要請期間延長通知書(様式第19号)による。

(傾置)

第13条 検察官又は検察事務官が任意に提出された物を傾置するときは、提出者から任意提出書(様式第20号)を徴した上、傾置調書(甲)(様式第21号)を作成する。

- 2 前項の場合において、刑訴法第222条第1項において準用する刑訴法第120条の規定により押収品目録を交付するときは、押収品目録交付書（様式第22号）による。
- 3 遺留物を傾置したときは、傾置調書（乙）（様式第23号）を作成する。
- 4 第1項又は前項により証拠品を傾置したときは、証拠品目録を作成し、直ちに還付又は仮還付する場合を除き、速やかにこれを傾置調書及び証拠品と共に証拠品担当事務官に送付する。

（実況見分）

第14条 検察官又は検察事務官が実況見分をしたときは、実況見分調書（様式第24号）を作成する。

（捜査の囑託）

第15条 検察官が他の検察庁の検察官に捜査の囑託をするときは、他に特別の定めのある場合を除き、捜査囑託書（様式第25号）による。この場合において、急速を要するときは、適宜の方法によることができる。

第4節 逮捕

（逮捕状の請求）

第16条 検察官が刑訴法第199条第2項に規定する逮捕状の請求をするときは、逮捕状請求書（甲）（様式第26号）による。検察官又は検察事務官が刑訴法第210条第1項の規定により逮捕状の請求をするときは、逮捕状請求書（乙）（様式第27号）による。

2 検察官又は検察事務官が前項の請求をするときは、令状担当事務官（令状の請求及び執行に関する事務その他これに付随する事項を所管し、又は分担する検察事務官をいう。以下同じ。）は、令状請求処理簿（様式第28号）に所定の事項を記載する。

3 逮捕状が発せられたときは、令状担当事務官は、令状請求処理簿に所定の事項を記入し、逮捕状を請求者に交付する。

4 検察官は、司法警察職員が検察官を経由して逮捕状請求の手續をしたときは、その内容を審査した上、請求書に押印する。この場合においては、令状担当事務官は、請求の結果を明らかにしておかなければならない。

（引致の場所の変更手続）

第17条 逮捕に着手する前に逮捕状に記載された引致場所を変更する必要があるときは、検察官は、引致場所変更請求書（様式第29号）により裁判官に対してその変更を求める。この場合には、逮捕状を提出しなければならない。

（逮捕手続書）

第18条 検察官又は検察事務官が、逮捕状を示して被疑者を逮捕したときは、通常逮捕手続書（甲）（様式第30号）を作成する。急速を要したため被疑者に対し被疑事実の要旨及び逮捕状が発せられている旨を告げてこれを逮捕したとき

は、通常逮捕手続書（乙）（様式第31号）を作成する。

2 検察官又は検察事務官が刑訴法第210条の規定により被疑者を逮捕したときは、緊急逮捕手続書（様式第32号）を作成する。

3 検察官又は検察事務官が現行犯人を逮捕したときは、現行犯人逮捕手続書（甲）（様式第33号）を作成する。刑訴法第214条の規定により現行犯人の引渡しを受けたときは、現行犯人逮捕手続書（乙）（様式第34号）を作成する。

（逮捕後の仮留置）

第19条 逮捕された被疑者を護送する場合において、仮に最寄りの刑事施設に留置するときは、刑事施設職員（刑事施設の長又はその指名する刑事施設の職員をいう。以下同じ。）に対し逮捕状を示してその留置を求める。この場合において、その逮捕が現行犯逮捕であるとき、その逮捕が刑訴法第210条の規定によるものであっていまだ逮捕状が発せられていないとき、並びにその逮捕が急速を要したため被疑者に対し被疑事実の要旨及び逮捕状が発せられている旨を告げたものであるときは、逮捕手続書を示せば足りる。

2 逮捕された被疑者の引致後若しくは送致後においてその被疑者を刑事施設に留置するとき、又は検察官が逮捕した被疑者を刑事施設に留置するときも、前項と同様とする。ただし、勾留の請求をした場合は、この限りでない。

（弁解録取書）

第20条 検察官が刑訴法第204条第1項の規定により被疑者に弁解の機会を与えたときは、次の表に掲げる区分に従い、弁解録取書を作成する。

事 件	弁解録取書
刑訴法第37条の2第1項に規定する事件以外の事件	弁解録取書（甲）（様式第35号）
同項に規定する事件	弁解録取書（乙）（様式第36号）

（勾留請求前の釈放通知）

第21条 検察官が刑訴法第203条第1項（刑訴法第211条及び第216条において準用する場合を含む。）の規定により送致された被疑者を勾留の請求をしないで釈放したときは、釈放通知書（甲）（様式第37号）により、被疑者を送致した司法警察員に対してその旨を通知する。

2 逮捕された被疑者の引致若しくは送致を受けた後その被疑者を刑事施設に留置した場合又は検察官が逮捕した被疑者を刑事施設に留置した場合において、勾留の請求をしないで釈放するときは、釈放通知書（乙）（様式第38号）により、被疑者が留置されている刑事施設の長に対して釈放すべき旨の通知をする。この

場合には、前項の通知は必要としない。

3 第61条第2項及び別表により起訴状に「逮捕中求令状」と表示して逮捕の基礎となった事実と同一でない事実について公訴を提起した場合における逮捕中の被疑者の釈放手続は、発せられた勾留状の執行指揮をした後に行う。この場合における釈放通知書(甲)又は釈放通知書(乙)には、備考欄に勾留状により勾留する旨を記入する。

(逮捕の囑託)

第22条 逮捕状による逮捕を他の検察庁の検察官に囑託するときは、逮捕・令状執行等囑託書(様式第39号)による。

第5節 被疑者の勾留

(勾留等の請求)

第23条 検察官が被疑者の勾留の請求又は少年法第43条第1項の規定による観護の措置の請求をするときは、勾留請求書(様式第40号)又は観護措置請求書(様式第41号)による。

2 検察官が前項の請求をするときは、令状担当事務官は、検察システムにより当該請求に関する事項を管理するとともに、勾留等請求通付票(様式第42号)を作成する。

(勾留状等の交付)

第24条 勾留状又は観護令状が発せられたときは、令状担当事務官は、検察システムにより当該勾留状等の発付に関する事項を管理するとともに、勾留状又は観護令状に検察官の指揮印を受けて、執行すべき者に交付する。観護令状が発せられた場合において、少年法第17条の4第1項に定める決定があったときは、その決定の執行についても検察官の指揮印を受けなければならない。

2 第22条の規定は、前項の令状の執行を囑託する場合に準用する。

(勾留状等執行後の仮留置)

第25条 前条第1項の令状の執行を受けた被疑者を護送する場合において、仮に最寄りの刑事施設に留置するときは、刑事施設職員に対し令状を示してその留置を求める。ただし、その執行が刑訴法第73条第3項の規定による執行であって令状を示すことができないときは、令状の発せられている事実を証する書面を示せば足りる。

(勾留請求済みの証明)

第26条 逮捕中の被疑者について勾留の請求をした場合において、刑事施設に留置するときは、勾留請求済証明書(様式第43号)を刑事施設職員に交付して留置を求める。

2 前項の規定は、逮捕中の被疑者について観護の措置を請求した場合に準用する。

(勾留期間の延長請求)

第27条 検察官が被疑者の勾留期間の延長の請求をするときは、勾留期間延長請求書(様式第44号)による。

2 検察官が前項の請求をするときは、令状担当事務官は、検察システムにより当該請求に関する事項を管理するとともに、勾留期間延長請求通付票(様式第45号)を作成する。

3 第1項の請求に対し延長の裁判があったときは、令状担当事務官は、検察システムにより当該裁判に関する事項を管理するとともに、速やかに勾留状に検察官の押印を受けて、被疑者が収容されている刑事施設の長に送付する。

(接見等禁止決定の請求)

第28条 検察官が被疑者と刑訴法第39条第1項に規定する者以外の者との接見等を禁止する決定を請求するときは、接見禁止等請求書(様式第46号)による。

2 検察官が前項の請求をするときは、令状担当事務官は、検察システムにより当該請求に関する事項を管理するとともに、接見禁止等請求通付票(様式第47号)を作成する。

3 第1項の決定があったときは、令状担当事務官は、検察システムにより当該決定に関する事項を管理するとともに、決定書の原本又は謄本に検察官の指揮印を受けて、被疑者が収容されている刑事施設の長に送付する。

4 検察官が第1項の決定の取消しを請求するときは、接見禁止等取消請求書(様式第48号)による。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(接見等の指定)

第29条 検察官又は検察事務官が刑訴法第39条第3項の規定により、同条第1項の接見等に関し、その日時、場所及び時間を書面で指定するときは、指定書(様式第49号)による。

(鑑定留置)

第30条 検察官又は検察事務官が鑑定留置の処分の請求をするときは、鑑定留置請求書(様式第50号)による。

2 留置期間の延長又は短縮を必要と認めるときは、鑑定留置期間延長・短縮請求書(様式第51号)を裁判官に送付する。

3 検察官又は検察事務官が前2項又は第7項の請求をするときは、令状担当事務官は、鑑定留置請求通付票(様式第52号)を作成する。

4 鑑定留置状が発せられたときは、令状担当事務官は、鑑定留置状に検察官の指揮印を受けて、執行すべき者に交付する。

5 第22条の規定は、鑑定留置状の執行を囑託する場合に準用する。

6 留置期間の延長又は短縮の決定があったときは、令状担当事務官は、決定書に検察官の指揮印を受けて、執行すべき者に交付する。

7 検察官が鑑定留置の処分の取消しを請求するときは、鑑定留置取消請求書(様

式第53号)による。

- 8 刑事施設に勾留中の被疑者を病院その他の相当な場所に留置するときは、検察官は、鑑定留置のための釈放指揮書(様式第54号)によりその者が収容されている刑事施設の長に対して釈放を指揮する。
- 9 留置期間の満了又は留置の取消決定により被疑者を刑事施設に収容するときは、検察官は、留置期間満了・留置処分取消しによる収容指揮書(様式第55号)により検察事務官、司法警察職員又は刑事施設職員及び刑事施設の長に対して収容を指揮する。この指揮書には、勾留状の謄本及び鑑定留置状(留置期間の延長又は短縮の決定があったときは、鑑定留置状及びその決定)の謄本又は留置処分取消決定の謄本を添付する。
- 10 前項の規定により収容すべき被疑者が他の検察庁の管轄区域内に留置されている場合において、その検察庁の検察官に収容指揮を囑託するときは、収容指揮囑託書(甲)(様式第56号)による。この囑託書には、留置期間満了・留置処分取消しによる収容指揮書に添付すべき書類を添付する。
- 11 第1項から前項までの手続をしたときは、令状担当事務官は、その都度、検察システムにより鑑定留置に関する事項を管理する。

(勾留中の被疑者の管理)

第31条 被疑者が勾留されている事件(勾留執行停止により釈放されている場合を含む。)を第3条第2号により受理したとき、又は被疑者に対し少年法第17条第1項第2号の措置がとられている事件を第3条第2号若しくは第3号により受理したときは、令状担当事務官は、検察システムにより勾留中の被疑者に係る事項を管理する。

- 2 勾留中の被疑者について拘禁上の異動等が生じたときは、令状担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

(勾留期間の満了通知)

第32条 刑訴法第208条若しくは第208条の2又は少年法第44条第3項に定める期間が満了するときは、令状担当事務官は、あらかじめその旨を事件担当の検察官に通知するよう努めなければならない。

(被疑者の移送)

第33条 検察官が勾留中の被疑者を他の刑事施設に移すときは、移送指揮書(甲)(様式第57号)により、裁判官の同意を得た上、その者が収容されている刑事施設の長に対して移送の指揮をする。

(移送指揮の囑託及び受託)

第34条 前条の規定により移送すべき被疑者が他の検察庁の管轄区域内にある刑事施設に収容中である場合において、その検察庁の検察官に移送指揮を囑託するときは、移送指揮囑託書(様式第58号)による。移送指揮囑託書には、移送同意請求書(様式第59号)により移送について裁判官の同意を得た上、これを添

付する。

- 2 前項の規定により移送指揮の囑託をするときは、令状担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。
- 3 第1項による移送指揮の囑託があったときは、移送指揮書(甲)により被疑者が収容されている刑事施設の長に対して移送の指揮をする。当該移送指揮書には、移送同意請求書を添付する。

(移送後の通知)

第35条 被疑者を移送したときは、検察官は、移送通知書(様式第60号)により刑事訴訟規則(昭和23年最高裁判所規則第32号。以下「刑訴規則」という。)第80条第2項に定める裁判所及び弁護士等に対して速やかに通知する。この場合において、その移送が囑託に基づいてなされたときは、囑託をした検察官が通知する。

(受刑者の移送)

第36条 検察官は、捜査のため受刑者を移送する必要があるときは、移送依頼書(様式第61号)により受刑者が収容されている刑事施設(少年法第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下この条において同じ。)の長に対して移送を依頼する。

- 2 受刑者を移送した後、その刑事施設に収容する必要がなくなったときは、受刑者取調べ等終了通知書(様式第62号)により刑事施設の長に対してその旨を通知する。

(検証現場等への護送)

第37条 検察官は、捜査のため勾留中の被疑者又は被告人を検証等に立ち合わせる必要があるときは、護送指揮書(様式第63号)によりその者が収容されている刑事施設の長に対してその者を現場に護送するよう指揮する。

(勾留請求後の被疑者の釈放)

第38条 刑訴法第207条第4項ただし書の裁判があったときは、検察官は、裁判官からの通知に基づき被疑者を釈放する。この場合においては、第21条第1項及び第2項の規定を準用する。

(勾留中の被疑者の釈放)

第39条 検察官が刑訴法第207条の規定により勾留された被疑者を釈放するときは、釈放指揮書(様式第64号)によりその者が収容されている刑事施設の長に対して釈放の指揮をする。

- 2 第61条第2項及び別表により起訴状に「勾留中求令状」と表示して公訴を提起した場合における勾留中の被疑者の釈放手続は、新たに発せられた勾留状の執行指揮をした後に行う。この場合における釈放指揮書には、備考欄に新勾留状により引き続き勾留する旨を記入する。

- 3 被疑者の釈放手続が行われたときは、検察官又は令状担当事務官は、その旨及

びその年月日を勾留状の欄外に記入し押印する。

(観護措置の取消しの請求)

第40条 検察官が少年法第44条第1項の規定による被疑者の観護措置の取消しの請求をするときは、観護措置取消請求書(様式第65号)による。

(勾留の執行停止の申立て)

第41条 検察官が被疑者の勾留の執行停止を求めるときは、勾留執行停止申立書(様式第66号)による。

(勾留取消し等による被疑者の釈放)

第42条 第39条第1項の規定は、勾留の取消し、勾留の執行停止又は観護の措置の取消しの決定により被疑者を釈放する場合に準用する。

(釈放指揮の囑託)

第43条 被疑者の釈放指揮を他の検察庁の検察官に囑託するときは、釈放指揮囑託書(様式第67号)による。この場合において、急速を要するときは、適宜の方法によることができる。

2 前項の規定により釈放指揮の囑託をするときは、令状担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

(勾留執行停止決定による釈放の通知)

第44条 勾留執行停止決定により被疑者を釈放したときは、令状担当事務官は、保釈・勾留執行停止釈放通知書(様式第68号)により被疑者の居住地を管轄する警察署の長に対してその旨を通知する。

2 前項の通知をした被疑者が住居を変更したときは、前項の手続に準じその旨を通知する。この場合においては、さきに通知した先に対しては、適宜の方法により速やかに住居を変更した旨を通知する。

3 被疑者の釈放が囑託に基づいてなされたときは、第1項の通知の手続は、囑託をした検察官の属する検察庁の令状担当事務官が行う。

(勾留執行停止の取消しの請求)

第45条 検察官が被疑者の勾留執行停止の取消しの請求をするときは、保釈・勾留執行停止取消請求書(様式第69号)による。

(被疑者の収容)

第46条 勾留の執行停止を取り消す決定又は勾留の執行停止期間の満了により被疑者を収容するときは、検察官は、収容指揮書(甲)(様式第70号)により検察事務官、司法警察職員又は刑事施設職員及び刑事施設の長に対して収容を指揮する。

2 前項の収容指揮書(甲)には、勾留状の謄本及び勾留の執行停止を取り消す決定の謄本(勾留執行停止期間満了のときは、勾留執行停止決定の謄本)を添付する。

3 刑訴法第98条第2項に規定する指揮を書面でするときは、収容指揮書(乙)

(様式第71号)による。

(収容指揮の囑託)

第47条 前条の規定により収容すべき被疑者が他の検察庁の管轄区域内に現在する場合において、その検察庁の検察官に収容指揮を囑託するときは、収容指揮囑託書(乙)(様式第72号)による。この場合において、刑訴法第98条第2項に規定する指揮の囑託については、適宜の方法によることができる。

2 前項の収容指揮囑託書(乙)には、前条第2項の規定により収容指揮書(甲)に添付すべき書類を添付する。この場合において、必要があるときは、指紋、写真その他被疑者を特定するに足る資料を併せて添付する。

3 第1項後段の規定により囑託をしたときは、前項の添付書類を速やかに囑託先の検察庁の検察官又は収容すべき刑事施設の長に送付する。

4 第1項の規定により収容指揮の囑託をするときは、令状担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

(収容後の通知)

第48条 被疑者を収容したときは、令状担当事務官は、保釈者・勾留執行停止者収容通知書(様式第73号)により第44条第1項又は第2項の規定により釈放通知をした警察署の長に対してその旨を通知する。この場合において、その収容が囑託に基づいてなされたときは、囑託をした検察官の属する検察庁の令状担当事務官が通知する。

(少年の収容等)

第49条 検察官が少年審判規則(昭和23年最高裁判所規則第33号)第24条の3第1項の規定により少年の収容場所又は留置場所について同意を請求するときは、少年収容場所等同意請求書(様式第74号)による。

2 少年法第20条の規定により家庭裁判所から少年鑑別所に収容中の少年(同法第17条の4第1項の規定により少年院又は刑事施設に収容中の少年を含む。)の事件の送致があったときは、検察官は、少年収容等指揮書(様式第74号)により検察事務官、司法警察職員又は刑事施設職員及び刑事施設の長又は留置業務管理者に対して当該少年の収容又は留置を指揮する。同法第19条第2項(同法第23条第3項において準用する場合を含む。)又は第23条第1項の規定による送致があったときも、同様とする。

3 前項の規定により少年を収容し、又は留置したときは、検察官は、刑訴規則第80条第2項に定める裁判所及び弁護士等に対して速やかに少年収容等通知書(様式第75号)により通知する。

第6節 差押え、捜索及び検証

(差押許可状等の請求)

第50条 検察官又は検察事務官は、刑訴法第218条第4項の規定に基づき次の各号に掲げる請求をする場合には、当該各号に定める書面による。

(1) 差押え、捜索又は検証の許可状の請求 差押・捜索・検証許可状請求書（様式第76号）

(2) 記録命令付差押許可状の請求 記録命令付差押許可状請求書（様式第77号）

(3) 身体検査令状の請求 身体検査令状請求書（様式第78号）

2 第16条第2項から第4項までの規定は、差押え、捜索若しくは検証の許可状、記録命令付差押許可状又は身体検査令状を請求する場合に準用する。

（差押調書の作成等）

第51条 検察官又は検察事務官は、次の各号に掲げる処分をしたときは、当該各号に定める書面を作成し、これに押収品目録（様式第79号）を添付する。

(1) 刑訴法第218条第1項の規定による差押え 差押調書（甲）（様式第80号）

(2) 刑訴法第218条第1項の規定による記録命令付差押え 記録命令付差押調書（様式第81号）

(3) 刑訴法第220条第1項第2号の規定による差押え 差押調書（乙）（様式第82号）

2 第13条第2項及び第4項の規定は、前項各号に掲げる処分をした場合に準用する。この場合において、第13条第4項中「還付又は仮還付」とあるのは、「還付、仮還付又は刑訴法第222条第1項において準用する刑訴法第123条第3項の規定による交付」と読み替えるものとする。

（捜索調書の作成等）

第52条 検察官又は検察事務官は、刑訴法第218条第1項の規定により捜索をしたときは捜索調書（甲）（様式第83号）を、刑訴法第220条第1項第2号の規定により捜索をしたときは捜索調書（乙）（様式第84号）を、同項第1号の規定により被疑者の捜索をしたときは被疑者捜索調書（様式第85号）を作成する。この場合において、逮捕手続書に同号の規定により被疑者の捜索をした旨及び捜索の立会人を記載したときは、被疑者捜索調書の作成を省略することができる。

2 前項の場合において、刑訴法第222条において準用する刑訴法第119条の規定により証明書を交付するときは、捜索証明書（様式第86号）による。

（捜索差押調書の作成等）

第53条 検察官又は検察事務官が捜索及び差押えを同時に行った場合に作成すべき調書は、前2条の規定にかかわらず、当該捜索及び差押えが刑訴法第218条第1項の規定によるか、刑訴法第220条第1項第2号の規定によるかの区別に従い、捜索差押調書（甲）（様式第87号）又は捜索差押調書（乙）（様式第88号）によることができる。

（検証調書等の作成）

第54条 検察官又は検察事務官は、刑訴法第218条第1項の規定により検証をしたときは検証調書（甲）（様式第89号）を、刑訴法第220条第1項第2号の規定により検証をしたときは検証調書（乙）（様式第90号）を作成する。身体検査をしたときは、この区別に準じ、身体検査調書（甲）（様式第91号）又は身体検査調書（乙）（様式第92号）を作成する。

2 刑訴法第222条第7項の規定により身体検査を拒んだ者に対する過料の処分又は賠償命令を請求するときは、過料処分等請求書（様式第93号）による。（差押え等の嘱託）

第55条 第22条の規定は、令状による差押え、捜索、検証、記録命令付差押え又は身体検査を他の検察庁の検察官に嘱託する場合に準用する。

第7節 その他の強制捜査

（鑑定処分許可の請求）

第56条 検察官又は検察事務官が刑訴法第225条第2項に規定する鑑定処分許可の請求をするときは、鑑定処分許可請求書（様式第94号）による。

2 第16条第2項から第4項までの規定は、鑑定処分の許可を請求する場合に準用する。

3 第1項の請求をした検察官又は検察事務官は、許可状を鑑定嘱託書とともに鑑定を嘱託すべき者に交付する。

（証人尋問の請求）

第57条 検察官が刑訴法第226条又は第227条第1項の規定により証人尋問の請求をするときは、証人尋問請求書（様式第95号）による。

第8節 捜査の共助

（捜査受託）

第58条 第15条、第22条又は第55条の規定による嘱託を受けたときは、共助事件簿（様式第96号）に所定の事項を記載して、速やかにその手続をする。

2 第24条第2項、第30条第5項、第10項、第34条、第43条又は第47条第1項の規定による嘱託を受けたときは、検察システムによりその旨を管理するとともに、速やかにその手続をする。

3 前2項の手続が終わったときはその旨を、逮捕、差押え、捜索、検証、記録命令付差押え若しくは身体検査をすることができず、又は令状を執行することができなかったときは逮捕状その他の令状を添付してその旨を、嘱託をした検察官の属する検察庁に速やかに回答する。

第3章 事件の処理

第1節 通則

（事件処理の管理）

第59条 検察官が事件の処理を終えたときは、事件担当事務官は、検察システムにより当該処理に関する事項を管理する。

(処分通知)

第60条 検察官が刑訴法第260条の規定により処分の通知をするときは、処分通知書(様式第97号)による。

第2節 起訴

(起訴状)

第61条 検察官が公訴を提起し公判を請求するときは、起訴状(甲)(様式第98号)による。

2 前項の場合においては、別表に掲げる区別に従い、被告人となるべき者の身体の拘束の有無及び拘束の種別等を起訴状に表示する。被告人となるべき者に対して接見等を禁止する決定がされているときは、附箋によりその旨を表示する。

(即決裁判手続の申立て等)

第62条 検察官が公訴を提起し即決裁判手続を申し立てるときは、起訴状(即決)(様式第99号)による。

2 起訴状(即決)には、即決裁判手続の告知手続書(様式第100号)及び被告人となるべき者に弁護人があるときはその弁護人から提出された即決裁判手続に対する意見に係る書面を添付する。

3 前条第2項前段の規定は、第1項の場合に準用する。

(起訴状通付票の作成)

第63条 検察官が公訴を提起し公判を請求するときは、事件担当事務官は、起訴状通付票(様式第101号)を作成する。

(起訴通知)

第64条 逮捕中又は勾留中の被疑者に対し、当該被疑事件について公訴を提起したときは、令状担当事務官は、起訴通知書(様式第102号)により速やかにその旨をその者が収容されている刑事施設の長に通知する。この場合において、急速を要するときは、あらかじめ適宜の方法によってその旨を通知しなければならない。

(勾留中の被疑者の管理)

第65条 勾留中の被疑者に対して公訴を提起したときは、令状担当事務官は、検察システムにより被疑者の勾留に関する事項を管理する。

(証明資料提出書)

第66条 検察官が刑訴規則第166条の規定により裁判所に差し出す証明資料には、証明資料提出書(様式第103号)を添付する。

(略式命令の請求等)

第67条 検察官が公訴を提起し略式命令を請求するときは、起訴状(乙)(様式第104号)による。

2 前項の場合において、被告人となるべき者が身体を拘束され又は在庁しているときは、その旨を起訴状に表示する。

3 起訴状(乙)には科刑意見書(様式第105号)及び略式手続の告知手続書(様式第106号)を添付する。

4 第1項の場合において、被疑者が略式命令謄本の就業場所における送達について異議がない旨を申し立てたときは、略式命令謄本の就業場所における送達に関する申述書(様式第107号)を徴し、これを裁判所に送付する。

(略式命令請求通付票の作成)

第68条 検察官が公訴を提起し略式命令を請求するときは、事件担当事務官は、略式命令請求通付票(様式第108号)を作成する。

(交通事件即決裁判の請求等)

第69条 検察官が公訴を提起し交通事件即決裁判を請求するときは、起訴状(丙)(様式第109号)による。

(交通事件即決裁判請求通付票の作成)

第70条 検察官が公訴を提起し交通事件即決裁判を請求するときは、事件担当事務官は、交通事件即決裁判請求通付票(様式第110号)を作成する。

(正式裁判の請求)

第71条 検察官が略式命令又は交通事件即決裁判に対して正式裁判を請求するときは、正式裁判請求書(様式第111号)による。

(第三者所有物の没収に関する告知)

第72条 検察官は、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和38年法律第138号。以下「応急措置法」という。)第2条第1項の規定による告知をする場合には、告知書(様式第112号)を交付して行う。この場合には、告知・公告手続書(様式第113号)を作成する。

2 前項の告知書を交付したときは、告知請求書(様式第114号)を徴さなければならない。この場合において、告知書を郵送して交付したときは、当該郵便物の配達証明書をもって、これに代えることができる。

(公告)

第73条 検察官は、応急措置法第2条第2項の規定による公告をするときは、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第2条第2項の規定による公告の方法を定める政令(平成24年政令第155号)に基づき公告の方法を指定した上、告知・公告手続書を作成し、これを公判担当事務官(公判遂行に関する事務その他これに付随する事項を所管し、又は分担する検察事務官をいう。以下同じ。)に交付して公告すべき旨を命ずる。

2 前項の命令を受けた公判担当事務官は、第三者所有物の没収に関する公告(様式第115号)を作成してこれを検察庁の掲示場に掲示する。この場合において、官報による公告を併せて行うときは当該第三者所有物の没収に関する公告の写し2部を法務省大臣官房に送付して官報に掲載する手続を依頼し、新聞紙による公告を併せて行うときは検察官が指定した新聞紙に掲載する手続をする。

3 公告手続が終わったときは、公判担当事務官は、告知・公告手続書に所定の事項を記入してこれを検察官に返還する。

(告知・公告証明書)

第74条 検察官が応急措置法第2条第3項の規定により告知又は公告をしたことを証明する書面を裁判所に提出するときは、告知・公告証明書(様式第116号)による。

第3節 不起訴

(不起訴の裁定)

第75条 検察官は、事件を不起訴処分に付するときは、不起訴・中止裁定書(様式第117号)により不起訴の裁定をする。検察官が少年事件を家庭裁判所に送致しない処分に付するときは、同様とする。

2 不起訴裁定の主文は、次の各号に掲げる区分による。

- (1) 被疑者死亡 被疑者が死亡したとき。
- (2) 法人等消滅 被疑者である法人又は処罰の対象となるべき団体等が消滅したとき。
- (3) 裁判権なし 被疑事件が我が国の裁判管轄に属しないとき。
- (4) 第1次裁判権なし・不行使 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和35年条約第7号)、日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書(昭和28年条約第28号)若しくは日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定(昭和29年条約第12号)に基づき、我が国に第1次裁判権がないとき、又は前3号若しくは次号から第20号までのいずれかに該当する場合を除き我が国が第1次裁判権を行使しないとき(第1次裁判権を放棄したときを含む。)
- (5) 親告罪の告訴・告発・請求の欠如・無効・取消し 親告罪又は告発若しくは請求をまって論ずべき罪につき、告訴、告発若しくは請求がなかったとき、無効であったとき又は取り消されたとき。
- (6) 通告欠如 道路交通法(昭和35年法律第105号)第130条の規定により公訴を提起することができないとき、又は同条の規定により家庭裁判所の審判に付することができないとき。
- (7) 反則金納付済み 道路交通法第128条第2項の規定により公訴を提起することができないとき又は同項(第130条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により家庭裁判所の審判に付することができないとき。
- (8) 確定判決あり 同一事実につき既に既判力のある判決があるとき。
- (9) 保護処分済み 同一事実につき既に少年法第24条第1項の保護処分がなされているとき。
- (10) 起訴済み 同一事実につき既に公訴が提起されているとき(公訴の取消し

がなされている場合を含む。)。ただし、第8号に該当する場合を除く。

- (11) 刑の廃止 犯罪後の法令により刑が廃止されたとき。
- (12) 大赦 被疑事実が大赦に係る罪であるとき。
- (13) 時効完成 公訴の時効が完成したとき。
- (14) 刑事未成年 被疑者が犯罪時14歳に満たないとき。
- (15) 心神喪失 被疑者が犯罪時心神喪失であったとき。
- (16) 罪とならず 被疑事実が犯罪構成要件に該当しないとき、又は犯罪の成立を阻却する事由のあることが証拠上明確なとき。ただし、前2号に該当する場合を除く。
- (17) 嫌疑なし 被疑事実につき、被疑者がその行為者でないことが明白なとき、又は犯罪の成否を認定すべき証拠のないことが明白なとき。
- (18) 嫌疑不十分 被疑事実につき、犯罪の成立を認定すべき証拠が不十分なきとき。
- (19) 刑の免除 被疑事実が明白な場合において、法律上刑が免除されるべきとき。
- (20) 起訴猶予 被疑事実が明白な場合において、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないとき。

(不起訴処分の告知)

第76条 検察官が刑罰法第259条の規定による不起訴処分の告知を書面とするときは、不起訴処分告知書(様式第118号)による。

2 検察官が刑罰法第261条の規定による不起訴理由の告知を書面とするときは、不起訴処分理由告知書(様式第119号)による。

(精神障害者等の通報)

第77条 検察官は、被疑者について精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第24条の規定により都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあっては、その市長)に通報するとき、又は麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第58条の4の規定により都道府県知事に通報するときは、精神障害者等通報書(様式第120号)による。

2 検察官は、被疑者について、麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第1項に規定する入院措置の必要があると認めるときは、あらかじめ都道府県知事に対しその旨を通報する。

(保護申出手続の教示等)

第78条 検察官は、被疑者を釈放する場合において、更生保護法(平成19年法律第88号)第86条第2項に規定する更生緊急保護の制度及び申出の手続を教示する必要があると認めるときは、釈放された人の更生緊急保護の申出手続に関する説明書(様式第121号)を示すなどして行ふ。

2 検察官は、前項の規定により教示をした者について、更生緊急保護の必要があると認めるとき、又はその者が更生緊急保護を希望するときは、前項の説明書を交付するとともに保護カード（様式第122号）に所定の事項を記入してその者に交付する。

（反則者に係る事件記録の送付）

第79条 検察官は、事件を通告欠如の裁定主文により不起訴処分に付したときは、事件記録送付書（様式第123号）に事件記録を添付して当該検察庁の所在地を管轄する都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長に送付する。

（通告欠如事件記録送付簿への登載）

第80条 検察官が前条の規定により事件記録を警視總監又は道府県警察本部長に送付するときは、事件担当事務官は、通告欠如事件記録送付簿（様式第124号）に所定の事項を登載する。

（訴訟費用の負担の請求）

第81条 検察官が刑訴法第187条の2の規定による訴訟費用の負担の請求をするときは、訴訟費用負担請求書（様式第125号）による。この場合において、訴訟費用負担請求書には、訴訟費用を負担すべき理由が存在することを認めるべき資料及び負担すべき訴訟費用の額の算定に必要な資料を添付する。

2 前項の場合において、負担すべき訴訟費用の額の算定に関し、総合法律支援法（平成16年法律第74号）第39条第4項の規定により日本司法支援センターに対して必要な協力を求めるときは、訴訟費用額算定に関する協力依頼書（様式第126号）による。

3 検察官が第1項の請求をするときは、事件担当事務官は、訴訟費用負担請求処理簿（様式第127号）に所定の事項を登載する。

第4節 中止

（中止の裁定）

第82条 検察官は、事件を中止処分に付するときは、不起訴・中止裁定書によりその旨の裁定をする。この場合における裁定の主文は「中止」とする。

（中止事件の管理）

第83条 検察官が事件を中止処分に付したときは、事件担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

2 中止事由の解消のため捜査又はその指揮が行われたときはその経過及び結果を、事件が再起されたときはその旨を、検察システムによりそれぞれ管理する。

第5節 移送

（移送書）

第84条 検察官が事件を他の検察庁の検察官に送致するときは、移送書（甲）又は移送書（乙）に事件記録を添付して行う。

（移送事件の管理）

第85条 検察官が事件を他の検察庁の検察官に送致するときは、事件担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

（勾留中の被疑者の管理）

第86条 検察官が被疑者の勾留されている事件（勾留執行停止中の場合及び被疑者に対し少年法第17条第1項第2号に掲げる措置がとられている場合を含む。）を他の検察庁の検察官に送致するときは、令状担当事務官は、検察システムにより被疑者の勾留に関する事項を管理する。

第6節 少年事件の送致等

（送致書）

第87条 検察官が少年法第42条の規定により少年事件を家庭裁判所に送致するときは、送致書（甲）（様式第128号）に事件記録を添付して行う。

2 前項の場合において、当該事件が家庭裁判所から検察官に送致されたものであるときは、送致書（乙）（様式第129号）による。

3 第1項の場合において、当該事件が司法警察員から少年事件簡易送致書によって検察官に送致されたものであるときは、送致書（丙）（様式第130号）による。

（通告書）

第88条 検察官が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の規定により保護者のない刑事未成年者又は保護者に監護させることが不適当であると認める刑事未成年者を福祉事務所又は児童相談所に通告するときは、通告書（様式第131号）による。

（少年事件送致通付票の作成）

第89条 検察官が少年事件を家庭裁判所に送致するときは、事件担当事務官は、少年事件送致通付票（様式第132号）を作成する。

（少年の同行）

第90条 検察官は、勾留されている少年の被疑事件を家庭裁判所に送致したときは、同行指揮書（甲）（様式第133号）により刑事施設の長に対して当該少年を家庭裁判所に同行するよう指揮する。

2 前項の規定により少年の同行の指揮をするときは、令状担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

第4章 公判手続

第1節 通則

（公判事件の管理）

第91条 公判請求、刑訴法第463条第1項、第2項若しくは交通事件即決裁判手続法第6条第1項の手続、刑訴法第266条第2号の規定による付審判決定、略式命令若しくは交通事件即決裁判に対する正式裁判の請求、裁判所による併合、移送若しくは差戻しの裁判又は再審開始決定により事件が対応裁判所の公判

に係属したときは、公判担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

2 公判経過において、裁判所係属部、弁護士その他公判事件について把握すべき事項があったときは、検察システムによりその旨を管理する。

(別事件係属中の被告人に関する通知)

第92条 公判担当事務官は、被告人が他の検察庁に対応する裁判所に係属中の事件の被告人であることを知ったときは、別事件通知書(様式第134号)により、その裁判所に対して対応裁判所に係属している事件の起訴年月日及び被告人の身体の拘束の状況等を通知する。通知をした後において拘禁上の異動、終局裁判の宣告若しくは上訴の申立てがあったとき、又は裁判が確定したときも、同様とする。

2 前項の別事件通知書は、通知する裁判所に対応する検察庁の検察官を経由して送付する。

(未提出記録の受領手続)

第93条 裁判所による併合、移送又は差戻しの裁判により事件が対応裁判所の公判に係属した場合において、裁判所未提出記録の送付を受けた際、証拠品のあるときはこれを裁判所未提出記録と共に証拠品担当事務官に送付する。

2 第110条の規定による裁判所未提出記録の送付を受けたときは、公判担当事務官は、送付した検察官の属する検察庁の公判担当事務官にその旨を通知する。

第2節 勾引及び被告人の勾留

(被疑者の勾留等に関する規定の準用)

第94条 第22条の規定は勾引状又は被告人の勾留状若しくは鑑定留置状の執行の囑託について、第24条第1項の規定は被告人の勾留状の交付について、第25条の規定は勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人の仮留置について、第28条の規定は被告人と刑法第39条第1項に規定する者以外の者との接見等禁止決定の請求及び接見等禁止決定の取消請求について、第30条第4項及び第6項から第10項までの規定は被告人の鑑定留置について、第33条の規定は同条中「裁判官」とあるのを「裁判長又は裁判官」と読み替えて被告人の移送について、第34条の規定は同条中「裁判官」とあるのを「裁判長又は裁判官」と読み替えて被告人の移送指揮の囑託について、第35条の規定は被告人の移送について、第36条の規定は公判手続上の必要による受刑者の移送について、第38条の規定は刑法第280条第2項に規定する裁判による被告人の釈放について、第39条第1項の規定は保釈許可決定、勾留の取消決定又は勾留の執行停止決定による被告人の釈放について、第40条の規定は被告人の観護の措置の取消請求について、第41条の規定は被告人の勾留の執行停止の申立てについて、第43条の規定は被告人の釈放指揮の囑託について、第45条の規定は被告人の保釈又は勾留執行停止の取消しの請求について、第46条の規定は保釈若しくは勾留執行停止の取消し又は勾留執行停止期間の満了による被告人の収容について、第4

7条の規定は被告人の収容指揮の囑託について、第58条の規定は勾引状の執行、被告人の勾留状若しくは鑑定留置状の執行又は被告人の移送指揮、釈放指揮若しくは収容指揮の囑託を受けた場合について、それぞれ準用する。

(勾引状等の交付)

第95条 勾引状が発せられたときは、令状担当事務官は、勾引状交付簿(様式第135号)に所定の事項を記載し、勾引状に検察官の指揮印を受けて執行すべき者に交付する。刑法以外の法令において刑法の勾引に関する規定を準用する勾引又は引致につき、勾引状又は引致状が発せられたときも、同様とする。

(勾引状の執行を受けた証人の仮留置)

第96条 勾引状の執行を受けた証人を護送する場合において、一時最寄りの警察署その他の適当な場所に留置するときは、その場所の管理者に対し勾引状を示してその留置を求める。

(鑑定留置による釈放の通知)

第97条 刑事施設に勾留中の被告人について鑑定留置のため釈放を指揮したときは、令状担当事務官は、鑑定留置による釈放通知書(様式第136号)により裁判所に通知する。この場合において、鑑定留置状の執行を他の検察庁の検察官に囑託したときは、囑託をした検察官の属する検察庁の令状担当事務官が通知する。

(勾留中の被告人の管理)

第98条 次の場合には、令状担当事務官は、検察システムにより勾留中の被告人に係る事項を管理する。

(1) 被告人が勾留されたとき。

(2) 被告人が勾留されている事件(被告人が保釈又は勾留執行停止により釈放されている場合を含む。)が併合、移送又は差戻しの裁判により対応裁判所に係属したとき。

2 勾留中の被告人について拘禁上の異動等が生じたときは、令状担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

(勾留期間更新手続の適正等の確保)

第99条 令状担当事務官は、常に裁判所と緊密な連絡を保ち、勾留期間更新の手続が適正かつ円滑に行われるよう努めなければならない。

(勾留期間更新決定の執行)

第100条 裁判所から勾留期間更新決定書の送付があったときは、令状担当事務官は、検察官の指揮印を受け、被告人が収容されている刑事施設の長に送付する。

(勾留の取消しの請求)

第101条 検察官が被告人の勾留の取消しの請求をするときは、勾留取消請求書(様式第137号)による。

(釈放の通知)

第102条 被告人を釈放したときは、令状担当事務官は、釈放通知書(丙)(様式第138号)により裁判所に対してその旨を通知する。ただし、刑訴法第280条第2項に規定する裁判により釈放した場合にはこの限りでない。

2 保釈許可決定又は勾留執行停止決定により被告人を釈放したときは、令状担当事務官は、保釈・勾留執行停止釈放通知書により被告人の居住地を管轄する警察署の長に対してその旨を通知する。

3 第44条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

4 第1項及び第2項の場合において、被告人の釈放が嘱託に基づいてなされたときは、嘱託をした検察官の属する検察庁の令状担当事務官が通知する。

(収容後の通知)

第103条 被告人を収容したときは、令状担当事務官は、収容通知書(様式第139号)により裁判所に対してその旨を通知する。この場合において、その収容が嘱託に基づいてなされたときは、嘱託をした検察官の属する検察庁の令状担当事務官が通知する。

2 第48条の規定は、被告人を収容した場合に準用する。

第3節 管轄等

(関連事件の併合請求)

第104条 検察官が刑訴法第8条第1項に規定する関連事件の併合の請求を書面でするときは、関連事件併合請求書(甲)(様式第140号)による。

2 各裁判所の併合決定が一致しないときは、検察官は、関連事件併合請求方連絡書(様式第141号)により各裁判所に共通する直近上級の裁判所に対応する検察庁の検察官に対して併合の請求を求めらる。

3 前項の規定により併合の請求を求められた検察官が刑訴法第8条第2項に規定する関連事件の併合を請求するときは、関連事件併合請求書(乙)(様式第142号)による。

(下級裁判所の審判請求)

第105条 検察官が刑訴法第10条第2項に規定する下級裁判所の審判の請求を書面でするときは、下級裁判所の審判請求書(様式第143号)による。

(後に公訴を受けた裁判所の審判請求)

第106条 同一事件が事物管轄を同じくする数個の裁判所に係属する場合において、検察官は、後に公訴を受けた裁判所による審判が適当と認めるときは、後に公訴を受けた裁判所の審判請求方連絡書(様式第144号)により各裁判所に共通する直近上級の裁判所に対応する検察庁の検察官に対して後に公訴を受けた裁判所による審判の請求を求めらる。

2 前項の規定により後に公訴を受けた裁判所による審判の請求を求められた検察官が刑訴法第11条第2項に規定するその旨の請求をするときは、後に公訴を受

けた裁判所の審判請求書(様式第145号)による。

(管轄指定の請求)

第107条 刑訴法第15条各号に掲げる事由があるときは、検察官は、管轄指定請求方連絡書(様式第146号)により関係のある第一審裁判所に共通する直近上級の裁判所に対応する検察庁の検察官に対して管轄指定の請求を求めらる。

2 前項の規定により管轄指定の請求を求められた検察官が刑訴法第15条の規定によるその旨の請求をするときは、管轄指定請求書(様式第147号)による。

3 検察官は、前項の請求をしたときは、管轄指定・移転請求通知書(様式第148号)により当該事件の係属する裁判所に対してその旨を通知する。

4 刑訴法第16条に規定する事由があるときは、検察官は、管轄指定請求方連絡書により検事総長に対して管轄指定の請求を求めらる。

(管轄移転の請求)

第108条 刑訴法第17条第1項各号に掲げる事由があるときは、検察官は、管轄移転請求方連絡書(様式第149号)により当該裁判所の直近上級の裁判所に対応する検察庁の検察官に対して管轄移転の請求を求めらる。

2 前項の規定により管轄移転の請求を求められた検察官が刑訴法第17条第1項の規定によるその旨の請求をするときは、管轄移転請求書(様式第150号)による。

3 検察官は、前項の請求をしたときは、管轄指定・移転請求通知書により当該事件の係属する裁判所に対してその旨を通知し、かつ、管轄移転請求書謄本交付書(様式第151号)に管轄移転請求書謄本を添付して被告人に交付する。

(管轄事件の移送請求)

第109条 検察官が刑訴法第19条第1項の規定による管轄事件の移送の請求を書面でするときは、管轄事件移送請求書(様式第152号)による。

(併合、移送決定による未提出記録等の送付)

第110条 事件が併合又は移送の決定により対応裁判所以外の裁判所に係属したときは、検察官は、未提出記録送付書(様式第153号)に裁判所未提出記録を添付して新たに事件が係属した裁判所に対応する検察庁の検察官に送付する。

2 被告人が勾留されている事件(保釈中及び勾留執行停止中の場合を含む。)が併合又は移送の決定により対応裁判所以外の裁判所に係属したときは、令状担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

(特別代理人の選任請求)

第111条 検察官が刑訴法第29条第1項に規定する特別代理人の選任を請求するときは、特別代理人選任請求書(様式第154号)による。

(忌避の申立て)

第112条 検察官が刑訴法第21条第1項又は第26条第1項の規定による忌避の申立てを書面でするときは、忌避申立書(様式第155号)による。

第4節 公判期日

(公判期日の管理)

第113条 検察官はその公判立会を担当する事件について、公判担当事務官は対応する裁判所に公判の係属する全ての事件について、それぞれ、検察システムにより、指定された公判期日を常に管理しておかなければならない。

(公判期日の変更請求)

第114条 検察官が刑訴法第276条第1項に規定する公判期日の変更の請求を書面でするときは、公判期日変更請求書(様式第156号)による。

(公判期日変更に対する不服申立て)

第115条 検察官が刑訴法第277条及び刑訴規則第182条第2項の規定により公判期日の変更に対して不服の申立てをするときは、公判期日変更に対する不服申立書(様式第157号)による。

第5節 証拠調べ等

(証拠調べへの請求)

第116条 検察官が証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問を請求する場合において、刑訴規則第188条の2第1項の規定によりその氏名及び住居を記載した書面を差し出すとき、又は証拠書類その他の書面の取調べを請求する場合において、刑訴規則第188条の2第2項の規定によりその標目を記載した書面を差し出すときは、証拠等関係カード(様式第158号)による。証拠物の取調べを請求する場合において、その標目を記載した書面を差し出すときも、同様とする。

2 前項の請求を書面でするときは、証人等尋問請求書(様式第159号)又は証拠調べ請求書(様式第160号)に証拠等関係カードを添付して行う。

(尋問事項書)

第117条 検察官が刑訴規則第106条第1項又は第2項の規定により尋問事項等を記載した書面を差し出すときは、尋問事項書(様式第161号)による。

(付加尋問の請求)

第118条 検察官が刑訴法第158条第3項の規定による付加尋問の請求を書面でするときは、付加尋問請求書(様式第162号)による。

(公務所等への照会の請求)

第119条 検察官が刑訴法第279条の規定により公務所等への照会の請求を書面でするときは、照会請求書(様式第163号)による。

(意見陳述の申出に関する通知)

第120条 検察官が刑訴法第292条の2第2項の規定により意見陳述の申出について書面で意見を付して通知するときは、意見陳述の申出に関する通知書(様式第164号)による。

(被害者特定事項の秘匿の申出に関する通知)

第121条 検察官が刑訴法第290条の2第2項の規定により被害者特定事項の

秘匿の申出について書面で意見を付して通知するときは、被害者特定事項の秘匿の申出に関する通知書(様式第165号)による。

(同種余罪の被害者等による公判記録の閲覧及び謄写の申出に関する通知)

第122条 検察官は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成12年法律第75号。以下「犯罪被害者等保護法」という。)第4条第1項に規定する者から、当該被告事件の公判記録の閲覧又は謄写の申出がなされたときは、申出書の提出を受ける。この場合において、申出をしようとする者が自ら申出書を作ることができないときは、検察官又は検察事務官が、これを代書する。

2 前項の申出を受けた検察官が犯罪被害者等保護法第4条第3項の規定により意見を付して通知するときは、同種余罪の被害者等による公判記録の閲覧・謄写の申出に関する通知書(様式第166号)による。

(被害者参加の申出に関する通知)

第123条 検察官が刑訴法第316条の3第2項の規定により被害者参加の申出について書面で意見を付して通知するときは、被害者参加の申出に関する通知書(様式第167号)による。

(証拠調べに関する異議申立て)

第124条 検察官が刑訴法第309条第1項の規定による証拠調べに関する異議の申立てを書面でするときは、証拠調べに関する異議申立書(様式第168号)による。

(裁判長の処分に対する異議申立て)

第125条 検察官が刑訴法第309条第2項の規定による裁判長の処分に対する異議申立てを書面でするときは、裁判長の処分に対する異議申立書(様式第169号)による。

(供述の要旨の正確性についての異議申立て)

第126条 検察官が刑訴法第50条第1項の規定による証人の供述の要旨の正確性についての異議申立てを書面でするときは、供述の要旨の正確性についての異議申立書(様式第170号)による。

(公判調書の記載についての異議申立て)

第127条 検察官が刑訴法第51条第1項の規定による公判調書の記載の正確性についての異議申立てを書面でするときは、公判調書の記載についての異議申立書(様式第171号)による。

(差押状等の発付後の手続)

第128条 差押状、記録命令付差押状又は捜索状が発せられたときは、令状担当事務官は、令状請求処理簿に所定の事項を記載し、令状に検察官の指揮印を受けて、執行すべき者に交付する。

2 第13条第2項、第51条第1項、第52条及び第53条の規定は検察事務官

が差押状、記録命令付差押状又は搜索状を執行した場合について、第22条及び第58条の規定は差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行の囑託について、それぞれ準用する。

(訴因・罰条の追加等の請求)

第129条 検察官が刑訴法第312条第1項に規定する訴因又は罰条の追加、撤回又は変更の請求を書面でするときは、訴因・罰条の追加・撤回・変更請求書(様式第172号)による。

(弁論の分離等の請求)

第130条 検察官が刑訴法第313条に規定する弁論の分離又は併合の請求を書面でするときは、弁論の分離・併合請求書(様式第173号)による。終結した弁論の再開の請求を書面でするときは、弁論再開請求書(様式第174号)による。

(仮納付裁判の請求)

第131条 検察官が刑訴法第348条第1項に規定する仮納付裁判の請求を書面でするときは、仮納付裁判請求書(様式第175号)による。

第6節 不正競争防止法第23条第1項に規定する事件に係る証拠調べ等の特例

(被害者等による営業秘密の秘匿の申出に関する通知)

第132条 検察官が不正競争防止法(平成5年法律第47号。以下「不競法」という。)第23条第2項の規定による被害者等による営業秘密の秘匿の申出についての通知を書面でするときは、営業秘密の秘匿の申出に関する通知書(様式第176号)による。

(営業秘密の秘匿の申出)

第133条 検察官が不競法第23条第3項の規定による営業秘密の秘匿の申出を書面でするときは、営業秘密の秘匿の申出書(様式第177号)による。

(営業秘密構成情報特定事項に関する通知)

第134条 検察官が不正競争防止法第23条第1項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則(平成23年最高裁判所規則第4号。以下「特例規則」という。)第4条の規定による営業秘密構成情報特定事項に関する通知を書面でするときは、営業秘密構成情報特定事項に関する通知書(様式第178号)による。

(呼称等に関する事項書)

第135条 検察官が特例規則第5条の呼称等の決定についての書面を提出するときは、呼称等に関する事項書(様式第179号)による。

(尋問等事項要領書の提示)

第136条 検察官が不競法第27条の尋問事項等を記載した書面を提示するときは、尋問等事項要領書(様式第180号)による。

(質問事項書)

第137条 検察官が特例規則第8条において準用する刑訴規則第106条第1項の質問事項を記載した書面を差し出すときは、質問事項書(様式第181号)による。

(付加質問の請求)

第138条 検察官が不競法第26条第2項において準用する刑訴法第158条第3項の規定による付加質問の請求を書面でするときは、付加質問請求書(様式第182号)による。

第7節 裁判

(裁判結果の通知)

第139条 終局裁判の宣告があったときは、公判立会検察官は、直ちに裁判結果票(甲)(様式第183号)に裁判要旨その他所定の事項を記入し、速やかに公判担当事務官に送付する。

2 前項の規定により裁判結果票の送付を受けたとき、又は決定による終局裁判の告知があったときは、公判担当事務官は、検察システムにより裁判結果に関する事項を管理するとともに、その裁判結果を速やかに執行担当事務官(執行事務規程(平成25年法務省刑総訓第2号大臣訓令)第3条に規定する執行担当事務官をいう。)に通知する。

(判決宣告による被告人の収容)

第140条 刑訴法第343条において準用する刑訴法第98条の規定により被告人を収容するときは、検察官は、収容指揮書(甲)により検察事務官、司法警察職員又は刑事施設職員及び刑事施設の長に対して収容を指揮する。

2 前項の収容指揮書には、刑訴規則第92条の2に定める勾留状の謄本を添付する。

3 第46条第3項の規定は、第1項に規定する場合に準用する。

(収容の準備)

第141条 刑訴法第343条の規定に基づく刑事施設への収容を必要と認め、かつ、被告人が逃亡するおそれがあると認めるときは、公判立会検察官は、あらかじめ検察事務官、司法警察職員又は刑事施設職員に連絡するなどの方法により適切な収容がなされるよう留意しなければならない。

(釈放者不収容通知)

第142条 禁錮以上の刑に処する判決の宣告により保釈又は勾留執行停止が効力を失った場合において、新たに保釈又は勾留の執行停止の決定があったため被告人を収容しなかったときは、令状担当事務官は、釈放者不収容通知書(様式第184号)により裁判所に対してその旨を通知する。

(勾留状の失効による釈放通知)

第143条 刑訴法第345条の規定により被告人が釈放されたときは、検察官

は、直ちに釈放通知書（丁）（様式第185号）によりその者が収容されていた刑事施設の長に対してその旨を通知する。

（少年の同行）

第144条 勾留中の少年の被告事件を少年法第55条の規定により家庭裁判所に移送する決定があったときは、検察官は、同行指揮書（乙）（様式第186号）により刑事施設の長に対して当該少年を家庭裁判所に同行するよう指揮するとともに、同行通知書（様式第187号）によりその旨を家庭裁判所に通知する。

（勾留状の失効通知等）

第145条 保釈中又は勾留執行停止中の被告人について、刑訴法第345条の裁判の告知があったときは、令状担当事務官は、勾留状失効通知書（様式第188号）により被告人の住居地を管轄する警察署の長に対して勾留状が失効した旨を通知する。保釈中又は勾留執行停止中の少年の被告事件について、少年法第55条の決定があったときは、少年事件移送通知書（様式第189号）によりその旨を通知する。

（保護観察の判決通知）

第146条 保護観察に付する旨の判決の宣告があった場合において、更生保護法第83条に規定する生活環境の調整の必要があると認められるときは、公判担当事務官は、直ちに最寄りの保護観察所の長に対してその旨を通知する。

（精神障害者等の通報）

第147条 第77条の規定は、被告人に関する精神障害者等の通報について準用する。

（保護申出手続の教示等）

第148条 第78条の規定は、懲役又は禁錮につき刑の執行猶予の判決の宣告を受けた者及び罰金又は科料の宣告若しくは略式命令を受けた者に対する保護申出手続の教示等について準用する。

第5章 上訴

（上訴の放棄）

第149条 検察官が刑訴法第359条の規定により上訴の放棄をするときは、上訴放棄申立書（様式第190号）による。

（上訴権回復の請求）

第150条 検察官が刑訴法第362条の規定により上訴権回復の請求をするときは、上訴権回復請求書（様式第191号）による。

（控訴の申立て）

第151条 検察官が刑訴法第372条の規定により控訴の申立てをするときは、控訴申立書（様式第192号）による。

（上訴等に関する事項の管理）

第152条 検察官又は被告人等が上訴の放棄又は控訴の申立てをしたときは、公

判担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

2 控訴申立てのあった事件について、控訴の取下げがあったとき、その他公判事件について把握すべき事項があったときは、検察システムによりその旨を管理する。

（判決謄本等の送付）

第153条 事件が控訴申立てにより高等裁判所に係属したときは、公判担当事務官は、第一審判決謄本及び前科調書を速やかに高等検察庁の事件担当事務官に送付する。この場合においては、公判担当事務官は、速やかにその旨を高等検察庁の事件担当事務官に通知する。

2 前項の場合において、被告人が勾留中（保釈中及び勾留執行停止中の場合を含む。）であるときは、令状担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

（上訴申立ての通知）

第154条 弁護士等が上訴の申立てをした旨の通知を受けた場合において、被告人が勾留中であるときは、公判担当事務官は、上訴申立通知書（様式第193号）によりその者が収容されている刑事施設の長に対してその旨を通知する。

（控訴趣意書等）

第155条 検察官が刑訴法第376条第1項の規定により差し出す控訴趣意書は、控訴趣意書（様式第194号）による。

2 刑訴法第376条第2項の規定により保証書を添付する場合には、保証書（様式第195号）による。

（跳躍上告）

第156条 第152条、第153条、第180条及び第183条の規定は、検察官が刑訴規則第254条の規定により上告の申立てをする場合に準用する。

（抗告）

第157条 検察官が抗告の申立てをするときは、抗告申立書（様式第196号）による。

（準抗告）

第158条 検察官が刑訴法第429条の規定により裁判官のした裁判の取消しを請求するときは、裁判の取消請求書（様式第197号）による。裁判の変更を請求するときは、裁判の変更請求書（様式第198号）による。

2 前項の場合において、勾留請求を却下する裁判を不当としてその取消しを請求するときは、準抗告「及び裁判の執行停止」申立書（甲）（様式第199号）による。保釈若しくは勾留執行停止の決定を不当としてその取消し又は変更を請求するときは、準抗告「及び裁判の執行停止」申立書（乙）（様式第200号）による。

（特別抗告）

第159条 検察官が刑訴法第433条第1項の規定により特別抗告の申立てをするときは、特別抗告申立書（様式第201号）による。

第6章 再審

（再審の請求）

第160条 検察官が刑訴法第435条又は第436条第1項の規定により再審の請求をするときは、再審請求書（様式第202号）による。

（再審請求の管理等）

第161条 検察官が再審の請求をしたとき、又は刑訴法第439条第1項第2号から第4号までに掲げる者が再審の請求をした旨の通知があったときは、公判担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

2 再審請求に対する裁判があったとき、再審請求棄却の裁判又は再審開始の裁判が確定したとき、その他再審請求事件に関する事項があったときは、公判担当事務官は、検察システムにより再審請求事件に関する事項を管理する。

3 検察官が再審の請求をしたとき、又は裁判所から再審の請求があった旨の通知を受けたときは、公判担当事務官は、その都度原判決に係る被告事件の証拠品を保管する検察官の属する検察庁の証拠品担当事務官及び刑事確定訴訟記録を保管し、又は保存する検察官の属する検察庁の記録担当事務官（記録事務規程（平成25年法務省刑総訓第6号大臣訓令）第3条第1項に規定する記録担当事務官をいう。）に対してその旨を速やかに通知する。再審請求事件が終結したときも、同様とする。

4 前項の場合において、原判決に係る被告事件の証拠品を他の検察庁の検察官が保管し、又は刑事確定訴訟記録を他の検察庁の検察官が保管し、若しくは保存しているときは、再審請求事件に関する通知書（様式第203号）により通知する。

第7章 少年審判手続

（検察官関与の申出）

第162条 検察官が少年事件を家庭裁判所に送致する場合において、少年法第22条の2第2項に規定する検察官関与の申出をするときは、送致書（甲）又は送致書（乙）の該当欄にその旨を記入して行う。少年事件を家庭裁判所に送致した後、検察官関与の申出をするときは、検察官関与に関する申出書（様式第204号）による。

（証拠調べの申出）

第163条 検察官が少年審判規則第30条の7の規定による証人尋問、鑑定、検証その他の証拠調べの申出を書面でするときは、証拠調べに関する申出書（様式第205号）による。

（抗告受理の申立て）

第164条 検察官が少年法第32条の4第1項の規定により抗告受理の申立てを

するときは、抗告受理申立書（様式第206号）による。

（抗告受理申立て等の通知）

第165条 検察官が抗告受理の申立てをしたとき、又は少年審判規則第46条の2の規定による抗告の通知を受けたときは、事件担当事務官は、抗告受理申立等通知書（様式第207号）により高等検察庁の事件担当事務官に対してその旨を速やかに通知する。

（保護処分取消しの申立て等）

第166条 検察官が保護処分の継続中又はその処分が終了した後、保護処分の取消しを求めるときは、保護処分取消申立書（様式第208号）による。

2 第162条後段の規定は、保護処分の取消しの事件の手続における検察官関与の申出について、第164条の規定は、同手続における保護処分の取消しに関する決定に対する抗告受理の申立てについて、それぞれ準用する。

第8章 準起訴手続

（審判請求処理簿への登載）

第167条 刑訴法第262条の規定による審判請求書の提出があったときは、事件担当事務官は、審判請求処理簿（様式第209号）に所定の事項を登載し、各欄所定の事項があった都度、これに記入する。

（審判請求書の送付等）

第168条 検察官は、前条の請求を理由がないものと認めるときは、送付書（様式第210号）に審判請求書及び意見書（様式第211号）を添えて当該不起訴記録及び証拠物とともに当該検察庁の所在地を管轄する地方裁判所に送付する。

2 請求を理由があるものと認めるときは、当該事件を再起し、公訴を提起する。

第9章 検察審査会の議決に対する手続

（検察審査会において起訴相当又は不起訴不当の議決があったときの処置）

第169条 検察審査会において検察審査会法（昭和23年法律第147号。以下「検審査法」という。）第39条の5第1項第1号の議決がなされ、検審査法第40条の議決書の謄本の送付を受けたときは、検察官は、当該議決に係る事件を再起する。

2 検察審査会において検審査法第39条の5第1項第2号の議決がなされ、検審査法第40条の議決書の謄本の送付を受けたときも、前項と同様とする。

3 前2項の事件につき、検察官が検審査法第41条第3項の規定により検察審査会に対して処分をした旨を通知するときは、検察審査会議決事件処分通知書（様式第212号）による。

4 第1項の事件につき、検察官が検審査法第41条の2第2項の規定により検察審査会に対して延長を必要とする期間及びその理由を通知するときは、検察審査会議決事件処分期間延長通知書（様式第213号）による。

（検察審査会において起訴議決があったときの処置）

第170条 檢察審査会において検審査法第41条の6第1項の議決がなされ、検審査法第40条の議決書の謄本の送付を受けたときは、檢察官は、当該議決に係る事件を再起する。

(檢察審査会において建議又は勧告があったときの処置)

第171条 檢察審査会において検審査法第42条第1項の建議又は勧告がなされ、検事正が同条第2項の規定により檢察審査会に対して当該建議又は勧告に基づいてとった措置の有無及びその内容を通知するときは、檢察審査会建議・勧告に対する措置結果通知書(様式第214号)による。

第10章 特別取扱い

(地方檢察庁における特別取扱い)

第172条 検事正は、その庁(地方檢察庁及びその管轄区域内にある区檢察庁をいう。以下次条において同じ。)において、事件事務について、特に必要があるときは、法務大臣の許可を得て、特別の取扱いをさせることができる。

2 検事正は、前項の許可を得て特別の取扱いを実施したときは、直接法務大臣に対し、その旨を報告するとともに、検事総長及び検事長に同文の報告をしなければならない。

第3編 高等檢察庁における手続

第1章 被疑事件

(地方檢察庁等における手続の準用)

第173条 高等檢察庁における被疑事件の受理、捜査及び処理については、第2編第1章から第3章までの規定を準用する。

第2章 公判手続

(控訴事件の管理)

第174条 対応裁判所から訴訟記録到達の通知があったときは、事件担当事務官は、控訴に係る事件を検察システムにより管理する。起訴又は裁判所による併合、移送、差戻し若しくは再審開始の決定により事件が対応裁判所に係属したときは、検察システムによりその旨を管理する。

2 控訴に係る事件の公判経過において、裁判所係属部、弁護士その他公判事件について把握すべき事項があったときは、その都度、検察システムによりその旨を管理する。

(答弁書)

第175条 檢察官が刑訴規則第243条の規定により答弁書を差し出すときは、答弁書(様式第215号)による。

(事実の取調べの請求)

第176条 檢察官が刑訴法第393条第1項の規定による事実の取調べの請求を書面でするときは、事実の取調べ請求書(様式第216号)による。

(控訴事件の被告人の収容)

第177条 控訴に係る事件について、第1回公判期日の指定後判決の宣告までに刑訴法第98条(刑訴法第343条において準用する場合を含む。)の規定により被告人を刑事施設に収容するときは、同事件に係属している高等裁判所の所在地の刑事施設に直接収容する。

(裁判結果の通知)

第178条 控訴に係る事件につき終局裁判がなされたとき、又は控訴が取り下げられたときは、事件担当事務官は、第一審裁判所に対応する檢察庁の公判担当事務官に対して裁判結果を通知する。

(地方檢察庁等における手続の準用)

第179条 高等檢察庁における公判関係事務手続については、第174条から前条までの規定によるほか、第2編第4章の規定を準用する。この場合において、第94条において準用する場合における第33条中「移送指揮書(甲)(様式第57号)」とあるのは控訴に係る事件については「移送指揮書(乙)(様式第217号)」と、第98条第1項第2号中「併合、移送又は差戻しの裁判」とあるのは「控訴の申立て又は併合、移送若しくは差戻しの裁判」と、第110条第1項及び第2項中「併合又は移送の決定」とあるのは「併合、移送又は差戻しの裁判」と、第139条第1項中「裁判結果票(甲)(様式第183号)」とあるのは控訴に係る事件については「裁判結果票(乙)(様式第218号)」と、それぞれ読み替えるものとする。

第3章 上訴

(上告の申立て)

第180条 檢察官が刑訴法第405条の規定により上告の申立てをするときは、上告申立書(様式第219号)による。

(事件受理の申立て)

第181条 檢察官が刑訴規則第257条の規定により上告審として事件を受理すべきことを申し立てるときは、事件受理申立書(様式第220号)による。

(事件受理申立理由書)

第182条 檢察官が刑訴規則第258条の3の規定により差し出す理由書は、事件受理申立理由書(様式第221号)による。

(上告趣意書)

第183条 檢察官が刑訴法第414条において準用する同法第376条第1項の規定により差し出す上告趣意書は、上告趣意書(様式第222号)による。

(上告結果の通知)

第184条 上告に係る事件につき最高檢察庁の檢察官から上告審における裁判結果の通知を受けたときは、事件担当事務官は、第一審裁判所に対応する檢察庁の公判担当事務官に対してその結果を通知する。

(異議の申立て)

第185条 検察官が刑訴法第428条第2項の規定により高等裁判所の決定に対して異議の申立てををするときは、異議申立書（様式第223号）による。

（地方検察庁等における手続の準用）

第186条 高等検察庁における上訴関係事務手続については、前5条の規定によるほか、第149条、第150条、第153条、第154条及び第159条の規定を準用する。

第4章 再審

（地方検察庁等における手続の準用）

第187条 高等検察庁における再審関係事務手続については、第2編第6章の規定を準用する。

第5章 少年審判手続

（抗告受理申立等結果の通知）

第188条 少年審判規則第46条の3第7項の決定の告知を受けたとき、又は同規則第48条の規定による決定の通知を受けたときは、事件担当事務官は、抗告受理申立等結果通知書（様式第224号）により家庭裁判所に対応する地方検察庁の事件担当事務官に対して決定結果を通知する。

（再抗告結果の通知）

第189条 再抗告に係る少年事件につき最高検察庁の検察官から再抗告審における決定結果の通知を受けたときは、事件担当事務官は、抗告受理申立等結果通知書により家庭裁判所に対応する地方検察庁の事件担当事務官に対してその結果を通知する。

（地方検察庁における手続の準用）

第190条 高等検察庁における少年審判関係事務手続については、第2編第7章の規定を準用する。

第6章 不服申立事件

（不服申立事件簿への登載）

第191条 地方検察庁又は区検察庁の検察官のした不起訴処分に対する不服の申立てがあったときは、事件担当事務官は、不服申立事件簿（様式第225号）に所定の事項を登載する。

2 不服申立事件が処理されたときは、不服申立事件簿に所定の事項を記入し、前項の不起訴処分をした検察官及び不服申立人に対して処理結果を通知する。

第4編 最高検察庁における手続

（検事総長による準則の制定）

第192条 最高検察庁における事件事務は、法務大臣の許可を得て検事総長が定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行日前に事件の受理を行ったものについて、検察システムにより管理がされていない事件事務の管理については、なお従前の例によることができる。

（地方検察庁における特別の取扱いの経過措置）

2 この訓令の施行の際現に改正前の事件事務規程（昭和62年12月25日法務省刑総訓第1060号大臣訓令）第150条、第152条及び第153条第1号の規定により特別の取扱いを行っているものは、検察システムにより事件事務の管理をする取扱いを除き、施行日に第172条第1項の規定により法務大臣の許可を受けた取扱いとみなす。

附 則（平成26年3月11日法務省刑総訓第1号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第21条第3項、第39条第2項及び第61条第2項関係）

種 別	
在 宅	身体の拘束を受けていない被疑者について公訴を提起するとき。
在宅求令状	身体の拘束を受けていない被疑者について公訴を提起する場合において、その者を勾留する必要があると認めるとき。
逮捕中求令状	逮捕中の被疑者について逮捕の基礎となった犯罪事実につき公訴を提起する場合において、その者を勾留する必要があるとき、又は、逮捕中の被疑者について公訴を提起する場合において、公訴事実が逮捕の基礎となった犯罪事実と同一でないため、その犯罪事実について被疑者を釈放し、かつ、公訴事実について新たに勾留する必要があると認めるとき。
勾 留 中	勾留中の被疑者について公訴を提起するとき。
勾留中求令状	勾留中の被疑者について公訴を提起する場合において、公訴事実が勾留の基礎となった犯罪事実と同一でないため、その犯罪事実について被疑者を釈放し、かつ、公訴事実について新たに勾留する必要があると認めるとき。
別件勾留中	別件で勾留中の被告人について公訴を提起するとき。
別件勾留中求令状	別件で勾留中の被告人について公訴を提起する場合において、公訴事実について更に勾留する必要があると認めるとき。
保 釈 中	別件で保釈中の被告人について公訴を提起するとき。

受 刑 中 別件で受刑中の被疑者について公訴を提起するとき。

事件事務規程書式例

目次

様式第1号 事件記録・証拠品送致票(甲)
様式第2号 事件記録・証拠品送致票(乙)
様式第3号 移送書(甲)
様式第4号 移送書(乙)
様式第5号 直受事件表紙
様式第6号 認知・再起事件表紙
様式第7号 変死体発見受理報告書
様式第8号 検視調査
様式第9号 告訴・告発(取消)調書
様式第10号 自首調書
様式第11号 告訴人指定書
様式第12号 供述調書(甲)
様式第13号 供述調書(乙)
様式第14号 鑑定嘱託書(甲)
様式第15号 鑑定嘱託書(乙)
様式第16号 捜査関係事項照会書
様式第17号 保全要請書
様式第18号 保全要請取消書
様式第19号 保全要請期間延長通知書
様式第20号 任意提出書
様式第21号 領置調書(甲)
様式第22号 押収品目録交付書
様式第23号 領置調書(乙)
様式第24号 実況見分調書
様式第25号 捜査嘱託書
様式第26号 逮捕状請求書(甲)
様式第27号 逮捕状請求書(乙)
様式第28号 令状請求処理簿
様式第29号 引致場所変更請求書
様式第30号 通常逮捕手続書(甲)
様式第31号 通常逮捕手続書(乙)
様式第32号 緊急逮捕手続書

様式第33号 現行犯人逮捕手続書(甲)
様式第34号 現行犯人逮捕手続書(乙)
様式第35号 弁解録取書(甲)
様式第36号 弁解録取書(乙)
様式第37号 釈放通知書(甲)
様式第38号 釈放通知書(乙)
様式第39号 逮捕・令状執行等嘱託書
様式第40号 勾留請求書
様式第41号 視護措置請求書
様式第42号 勾留等請求通付票
様式第43号 勾留請求済証明書
様式第44号 勾留期間延長請求書
様式第45号 勾留期間延長請求通付票
様式第46号 接見禁止等請求書
様式第47号 接見禁止等請求通付票
様式第48号 接見禁止等取消請求書
様式第49号 指定書
様式第50号 鑑定留置請求書
様式第51号 鑑定留置期間延長・短縮請求書
様式第52号 鑑定留置請求通付票
様式第53号 鑑定留置取消請求書
様式第54号 鑑定留置のための釈放指揮書
様式第55号 留置期間満了・留置処分取消しによる収容指揮書
様式第56号 収容指揮嘱託書(甲)
様式第57号 移送指揮書(甲)
様式第58号 移送指揮嘱託書
様式第59号 移送同意請求書
様式第60号 移送通知書
様式第61号 移送依頼書
様式第62号 受刑者取調べ等終了通知書
様式第63号 護送指揮書
様式第64号 釈放指揮書
様式第65号 視護措置取消請求書
様式第66号 勾留執行停止申立書
様式第67号 釈放指揮嘱託書
様式第68号 保釈・勾留執行停止釈放通知書
様式第69号 保釈・勾留執行停止取消請求書

様式第70号 収容指揮書(甲)
様式第71号 収容指揮書(乙)
様式第72号 収容指揮囑託書(乙)
様式第73号 保釈者・勾留執行停止者収容通知書
様式第74号 少年収容場所等同意請求書・少年収容等指揮書
様式第75号 少年収容等通知書
様式第76号 差押・捜索・検証許可状請求書
様式第77号 記録命令付差押許可状請求書
様式第78号 身体検査令状請求書
様式第79号 押収品目録
様式第80号 差押調書(甲)
様式第81号 記録命令付差押調書
様式第82号 差押調書(乙)
様式第83号 捜索調書(甲)
様式第84号 捜索調書(乙)
様式第85号 被疑者捜索調書
様式第86号 捜索証明書
様式第87号 捜索差押調書(甲)
様式第88号 捜索差押調書(乙)
様式第89号 検証調書(甲)
様式第90号 検証調書(乙)
様式第91号 身体検査調書(甲)
様式第92号 身体検査調書(乙)
様式第93号 過料処分等請求書
様式第94号 鑑定処分許可請求書
様式第95号 証人尋問請求書
様式第96号 共助事件簿
様式第97号 処分通知書
様式第98号 起訴状(甲)
様式第99号 起訴状(即決)
様式第100号 即決裁判手続の告知手続書
様式第101号 起訴状通付票
様式第102号 起訴通知書
様式第103号 証明資料提出書
様式第104号 起訴状(乙)
様式第105号 科刑意見書
様式第106号 略式手続の告知手続書

様式第107号 略式命令謄本の就業場所における送達に関する申述書
様式第108号 略式命令請求通付票
様式第109号 起訴状(丙)
様式第110号 交通事件即決裁判通付票
様式第111号 正式裁判請求書
様式第112号 告知書
様式第113号 告知・公告手続書
様式第114号 告知請求書
様式第115号 第三者所有物の没収に関する公告
様式第116号 告知・公告証明書
様式第117号 不起訴・中止裁定書
様式第118号 不起訴処分告知書
様式第119号 不起訴処分理由告知書
様式第120号 精神障害者等通報書
様式第121号 釈放された人の更生緊急保護の申出手続に関する説明書
様式第122号 保護カード
様式第123号 事件記録送付書
様式第124号 通告欠如事件記録送付簿
様式第125号 訴訟費用負担請求書
様式第126号 訴訟費用額算定に関する協力依頼書
様式第127号 訴訟費用負担請求処理簿
様式第128号 送致書(甲)
様式第129号 送致書(乙)
様式第130号 送致書(丙)
様式第131号 通告書
様式第132号 少年事件送致通付票
様式第133号 同行指揮書(甲)
様式第134号 別事件通知書
様式第135号 勾引状交付簿
様式第136号 鑑定留置による釈放通知書
様式第137号 勾留取消請求書
様式第138号 釈放通知書(丙)
様式第139号 収容通知書
様式第140号 関連事件併合請求書(甲)
様式第141号 関連事件併合請求方連絡書
様式第142号 関連事件併合請求書(乙)
様式第143号 下級裁判所の審判請求書

様式第144号 後に公訴を受けた裁判所の審判請求方連絡書
 様式第145号 後に公訴を受けた裁判所の審判請求書
 様式第146号 管轄指定請求方連絡書
 様式第147号 管轄指定請求書
 様式第148号 管轄指定・移転請求通知書
 様式第149号 管轄移転請求方連絡書
 様式第150号 管轄移転請求書
 様式第151号 管轄移転請求書謄本交付書
 様式第152号 管轄事件移送請求書
 様式第153号 未提出記録送付書
 様式第154号 特別代理人選任請求書
 様式第155号 忌避申立書
 様式第156号 公判期日変更請求書
 様式第157号 公判期日変更に対する不服申立書
 様式第158号 証拠等関係カード
 様式第159号 証人等尋問請求書
 様式第160号 証拠調べ請求書
 様式第161号 尋問事項書
 様式第162号 付加尋問請求書
 様式第163号 照会請求書
 様式第164号 意見陳述の申出に関する通知書
 様式第165号 被害者特定事項の秘匿の申出に関する通知書
 様式第166号 同種余罪の被害者等による公判記録の閲覧・謄写の申出に関する通知書
 様式第167号 被害者参加の申出に関する通知書
 様式第168号 証拠調べに関する異議申立書
 様式第169号 裁判長の処分に対する異議申立書
 様式第170号 供述の要旨の正確性についての異議申立書
 様式第171号 公判調書の記載についての異議申立書
 様式第172号 訴因・罰条の追加・撤回・変更請求書
 様式第173号 弁論の分離・併合請求書
 様式第174号 弁論再開請求書
 様式第175号 仮納付裁判請求書
 様式第176号 営業秘密の秘匿の申出に関する通知書
 様式第177号 営業秘密の秘匿の申出書
 様式第178号 営業秘密構成情報特定事項に関する通知書
 様式第179号 呼称等に関する事項書

様式第180号 尋問等事項要領書
 様式第181号 質問事項書
 様式第182号 付加質問請求書
 様式第183号 裁判結果票(甲)
 様式第184号 釈放者不収容通知書
 様式第185号 釈放通知書(丁)
 様式第186号 同行指揮書(乙)
 様式第187号 同行通知書
 様式第188号 勾留状失効通知書
 様式第189号 少年事件移送通知書
 様式第190号 上訴放棄申立書
 様式第191号 上訴権回復請求書
 様式第192号 控訴申立書
 様式第193号 上訴申立通知書
 様式第194号 控訴趣意書
 様式第195号 保証書
 様式第196号 抗告申立書
 様式第197号 裁判の取消請求書
 様式第198号 裁判の変更請求書
 様式第199号 準抗告「及び裁判の執行停止」申立書(甲)
 様式第200号 準抗告「及び裁判の執行停止」申立書(乙)
 様式第201号 特別抗告申立書
 様式第202号 再審請求書
 様式第203号 再審請求事件に関する通知書
 様式第204号 検察官関与に関する申出書
 様式第205号 証拠調べに関する申出書
 様式第206号 抗告受理申立書
 様式第207号 抗告受理申立等通知書
 様式第208号 保護処分取消申立書
 様式第209号 審判請求処理簿
 様式第210号 送付書
 様式第211号 意見書
 様式第212号 検察審査会議決事件処分通知書
 様式第213号 検察審査会議決事件処分期間延長通知書
 様式第214号 検察審査会建議・勸告に対する措置結果通知書
 様式第215号 答弁書
 様式第216号 事実の取調べ請求書

様式第217号 移送指揮書(乙)
様式第218号 裁判結果票(乙)
様式第219号 上告申立書
様式第220号 事件受理申立書
様式第221号 事件受理申立理由書
様式第222号 上告趣旨書
様式第223号 異議申立書
様式第224号 抗告受理申立等結果通知書
様式第225号 不服申立事件簿

特別研修資料第4号

事件事務解説

昭和42年1月16日 初版発行
昭和44年5月1日 改訂版第1刷発行
昭和47年9月16日 改訂版第2刷発行
昭和51年3月1日 再訂版発行
昭和53年12月25日 三訂版発行
昭和59年3月24日 四訂版発行
平成元年3月27日 五訂版発行
平成6年2月28日 六訂版発行
平成11年3月16日 七訂版発行
平成17年3月31日 八訂版発行
平成27年3月13日 九訂版発行

発行所 法務総合研究所